

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）

（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 約款の公表	5
第4条 用語の定義	5
第5条 Universal Oneサービスの種類等	10
第5条の2 外国における取扱い	10
第2章 Universal Oneサービスの提供区間等	10
第6条 Universal Oneサービスの提供区間等	10
第3章 契約	10
第1節 V P Nサービスに係る契約	10
第7条 契約の種別等	10
第8条 契約の単位	10
第9条 契約者回線又は加入者回線の終端	11
第10条 Universal Oneサービス区域	11
第11条 加入者回線又は他社接続契約者回線の収容	11
第12条 V P N契約申込の方法	11
第13条 V P N契約申込の承諾	11
第14条 最低利用期間	12
第15条 種類等の変更	12
第16条 所属V P Nグループの変更	12
第17条 回線収容部等の変更	13
第18条 契約者回線又は加入者回線の移転	13
第19条 その他の契約内容の変更	13
第20条 Universal One利用権の譲渡	13
第20条の2 光アクセス回線の事業者変更	14
第21条 Universal One契約者が行うV P N契約の解除	14
第22条 当社が行うV P N契約の解除	14
第23条 協定事業者の契約の解除等に伴う回線契約の扱い	14
第24条 削除	
第25条 その他の提供条件	15
第2節 専用サービスに係る契約	15
第25条の2 契約の種別等	15
第25条の3 契約の単位	15
第25条の4 契約者回線又は加入者回線の終端	15
第25条の5 Universal Oneサービス区域	15
第25条の6 加入者回線の収容	15
第25条の7 専用契約申込の方法	15
第25条の8 専用契約申込の承諾	16
第25条の9 最低利用期間	16
第25条の10 種類等の変更	17

第25条の11	契約者回線又は加入者回線の移転	17
第25条の12	その他の契約内容の変更	17
第25条の13	Universal One利用権の譲渡	17
第25条の14	Universal One契約者が行う専用契約の解除	17
第25条の15	当社が行う専用契約の解除	18
第25条の16	その他の提供条件	18
第3節	国際V P Nサービスに係る契約	18
第25条の17	契約の種別等	18
第25条の18	契約の単位	18
第25条の19	最低利用期間	18
第25条の20	Universal One契約者が行う国際V P N契約の解除	19
第25条の21	その他の提供条件	19
第4章	付加機能	20
第26条	付加機能の提供	20
第27条	付加機能の変更	20
第27条の2	付加機能の最低利用期間	20
第28条	付加機能の廃止	21
第5章	回線相互接続	21
第29条	当社又は他社の電気通信回線の接続	21
第6章	S I Mカードの貸与等	21
第30条	S I Mカードの貸与	21
第31条	S I Mカードの返還	21
第7章	利用中止等	21
第32条	利用中止	21
第33条	利用停止	22
第34条	接続休止等	22
第8章	通信	23
第35条	通信利用の制限等	23
第35条の2	C&Cサーバ等との通信の遮断等	24
第36条	他社接続契約者回線による制約	25
第36条の2	通信量の測定	25
第9章	料金等	25
第1節	料金及び工事に関する費用	25
第37条	料金及び工事に関する費用	25
第2節	料金等の支払義務	25
第38条	利用料金の支払義務	25
第39条	手続きに関する料金の支払義務	26
第40条	工事費の支払義務	27
第40条の2	設備費の支払義務	27
第3節	料金の計算方法等	27
第41条	料金の計算方法等	27
第4節	割増金及び延滞利息	27
第42条	割増金	27
第43条	延滞利息	27
第10章	保守	28
第44条	Universal One契約者の維持責任	28
第45条	Universal One契約者の切分責任	28
第46条	修理又は復旧の順位	28
第11章	損害賠償	29

第47条 責任の制限	29
第48条 免責	29
第12章 雑則	30
第48条の2 ポータル契約の締結	30
第49条 承諾の限界	30
第50条 不可抗力	30
第51条 Universal Oneサービスの廃止	30
第52条 利用に係るUniversal One契約者の義務	31
第53条 回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提 供等	32
第54条 削除	
第54条の2 Universal One契約者に対する通知	32
第55条 回線契約者からの通知	32
第56条 回線契約者の氏名等の通知	33
第56条の2 光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等	33
第57条 協定事業者からの通知	34
第58条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	34
第59条 法令に規定する事項	34
第60条 個人情報の取り扱い	34
第61条 閲覧	34
第61条の2 特約	34
第13章 附帯サービス	34
第62条 附帯サービス	34
別記	
1 Universal Oneサービスの提供区間	35
2 協定事業者	35
3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信 サービスの契約	36
4 Universal One契約者の地位の承継	37
5 Universal One契約者の氏名等の変更の届出	37
5の2 Universal Oneサービスにおける禁止事項	38
6 回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等	38
7 自営端末設備の接続	39
8 自営端末設備に異常がある場合等の検査	39
9 自営電気通信設備の接続	39
10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	40
10の2 電気通信役務契約等状況報告等	40
11 当社の維持責任	40
12 個人情報の開示	40
13 回線制御装置の提供等	40
13の2 削除	
13の3 仮想化制御装置の販売等	41
13の4 B Bルーターの提供等	42
13の5 E / S コンバータの提供等	42
14 トラフィックレポートの提供	43
15 保守オプションサービスの提供	44
15の2 削除	
15の3 削除	
16 利用権に関する事項の証明	44

17	支払証明書の発行	45
17の2	申込みの一元受付	45
18	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	45
19	新聞社等の基準	45
料金表		
	通則	46
第1表	料金（附帯サービスの料金を除きます。）	76
第1類	利用料金	76
第2類	手続きに関する料金	139
第2表	工事に関する費用	140
第1類	工事費	140
第2類	設備費	148
第3表	附帯サービスに関する料金	149
第1	利用権に関する事項の証明手数料	149
第2	支払証明書の発行手数料	149
第3	回線制御装置使用料	149
第4	回線制御装置に係る工事費	154
第5	保守オプションサービスに係る料金	154
第6	仮想化制御装置の販売価格	155
第7	BBルーターの使用料	155
第8	BBルーターの工事費	156
第9	削除	
第10	削除	
第11	E/Sコンバータ使用料	156
	料金表別表	157
1	契約者回線等の二重化に係る提供条件	157
2	セット割引	163
	附則	166

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このUniversal Oneサービス契約約款（第1編）（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりUniversal Oneサービス第1種（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下、「Universal Oneサービス」といいます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、Universal Oneサービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

2 当社がUniversal Oneサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてUniversal One契約者に通知するご利用ガイド（国際VPNサービスに係るものを除きます。）等のUniversal Oneサービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、Universal One契約者が特段の申出なくUniversal Oneサービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他Universal One契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、Universal One契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Universal One網	主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 Universal Oneサービス	(1) Universal One網を使用して符号の伝送交換を行う電気通信サービス (2) 契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行う電気通信サービス

5 Universal Oneサービス取扱所	(1) Universal Oneサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりUniversal Oneサービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 Universal One契約	当社からUniversal Oneサービスの提供を受けるための契約
7 Universal One契約者	当社とUniversal One契約を締結している者
8 V P N 契約	Universal One契約であって、当社からV P Nサービスの提供を受けるためのもの
9 専用契約	Universal One契約であって、当社から専用サービスの提供を受けるためのもの（臨時専用契約となるものを除きます。）
10 臨時専用契約	Universal One契約であって、30日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
11 国際V P N契約	Universal One契約であって、国際V P Nサービスの提供を受けるためのもの
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
13 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
14 契約事業者	事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者
15 移動無線装置	陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
16 専用回線	専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置される電気通信回線
17 契約者回線	(1) V P N契約に基づいてUniversal Oneサービス取扱所に設置される交換等設備（交換設備及びその電気通信回線の終端に対向する装置並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）とその交換等設備のあるUniversal Oneサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（相互接続点との間に設置されるものを除きます。） (2) 一端又は両端がUniversal Oneサービス取扱所内の当社が指定する場所（相互接続点を除きます。）に終端する専用回線の一部であって、そのUniversal Oneサービス取扱所内の終端に係るUniversal Oneサービス取扱所内の部分

18 加入者回線	(1) V P N契約に基づいて当社が設置する電気通信回線設備の一部であって、V P N契約に基づいてUniversal Oneサービス取扱所に設置される交換等設備とそのUniversal One契約者が指定する場所との間に設置されるもの (2) V P N契約に基づいて当社の無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備をいいます。）とUniversal One契約者が指定する移動無線装置（当社が指定するものに限ります。）との間に設定される電気通信回線 (3) 専用回線の一部であって、専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）とUniversal Oneサービス取扱所との間の部分（契約者回線となるものを除きます。）
19 他社接続契約者回線	相互接続点を介してUniversal One網と相互に接続する電気通信回線（別記2に掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）であって、協定事業者が、協定事業者とその電気通信回線に係る契約者との間の契約に基づいて、その契約者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
20 回線収容部	加入者回線又は他社接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
21 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 加入者回線 (3) 他社接続契約者回線 (4) 当社が必要により設置又は設定する電気通信設備
22 国際回線	国際V P Nサービスに係る契約者回線等又は外国（当社が直接電気通信サービスを提供していない国又は地域をいいます。以下同じとします。）側の電気通信回線
23 V P Nグループ	相互に通信を行うことのできるUniversal One契約に係る契約者回線等から構成されるグループ
24 代表契約	Universal One契約であって、そのV P Nグループに所属する契約者回線等相互間の通信又はV P Nグループに係る設定、変更又は廃止の手続き等を代表して行うためのもの
25 代表契約者	当社と代表契約を締結している者
26 回線契約	(1) V P N契約又は国際V P N契約であって、その契約者回線等からUniversal One網に接続して通信を行うためのもの (2) 専用契約又は臨時専用契約であって、専用回線の一端に係るもの
27 回線契約者	当社と回線契約を締結している者
28 メイン契約	回線契約であって、バックアップ契約以外のもの
29 バックアップ契約	回線契約であって、契約者回線等に係る通信の二重化を図るためのもの

30 メイン契約者	当社とメイン契約を締結している者
31 バックアップ契約者	当社とバックアップ契約を締結している者
32 DSL回線	加入者回線又は他社接続契約者回線であって、別記3(1)に掲げる契約に係るもの
33 光アクセス回線	加入者回線又は他社接続契約者回線であって、別記3(2)に掲げる契約に係るもの
33の2 光コラボレーション事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデルに関する契約（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
33の3 光コラボレーションモデルサービス	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
33の4 光アクセス回線の転用	回線契約の申込み又はUniversal Oneサービスの区別等の変更（他社接続契約者回線に係るものから加入者回線に係るものへの変更に限ります。）の請求を行うにあたり、その申込者又は回線契約者が現に利用している電気通信サービス（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルサービス以外のものとします。）をUniversal Oneサービスに移行して、Universal Oneサービスの加入者回線として利用開始すること

33の5 光アクセス回線の事業者変更	(1) 回線契約の申込み又はUniversal Oneサービスの区別等の変更（他社接続契約者回線に係るものから加入者回線に係るものへの変更に限ります。）の請求を行うにあたり、その申込者又は回線契約者が現に利用している電気通信サービス（当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスとします。）をUniversal Oneサービスに移行して、Universal Oneサービスの加入者回線として利用開始すること（以下この(1)の場合を「光アクセス回線の事業者変更（入）」といいます。） (2) 回線契約の解除又はUniversal Oneサービスの区別等の変更（加入者回線に係るものから他社接続契約者回線に係るものへの変更に限ります。）の請求を行うにあたり、その回線契約者が現に利用しているUniversal Oneサービス（加入者回線の部分に限ります。）を当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービス又は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「光アクセス回線の事業者変更（出）」といいます。）
34 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
35 自営端末設備	(1) 回線契約者が設置する端末設備 (2) 当社のSoftware-Defined Network Service利用規約に基づき、当社が設置する端末設備
36 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
37 SIMカード	ワイヤレス回線番号その他の情報を記憶することができるものであって、当社がUniversal Oneサービス（この表の18欄の(2)に規定する加入者回線に係るものに限ります。）の提供のために回線契約者に貸与するもの
38 技術基準等	(1) 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） (2) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号） (3) 端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
39 回線終端装置	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
40 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
41 利用機能識別番号	Universal One契約において利用される付加機能等を識別するための番号

(Universal Oneサービスの種類等)

第5条 Universal Oneサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
V P N サービス	Universal One網を使用して符号の伝送交換を行うUniversal Oneサービスであって、国際V P Nサービス以外のもの
専用サービス	契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行うUniversal Oneサービス
国際V P N サービス	(1) 外国の電気通信サービスを利用して提供するUniversal Oneサービス (2) 外国側の電気通信回線との間の符号の伝送交換を行うための契約者回線等を設置して提供するUniversal Oneサービス

2 Universal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るものを除きます。）には、料金表通則に規定する区別、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目等（以下「区別等」といいます。）があります。

3 Universal Oneサービス（国際V P Nサービスに係るものに限りません。）には、当社が定めるArcstar Universal Oneサービス サービス提供条件書（以下「サービス提供条件書」といいます。）及び当社が指定するサービスオーダーフォームに規定する区別等があります。

(外国における取扱い)

第5条の2 Universal Oneサービスの取扱いについては、外国の関連法令その他の規制及び外国の電気通信事業者が定める契約条件等により制限されることがあります。この場合、Universal One契約者はその制限に従っていただきます。

第2章 Universal Oneサービスの提供区間等

(Universal Oneサービスの提供区間等)

第6条 当社は、Universal Oneサービスを、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、別記2に掲げる協定事業者の他社接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所をUniversal One契約の申込みをする者に開示します。

3 相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第3章 契約

第1節 V P Nサービスに係る契約

(契約の種別等)

第7条 V P Nサービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 代表契約
- (2) 回線契約

2 回線契約には、次の種類があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) メイン契約
- (2) バックアップ契約

(契約の単位)

第8条 V P N契約の単位は、次のとおりとします。

この場合、Universal One契約者は1のV P N契約につき1人に限ります。

(1) 代表契約の場合

当社は、1のVPNグループごとに1の代表契約を締結します。

(2) 回線契約の場合

当社は、1の契約者回線等ごとに1の回線契約を締結します。

(契約者回線又は加入者回線の終端)

第9条 当社は、Universal Oneサービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、回線契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、回線契約者と協議します。

(Universal Oneサービス区域)

第10条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、VPNサービスに係るUniversal Oneサービス区域を設定します。

(加入者回線又は他社接続契約者回線の収容)

第11条 当社は、当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部に加入者回線又は他社接続契約者回線を収容します。

2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部ごとに1の加入者回線又は他社接続契約者回線を収容します。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(VPN契約申込の方法)

第12条 代表契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により代表契約の申込みを行っていただきます。

(1) 契約の種別

(2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 回線契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により回線契約の申込みを行っていただきます。

(1) 契約の種別及び回線契約の種類

(2) Universal Oneサービスの種類及び区別等

(3) 所属するVPNグループ(以下「所属VPNグループ」といいます。)

(4) 契約者回線、加入者回線又は他社接続契約者回線に係る終端の場所

(5) 他社接続契約者回線について協定事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限り。)

(6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(注) 本条第2項第5号に規定する当社が別に定める契約の内容は、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する事項のうち、当社がVPNサービスを提供するために必要な事項又は当社がVPNサービスの料金若しくは工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(VPN契約申込の承諾)

第13条 当社は、VPN契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その代表契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 代表契約の申込みをした者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 代表契約の申込みをした者が、第33条(利用停止)第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている

又は代表契約の解除を受けたことがあるとき。

- (4) 代表契約の申込みをした者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (5) 代表契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (6) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の場合には、その回線契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 回線契約の申込みをした者が、他社接続契約者回線（料金表通則に定めるフレックス別契約型に係るものを除きます。）について、協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - (2) 他社接続契約者回線について、協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。
 - (3) 所属VPNグループの代表契約者の同意がないとき。
 - (4) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (5) 回線契約の申込みをした者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (6) 他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (7) 回線契約の申込みをした者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている又は回線契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (8) 回線契約の申込みをした者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (9) 回線契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (10) メイン契約の申込みをした者又はメイン契約者とバックアップ契約の申込みをした者が同一の者とならないとき。
 - (11) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第14条 VPNサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、VPNサービスの提供を開始した日又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（種類等の変更）

第15条 回線契約者は、Universal Oneサービスの種類及び区別等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（所属VPNグループの変更）

第16条 回線契約者は、所属VPNグループの変更（そのUniversal One契約の所属先となるVPNグループを変更することその他の変更をいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（VPN契約申込の承諾）の規定に

準じて取り扱います。

（回線収容部等の変更）

第17条 回線契約者が他社接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込みを協定事業者に行うときは、その内容について当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その他社接続契約者回線について他のUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部への収容の変更等を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第13条（V P N契約申込の承諾）第3項各号のいずれかに該当するときは、その変更を行わないことがあります。

3 前項ただし書きの場合において、回線契約者は、V P Nサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その回線契約者にそのことを通知します。

（契約者回線又は加入者回線の移転）

第18条 回線契約者は、契約者回線又は加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第19条 Universal One契約者は、第12条（V P N契約申込の方法）第1項第2号又は第2項第6号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（Universal One利用権の譲渡）

第20条 Universal One利用権（Universal One契約者がUniversal One契約に基づいてUniversal Oneサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 Universal One利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりUniversal One利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) その譲受人（回線契約に係る者に限ります。）が、その他社接続契約者回線（料金表通則に定めるフレッツ別契約型に係るものを除きます。）について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) 他社接続契約者回線について、協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。

(3) 所属V P Nグループの代表契約者の同意が得られないとき。

(4) V P Nサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(5) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(6) その譲渡について、他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(7) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている、又はUniversal One契約の解除を受けたことがあるとき。

(8) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

- (9) Universal One利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (10) メイン契約者とバックアップ契約者とが同一の者とならないとき。
- (11) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 Universal One利用権の譲渡があったときは、譲受人は、Universal One契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。
- (光アクセス回線の事業者変更)**
- 第20条の2** 回線契約者（料金表通則に定める光一括提供型に係る者に限ります。）は、光アクセス回線の事業者変更（出）の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（VPN契約申込の承諾）第3項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。
- (1) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (2) 加入者回線に係る品目若しくは細目の変更又は移転の請求があるとき。
- (3) その他光アクセス回線の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。
- 3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号（光アクセス回線の事業者変更の手続きに必要な番号をいいます。以下同じとします。）を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。
- (Universal One契約者が行うVPN契約の解除)**
- 第21条** Universal One契約者は、VPN契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知していただきます。
- (当社が行うVPN契約の解除)**
- 第22条** 当社は、第33条（利用停止）の規定によりVPNサービスの利用を停止されたUniversal One契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのVPN契約を解除することがあります。
- 2 当社は、Universal One契約者が第33条第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、VPNサービスの利用停止をしないでそのVPN契約を解除することがあります。
- 3 当社は、代表契約が解除された場合は、そのVPNグループに係るすべての回線契約を解除することがあります。
- 4 当社は、VPNグループに係るすべての回線契約が解除された場合は、その代表契約を解除することがあります。
- 5 当社は、メイン契約が解除された場合は、そのメイン契約に係るバックアップ契約を解除することがあります。
- 6 当社は、天災、事変その他の非常事態により、VPNサービスに係る電気通信設備が故障又は滅失した場合であって、その修理又は復旧が困難であると判断したときは、そのVPN契約を解除することがあります。
- 7 当社は、前6項の規定により、そのVPN契約を解除しようとするときは、あらかじめUniversal One契約者にそのことを通知します。
- (協定事業者の契約の解除等に伴う回線契約の扱い)**
- 第23条** 当社は、回線契約者から接続中止（回線契約に係る他社接続契約者回線が、契約の解除、利用休止又はその他の事由により、VPNサービスと接続されなくなることをいいます。以下この条において同じとします。）する旨の届出があったとき又は当社が接続中止の事実を知ったときは、その回線契約を解除します。
- ただし、接続中止すると同時にそれに相当する契約者回線等との接続を開始した

場合であって、その回線契約者から回線契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

- 2 前項に規定するほか、当社は、回線契約者とその回線契約に係る他社接続契約者回線（料金表通則に定めるフレッツ別契約型に係るものを除きます。）について協定事業者と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その回線契約を解除することがあります。

第24条 削除

（その他の提供条件）

第25条 V P N契約に係るその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第2節 専用サービスに係る契約

（契約の種別等）

第25条の2 専用サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 専用契約
代表契約及び回線契約
- (2) 臨時専用契約
回線契約

- 2 回線契約には、次の種類があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) メイン契約
- (2) バックアップ契約

（契約の単位）

第25条の3 専用契約（臨時専用契約を含みます。以下、この節において同じとします。）の単位は、次のとおりとします。

この場合、Universal One契約者は1の専用契約につき1人に限ります。

- (1) 代表契約の場合
当社は、1のV P Nグループごとに1の代表契約を締結します。
- (2) 回線契約の場合
当社は、1の契約者回線等ごとに1の回線契約を締結します。

（契約者回線又は加入者回線の終端）

第25条の4 当社は、Universal Oneサービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、回線契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。
- 3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、回線契約者と協議します。

（Universal Oneサービス区域）

第25条の5 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、専用サービスに係るUniversal Oneサービス区域を設定します。

（加入者回線の収容）

第25条の6 当社は、当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部に加入者回線を収容します。

- 2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部ごとに1の加入者回線を収容します。
- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のUniversal Oneサービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（専用契約申込の方法）

第25条の7 代表契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により代表契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 契約の種別
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 回線契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により回線契約の申込みを行っていただきます。
 - (1) 契約の種別及び回線契約の種類
 - (2) Universal Oneサービスの種類及び区別等
 - (3) 所属VPNグループ
 - (4) 契約者回線又は加入者回線に係る終端の場所
 - (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(専用契約申込の承諾)

第25条の8 当社は、専用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その代表契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 代表契約の申込みをした者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 代表契約の申込みをした者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている又は代表契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 代表契約の申込みをした者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (5) 代表契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (6) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の場合には、その回線契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 所属VPNグループの代表契約者の同意がないとき。
 - (2) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 回線契約の申込みをした者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 回線契約の申込みをした者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている又は回線契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 回線契約の申込みをした者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) 回線契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (7) メイン契約の申込みをした者又はメイン契約者とバックアップ契約の申込みをした者が同一の者とならないとき。
 - (8) 臨時専用契約であって、当社が専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
 - (9) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第25条の9 専用サービス（臨時専用契約に係るものを除きます。）には、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用サービスの提供を開始した日又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。
ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(種類等の変更)

第25条の10 回線契約者は、Universal Oneサービスの種類及び区別等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第25条の8（専用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線又は加入者回線の移転)

第25条の11 回線契約者は、契約者回線又は加入者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第25条の8（専用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第25条の12 Universal One契約者は、第25条の7（専用契約申込の方法）第1項第2号又は第2項第5号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第25条の8（専用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(Universal One利用権の譲渡)

第25条の13 Universal One利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

ただし、臨時専用契約に係るUniversal One利用権は譲渡することができません。

- 2 Universal One利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定によりUniversal One利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 所属VPNグループの代表契約者の同意が得られないとき。
- (2) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、Universal Oneサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている、又はUniversal One契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) Universal One利用権を譲り受けようとする者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) Universal One利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (7) メイン契約者とバックアップ契約者とが同一の者とならないとき。
- (8) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

- 4 Universal One利用権の譲渡があったときは、譲受人は、Universal One契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(Universal One契約者が行う専用契約の解除)

第25条の14 Universal One契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

（当社が行う専用契約の解除）

第25条の15 当社は、第33条（利用停止）の規定により専用サービスの利用を停止されたUniversal One契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その専用契約を解除することがあります。

2 当社は、Universal One契約者が第33条第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用サービスの利用停止をしないでその専用契約を解除することがあります。

3 当社は、代表契約が解除された場合は、そのVPNグループに係るすべての回線契約を解除することがあります。

4 当社は、VPNグループに係るすべての回線契約が解除された場合は、その代表契約を解除することがあります。

5 当社は、メイン契約が解除された場合は、そのメイン契約に係るバックアップ契約を解除することがあります。

6 当社は、天災、事変その他の非常事態により、専用サービスに係る電気通信設備が故障又は滅失した場合であって、その修理又は復旧が困難であると判断したときは、その専用契約を解除することがあります。

7 当社は、前6項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめUniversal One契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第25条の16 専用契約に係るその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第3節 国際VPNサービスに係る契約

（契約の種別等）

第25条の17 国際VPNサービスに係る契約には、次の種別があります。

(1) 代表契約（VPNサービスと同一のものとします。）

(2) 回線契約

2 回線契約には、次の種類があります。

(1) メイン契約

(2) バックアップ契約

（契約の単位）

第25条の18 国際VPN契約の単位は、次のとおりとします。

この場合、Universal One契約者は1の国際VPN契約につき1人に限ります。

(1) 代表契約の場合

当社は、1のVPNグループごとに1の代表契約を締結します。

(2) 回線契約の場合

当社は、1の国際回線ごとに1の回線契約を締結します。

（最低利用期間）

第25条の19 国際VPNサービスには、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、国際VPNサービスの提供を開始した日又は国際VPNサービスの区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。

ただし、TATA Communications又はBharti Airtel等に係る回線契約については、最低利用期間満了の日から60日前までに回線契約者から回線契約の解除の申出がないときは、その回線契約に係る最低利用期間はさらに1年間延長することとし、その後もこの例によります。

3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する月額料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

- 4 回線契約者は、最低利用期間内に国際VPNサービスの区別等の変更又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の月額料金の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下この条において同じとします。）を乗じて得た額から変更後の月額料金の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。
- 5 Universal One契約者は、第2項の最低利用期間内に国際VPNサービスの区別等の変更があった場合に、当社がサービス提供事業者（外国において国際VPNサービスに係る電気通信サービスを提供している者をいいます。以下同じとします。）から残余の期間に対応する月額料金その他の費用の請求を受けたときは、その額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
- 6 前項の場合において、変更後の国際VPNサービスに係る最低利用期間については、その変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱うことがあります。
- 7 前項までの規定にかかわらず、サービス提供条件書又は当社が指定するサービスオーダーフォームに別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（Universal One契約者が行う国際VPN契約の解除）

第25条の20 Universal One契約者は、国際VPN契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の60日前（Orange Business Service又はMyanmar Posts and Telecommunicationsの電気通信サービスを利用している場合は、90日前とします。）までに、そのことを当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

（その他の提供条件）

第25条の21 当社は、外国においてサービス提供事業者が国際VPNサービスの提供（国際VPNサービスの提供に必要な権利の譲渡を含みます。）を委嘱する権限を有することとします。

- 2 当社は、外国の法令又はサービス提供事業者の要請等に基づき、Universal One契約者又は使用者（Universal One契約者が指定した国際VPNサービスの使用者をいいます。以下同じとします。）から当社の指定する書面を提出していただくことがあります。
- 3 2に規定するほか、Universal One契約者又は使用者は、次に掲げる場合、外国の関連法令その他の規制を遵守し課税問題を惹起させないために、サービス提供事業者との間で電気通信サービスに係る個別の契約を締結していただきます。
 - (1) 関連法令その他の規制により、Universal One契約者又は使用者がその国又は地域において電気通信サービスの提供に必要な免許等を有するサービス提供事業者と契約を締結することが求められているとき。
 - (2) サービス提供事業者とUniversal One契約者又は使用者が契約を締結しない場合、当社がその国又は地域における課税対象者となるおそれがあるとき。
- 4 当社は、国際VPNサービスに係る一部の提供条件を当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダーフォームにて定めるものとします。
- 5 当社は、Universal One契約に係る約款、サービス提供条件書又は当社が指定するサービスオーダーフォームの規定が異なる場合には、次の優先順位でその規定を適用します。

ただし、当社が明確にその優先順位を変更する場合を除きます。

 - (1) 当社が指定するサービスオーダーフォーム
 - (2) サービス提供条件書
 - (3) 約款
- 6 国際VPNサービスに係るその他の提供条件については、VPNサービスの場合に準ずるものとします。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第26条 当社は、Universal One契約者（臨時専用契約に係る者を除きます。）から請求があったときは、料金表第1表（料金）又は当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダーフォームに定めるところにより付加機能を提供します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その請求を承諾しないことがあります。

- (1) 所属VPNグループの代表契約者の同意がないとき。
- (2) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したUniversal One契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求したUniversal One契約者が、第33条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、Universal Oneサービスの利用を停止されている、又はUniversal One契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 付加機能の提供を請求したUniversal One契約者が、第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 付加機能の提供を請求したUniversal One契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (7) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(付加機能の変更)

第27条 Universal One契約者は、付加機能の利用内容の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、前条第2項の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の最低利用期間)

第27条の2 付加機能（料金表第1表（料金）に規定するコネクタ機能に限ります。

以下本条において同じとします。）には、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算して1月間とします。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 Universal One契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止又はその付加機能に係るUniversal One契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する付加機能利用料（料金表第1表（料金）に規定するコネクタ機能に係るものに限り、以下本条において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 Universal One契約者は、最低利用期間内に付加機能の区分の変更があった場合は、変更前の付加機能利用料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下この条において同じとします。）を乗じて得た額から変更後の付加機能利用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 前4項の規定にかかわらず、国際VPNサービスに係る付加機能の最低利用期間については、当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダー

フォームに定めるところによります。

(付加機能の廃止)

第28条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) Universal One契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。
 - (2) その付加機能の提供を受けているUniversal One契約の解除があったとき。
 - (3) 付加機能（料金表第1表（料金）に規定するトラフィック見える化機能に限ります。）については、当社がその機能に係るデータ又はレポートの提供を行ったとき。
- 2 前項に規定するほか、当社は、その付加機能の提供を継続するにあたり、料金表第1表（料金）に規定する提供条件を満たさなくなったときは、その付加機能を廃止することがあります。

第5章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第29条 回線契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社が指定する方法により当社に請求していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 SIMカードの貸与等

(SIMカードの貸与)

第30条 当社は、1の回線契約者（料金表通則に規定するワイヤレスアクセスに係る者に限ります。）へ1のワイヤレス回線番号を登録した1のSIMカードを貸与します。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与しているSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをUniversal One契約者に通知します。

(SIMカードの返還)

第31条 SIMカードの貸与を受けている回線契約者は、次の場合には、当社が指定する方法によりそのSIMカードを当社へ速やかに返還していただきます。

- (1) そのUniversal One契約の解除があったとき。
- (2) その他SIMカードを利用しなくなったとき。

第7章 利用中止等

(利用中止)

第32条 当社は、次の場合には、そのUniversal Oneサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社が計画工事を行うとき。
- (3) 第6条（Universal Oneサービスの提供区間等）第3項の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (4) 第35条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

- 2 当社は、前項の規定によりUniversal Oneサービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことをUniversal One契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第33条 当社は、Universal One契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのUniversal Oneサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったUniversal Oneサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。）、そのUniversal Oneサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) Universal One契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) Universal One契約者の氏名等の変更の届出に当たって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 第52条（利用に係るUniversal One契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者回線又は加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (6) 契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。
 - (7) 前6号のほか、この約款の規定に反する行為であって、当社のUniversal Oneサービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、料金その他の債務について、料金表通則に規定する料金等の一括支払い（外国側でその一括支払いを行うものに限りです。）により外国の電気通信事業者が定める支払期日を経過してもなおその外国の電気通信事業者を支払われない場合についても、前項の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、Universal One契約者が当社と当社の提供する電気通信サービスに係る契約を締結している場合において、その電気通信サービスに係る契約約款等の定めによりその電気通信サービスが利用停止となるときは、そのUniversal One契約者に係るUniversal Oneサービスの利用を停止することがあります。
- 4 前3項に規定するほか、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、通信を継続して行うことについてUniversal Oneサービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、そのUniversal Oneサービスの利用を停止することがあります。
- 5 当社は、前4項の規定によりUniversal Oneサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をUniversal One契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止等)

第34条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は協定事業者の電気通信事業の一部若しくは全部の休止若しくは廃止により、回線契約者がUniversal Oneサービスを全く利用できなくなったときは、そのUniversal Oneサービスについて接続休止（そのUniversal Oneサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのUniversal Oneサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのUniversal Oneサービスについて、回線契約者から回線契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、契約事業者との契約の解除、契約事業者の契約約款の廃止又は契約事業者の電気通信事業の一部若しくは全部の休止若しくは廃止により、回線契約者がUniversal Oneサービスを全く利用できなくなったときは、そのUniversal Oneサービスについて提供休止（そのUniversal Oneサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのUniversal Oneサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのUniversal Oneサービスについて、回線契約者から回線契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前2項の規定により、接続休止又は提供休止をしようとするときは、あらかじめ、その回線契約者にそのことを通知します。
- 4 接続休止又は提供休止の期間は、その休止をした日から起算して1年間とし、その休止の期間を経過した日において、その回線契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その回線契約者にそのことを通知します。
- 5 前項までの規定によるほか、当社は、サービス提供事業者が電気通信サービスの一部又は全部を変更又は廃止したときは、その電気通信サービスを利用する国際VPNサービスを廃止することがあります。この場合において、当社は、あらかじめUniversal One契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第8章 通信

（通信利用の制限等）

第35条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記19の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 Universal One契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
- 3 Universal One契約者は、移動無線装置に係る通信について、Universal Oneサービス区域内であっても、屋内、ビルの陰又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合（通信速度が低下する場合を含みます。）があります。
- 4 当社は、Universal One契約者が行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、Universal Oneサービスの利用を制限することがあります。
- 5 当社は、Universal One契約者が行う通信（インターネットに係る通信に限ります。）によりふくそうが発生し、Universal Oneサービスを利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える、又は与えるおそれがあるときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う契約者回線等を検知し、その契約者回線等の通信速度を制限します。
- 6 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、Universal Oneサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。
- 7 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、Universal One契約者からのインターネット通信に係る閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- 8 前項に規定する閲覧の制限により、Universal One契約者のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、Universal One契約者はあらかじめ同意するものとします。

（C&Cサーバ等との通信の遮断等）

- 第35条の2** 当社は、Universal One契約者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。）に感染すること等により、当該Universal One契約者がC&Cサーバ（外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該Universal One契約者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するものとします。この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。
- 2 回線契約の申込みをする者及びUniversal One契約者は、前項の当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- 3 Universal One契約者は、随時、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/malware>) において、その設定変更の方法を公表します。
- 4 本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等により、Universal One契約者の

インターネット通信の利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、Universal One契約者はあらかじめ同意するものとします。

- 5 当社は、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではなく、この検知及び通信の遮断に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

（他社接続契約者回線による制約）

第36条 回線契約者は、協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、他社接続契約者回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、Universal Oneサービスを利用することはできません。

（注）本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

（通信量の測定）

第36条の2 Universal Oneサービスに係る通信量は、当社（契約事業者を含みます。）の機器により測定します。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条 当社が提供するUniversal Oneサービス（国際VPNサービスに係るものを除きます。）の料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供するUniversal Oneサービス（国際VPNサービスに係るものを除きます。）の工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

- 3 国際VPNサービスの料金及び工事費等は、当社が指定するサービスオーダーフォームに定めるとおりとします。

ただし、国際回線の設置場所又は工事の態様その他の状況により、国際VPN契約の締結後にその国際VPNサービスに係る料金及び工事費等が確定する場合があります。この場合において、当社は、確定後の料金及び工事費等をUniversal One契約者に通知します。

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するUniversal Oneサービスの態様に応じて、定額通信料、ワイヤレス利用料、付加機能利用料、加算料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（利用料金の支払義務）

第38条 Universal One契約者は、そのUniversal One契約に基づいてUniversal Oneサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、Universal One契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日（国際VPNサービスについてはそれぞれ当日とします。）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金又は当社が指定するサービスオーダーフォームに定める料金の支払いを要します。

ただし、付加機能利用料について料金表第1表及び当社が定めるサービス提供条件書に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、Universal Oneサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

（1）利用停止があったときは、Universal One契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

（2）前号の規定によるほか、Universal One契約者は、次の場合を除き、Universal

Oneサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 Universal One契約者の責めによらない理由により、そのUniversal Oneサービス（国際VPNサービスに係るものを除きます。以下この表において同じとします。）を全く利用できない状態（そのUniversal One契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのUniversal Oneサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金
3 回線収容部等の変更又は移転に伴って、Universal Oneサービスを利用できなかった期間が生じたとき（Universal One契約者の都合によりUniversal Oneサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金
4 Universal Oneサービスの接続休止又は提供休止をしたとき。	接続休止又は提供休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するそのUniversal Oneサービスについての料金

3 前項の規定にかかわらず、利用料金の扱いについて、料金表通則にSLAに係る料金の扱いの定めがある場合又は料金表にその他別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第39条 Universal One契約者は、Universal Oneサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する

料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第40条 Universal One契約者は、Universal One契約の申込み若しくは工事（その工事を実施するにあたって必要な準備等を含みます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたとき又は第17条（回線収容部等の変更）に規定する回線収容部等の変更を行ったときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費又は当社が指定するサービスオーダーフォームに定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのUniversal One契約の解除又はその工事の請求若しくは回線収容部等の変更の取消し（以下この条及び次条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、Universal One契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第40条の2 Universal One契約者は、Universal One契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けた場合又は第17条（回線収容部等の変更）に規定する回線収容部等の変更を行った場合であって、その申込み若しくは請求又は変更が特別な電気通信設備の新設、増設、改造若しくは撤去の工事を要するものであるとき又はその電気通信設備の維持管理に個別の費用を要するものであるときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、Universal One契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第41条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第42条 Universal One契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第43条 Universal One契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第10章 保守

(Universal One契約者の維持責任)

第44条 Universal One契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(Universal One契約者の切分責任)

第45条 Universal One契約者は、Universal Oneサービスを利用することができなくなったときは、契約者回線等に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、Universal One契約者から請求があったときは、当社は、Universal Oneサービス取扱所において試験を行い、その結果をUniversal One契約者にお知らせします。

3 Universal One契約者は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、Universal One契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、その派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているUniversal One契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第46条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第35条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその機関とのUniversal One契約に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	機 関 名
1	気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関 防衛機関 輸送の確保に直接関係のある機関 通信の確保に直接関係のある機関 電力の供給の確保に直接関係のある機関
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関 水道の供給の確保に直接関係のある機関 選挙管理機関 別記19の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するとき、暫定的にそのUniversal Oneサービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第47条 当社は、Universal Oneサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのUniversal Oneサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのUniversal One契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのUniversal OneサービスがDSL回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りでありません。

2 前項の場合において、当社は、Universal Oneサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限りまゝ。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUniversal Oneサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりUniversal Oneサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 前項までに規定するほか、当社及びUniversal One契約者は、当社が第25条の21（その他の提供条件）第1項の規定に基づき、サービス提供事業者に委嘱して国際VPNサービスを提供するときは、その国際VPNサービスに係る相手方の唯一の窓口として、サービス提供事業者又は使用者による国際VPNサービスに係る義務の不履行又は違反について、自らがその不履行又は違反を行った場合と同様の責任を相手方に対して負うものとします。この場合において、当社は、第1項及び第2項の規定が適用される範囲に限り、Universal One契約者に生じた損害に対する責任を負うものとします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第48条 当社は、Universal Oneサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事等に当たって、Universal One契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合又はその電気通信設備に記憶されている情報等の内容が変化若しくは消失したことにより損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（Universal Oneサービス取扱所に設置する交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生するUniversal One契約者の費用については負担しません。
- 4 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第12章 雑則

（ポータル契約の締結）

- 第48条の2** 当社は、Universal One契約の申込みがあった場合又はUniversal One利用権の譲渡の承認の請求があった場合は、申込者等（Universal One契約の申込みをした者又はUniversal One利用権の譲渡の承認を請求した者（譲受人となる者に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）から、当社が定めるカスタマポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなします。
- 2 Universal One契約の申込みの承諾を受けた者又はUniversal One利用権を譲り受けることの承諾を受けた者は、前項の規定と当社が定めるカスタマポータル規約の規定とに基づいて、当社とポータル契約を締結したこととなります。この場合、Universal One契約者と当社との間で成立するポータル契約は、そのUniversal One契約者に係るUniversal One契約が複数となる場合であっても、1契約とします。
 - 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、前2項の規定を適用しません。
 - (1) 当社がUniversal One契約の申込みを承諾する時点又は当社がUniversal One利用権の譲渡を承認する時点において、申込者等と当社との間で、当社が定めるカスタマポータル規約に基づくポータル契約又は当社が定めるCustomer Portal Terms and Conditionsに基づくPortal Agreementを既に締結しているとき。
 - (2) 申込者等から、前2項の規定を適用しないでほしい旨の意思表示があったとき。

（承諾の限界）

- 第49条** 当社は、Universal One契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等Universal Oneサービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
- ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（不可抗力）

- 第50条** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置によりUniversal One契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

（Universal Oneサービスの廃止）

- 第51条** 当社は、Universal Oneサービスの一部又は全部を廃止することがあります。
- 2 前項の規定によるUniversal Oneサービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのUniversal Oneサービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
 - 3 当社は、Universal Oneサービスの一部又は全部の廃止に伴い、Universal One契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
 - 4 当社は、第1項の規定によりUniversal Oneサービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめUniversal One契約者に通知します。

(利用に係るUniversal One契約者の義務)

第52条 Universal One契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がUniversal One契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社がUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がUniversal One契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がUniversal One契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) Universal Oneサービス（V P Nサービスの契約者回線等のうち、料金表通則に規定するレイヤー2の契約者回線等をV P Nグループに含むものに限り。）を利用して、映像配信又はファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信を行わないこと。
- (6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でUniversal Oneサービスを利用しないこと。

また、別記5の2（Universal Oneサービスにおける禁止事項）に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

- 2 Universal One契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 Universal One契約者は、当社がUniversal One契約に基づき設置又は貸与した電気通信設備その他の物品について、Universal One契約の解除、Universal Oneサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その物品を使用する権利を失ったときは、その物品をUniversal One契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりUniversal Oneサービス取扱所へ返還していただきます。
- 4 Universal One契約者は、前項の規定による物品の返還に要する費用についてこの約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところにより当該費用を負担していただきます。
- 5 Universal One契約者は、第3項の規定による物品の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- 6 Universal One契約者は、第3項の規定による物品の返還に関し、当社がその物品をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- 7 Universal One契約者は、当社から割り当てられたユーザーID及びパスワード（以下、「ユーザーID等」とします。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 8 Universal One契約者が前項の規定に反し、Universal Oneサービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はユーザーID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。
- 9 Universal One契約者は、そのUniversal OneサービスをUniversal One契約者以外

の者に使用させる場合は、前8項のほか次のことを守っていただきます。

- (1) Universal One契約者は、前8項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのUniversal Oneサービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
 - (2) Universal One契約者は、そのUniversal Oneサービスに関する料金又は工事に
関する費用のうち、そのUniversal Oneサービスを使用する者の使用によるものについて、当社に対して支払いの責任を負うこと。
 - (3) Universal One契約者は、当社が別に定める適用について、その契約者回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
- 10 当社は、Universal One契約者が本条の規定に反する行為を行ったと判断した場合は、Universal One契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

(注) 本条第9項第3号に規定する当社が別に定める適用については、次に掲げる規定の適用とします。

- ア 第44条 (Universal One契約者の維持責任)
- イ 第45条 (Universal One契約者の切分責任)
- ウ 別記7 (自営端末設備の接続)
- エ 別記8 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記9 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記10 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等)

第53条 回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

第54条 削除

(Universal One契約者に対する通知)

第54条の2 Universal One契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができますものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、Universal One契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (2) Universal One契約者がUniversal One契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たUniversal One契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、Universal One契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (3) Universal One契約者がUniversal One契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たUniversal One契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、Universal One契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、Universal One契約者に対する通知が完了したものとします。
- 2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができますものとします。

(回線契約者からの通知)

第55条 回線契約者は、他社接続契約者回線について、第12条 (Universal One契約申込の方法) に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

2 回線契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合は、Universal Oneサービスへの接続が出来ない場合があります。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 利用休止
- (2) 利用権の譲渡
- (3) 契約の解除
- (4) 地位の承継
- (5) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更
- (6) 光アクセス回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定する品目及び細目等の変更

(回線契約者の氏名等の通知)

第56条 回線契約者は、協定事業者から当社に請求があったときは、当社が回線契約者（その協定事業者とUniversal Oneサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名、名称又は住所若しくは居所等をその協定事業者へに通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 Universal One契約者は、契約事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に限ります。以下この条において同じとします。）から当社に請求があったときは、当社がUniversal One契約者（その契約事業者の加入者回線を利用している者に限ります。以下この条において同じとします。）の氏名又は名称及び住所又は居所をその契約事業者へに通知する場合があることについて、予め承諾するものとします。

3 Universal One契約者は、契約事業者が以下の各号において、前項に基づき契約事業者の保有するUniversal One契約者の情報を第三者（Universal One契約者が契約を締結している事業者又は契約事業者のIP通信網サービス契約約款に定める特定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）に開示する場合があることについて予め承諾するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、そのUniversal One契約者に関する情報の開示
- (2) 契約事業者の委託によりIP通信網サービスに関する業務を行う事業者へのそのUniversal One契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

4 Universal One契約者は、光アクセス回線の事業者変更（出）にあたり、その加入者回線に係る情報（光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、Universal One契約者の氏名又は名称、住所又は居所、加入者回線の設置場所、加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者がUniversal One契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関するUniversal One契約者と契約事業者との契約内容をいいます。）のうち、光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報について、契約事業者が事業者変更先の電気通信事業者へに通知する必要があることについて、予め承諾するものとします。

(光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等)

第56条の2 Universal One契約者（光アクセス回線からIPv6（IPoE）方式による通信を利用してUniversal One網との接続を行うUniversal Oneサービスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、そのUniversal Oneサービスにおいて使用される光アクセス回線について、当社が次の行為を行う場合があることを予め承諾するものとします。

- (1) その光アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号及び当社が別に定める事項を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に通知すること。
- (2) その光アクセス回線においてIPv6（IPoE）方式による通信を可能とする機能に係る申込みについて、その光アクセス回線に係る契約者に代わって東日本電信電

話株式会社又は西日本電信電話株式会社に行うこと。

2 Universal One契約者は、光アクセス回線に係る契約者がUniversal One契約者と異なる場合には、前項の内容について、その光アクセス回線に係る契約者の同意を予め取得していただきます。

(注) 本条第1項第1号に規定する当社が別に定める事項は、当社がUniversal Oneサービスを提供するために必要な事項とします。

(協定事業者からの通知)

第57条 回線契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、当社が協定事業者からその適用にあたり必要な回線契約者の情報の通知を受けることについて、同意していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第58条 当社は、回線契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその回線契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした回線契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき又は怠るおそれがないとき。

(2) その回線契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その回線契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第59条 Universal Oneサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記7から11までに定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第60条 当社は、Universal Oneサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記12、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) 及びPrivacy Policy (<https://www.ntt.com/en/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(閲覧)

第61条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(特約)

第61条の2 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第62条 Universal Oneサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記13から18までに定めるところによります。

別記

1 Universal Oneサービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間においてUniversal Oneサービスを提供します。

- (1) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）
- (2) 相互接続点と契約者回線の終端との間
- (3) 相互接続点と加入者回線の終端との間
- (4) 相互接続点とサービスインタワークポイント（Universal Oneサービスに係る電気通信設備とUniversal Oneサービス以外の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (5) 相互接続点と分界点（当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線に係る双方の責任分界点をいいます。以下同じとします。）との間
- (6) 相互接続点とインターネット接続点との間
- (7) 契約者回線の終端相互間
- (8) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間
- (9) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (10) 契約者回線の終端と分界点との間
- (11) 契約者回線の終端とインターネット接続点との間
- (12) 加入者回線の終端相互間
- (13) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (14) 加入者回線の終端と分界点との間
- (15) 加入者回線の終端とインターネット接続点との間
- (16) サービスインタワークポイントと分界点との間
- (17) サービスインタワークポイントとインターネット接続点との間
- (18) 分界点とインターネット接続点との間

2 協定事業者

- (1) 料金表通則に規定するギャランティアクセスに係るもの
ア 料金表通則に規定するイーサタイプに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
北海道総合通信網株式会社	イーサネット通信網サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網サービス契約約款
KDDI株式会社	パワードイーサネットサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	イーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社オプテージ	専用サービス契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社STNet	高速イーサネット網サービス契約約款
株式会社QNet	専用サービス契約約款
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用サービス契約約款

- イ 料金表通則に規定するSTMタイプに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用サービス契約約款

- (2) 料金表通則に規定するベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約約款

3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約

- (1) D S L回線に係るもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー 4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	プラン 1
備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限りします。		

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー 4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s	
備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限りします。		

- (2) 光アクセス回線に係るもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等					
(ア)	削除				
(イ)	削除				
(ウ)	メニュー 5 - 1	Ⅱ - 1 型	100Mb/s	プラン 3	プラン 3 - 1
(エ)			200Mb/s	プラン 3	プラン 3 - 1
(オ)			1 Gb/s	プラン 3	プラン 3 - 1

(カ)	メニュー５－２	Ⅱ－１型	100Mb/s
(キ)			200Mb/s
(ク)			1 Gb/s
備考 料金表通則に規定するフレッツ別契約型については、本表に定める品目及び細目等のほか、東日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。			

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等				
(ア)	削除			
(イ)	メニュー５－１	100Mb/s	プラン５	プラン５－１
(ウ)		200Mb/s		
(エ)		1 Gb/s	プラン３	
(オ)	削除			
(カ)	メニュー５－２	100Mb/s	カテゴリー３	カテゴリー３－１
(キ)		200Mb/s		
(ク)		1 Gb/s		
備考 料金表通則に規定するフレッツ別契約型については、本表に定める品目及び細目等のほか、西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。				

4 Universal One契約者の地位の承継

- (1) 第20条（Universal One利用権の譲渡）に規定するほか、Universal One契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権の全てを承継させるものに限ります。以下この別記4において同じとします。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、そのUniversal One契約者の地位を承継するものとします。
- (2) (1)に規定するほか、相続又は合併若しくは分割によりUniversal One契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（その他社接続契約者回線に係る者と同じの者とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

5 Universal One契約者の氏名等の変更の届出

- (1) Universal One契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

- (3) 前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

5の2 Universal Oneサービスにおける禁止事項

Universal One契約者は、Universal Oneサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) Universal Oneサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 他人になりすましてUniversal Oneサービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (12) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (13) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (15) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (16) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
- (17) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為

6 回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線又は加入者回線を設置するために必要な場所は、その回線契約者から提供していただきます。

ただし、回線契約者からの要請があったときは、回線契約者の費用負担において、回線契約者と当社が合意するところにより、当社が契約者回線又は加入者回線の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社が回線契約に基づき設置する電気通信設備に必要な電気は、回線契約者から提供していただきます。
- (3) 当社が回線契約に基づき契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内で工事を行うにあたり、立会い等のその工事に必要な対応は回線契約者の負担により行っていただきます。
- (4) 回線契約者は、契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管

路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 自営端末設備の接続

- (1) 回線契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社が指定する方法によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
 - ウ 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難又は紛失時の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要があるものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないものであるとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 回線契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。
- (6) 回線契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 回線契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、回線契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、回線契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を受けることを同意していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、回線契約者は、その自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 回線契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について当社が指定する方法により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 回線契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 回線契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 回線契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8の規定に準じて取り扱います。

10の2 電気通信役務契約等状況報告等

当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、Universal One契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。

11 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

12 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、Universal One契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) Universal One契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kajijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

13 回線制御装置の提供等

- (1) 当社は、回線契約者から請求があったときは、回線制御装置（回線契約者が、その回線契約に係るUniversal Oneサービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置等をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、回線契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、回線契約者から請求があったときは、回線制御装置の設置、移転等の変更又は撤去等の回線制御装置に係る工事を行います。この場合、回線契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）又は料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、国際VPNサービスに係る回線制御装置の料金及び工事に関する費用は、当社が指定するサービスオーダーフォームに定めるところによります。
- (4) 回線制御装置を設置するために必要な場所は、回線契約者から提供していただきます。
- ただし、回線契約者（料金表通則に規定するハウジング利用に係る者に限りま
す。）からの要請があったときは、回線契約者の費用負担において、回線契約者と
当社が合意するところにより、当社が回線制御装置の設置場所を提供することが
あります。
- (5) 回線制御装置に必要な電気は、回線契約者から提供していただきます。
- (6) 回線契約者は、回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に
修理の請求をしていただきます。
- (7) 回線契約者は、当社が設置した回線制御装置を善良な管理者の注意をもって保
管していただきます。
- (8) 回線契約者は、(7)の規定に違反して回線制御装置を亡失し、又はき損したと
きは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を
支払っていただきます。
- (9) 当社は、Universal Oneサービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、
そのUniversal Oneサービスにおいて使用される回線制御装置に係る料金の支払い
及び損害賠償について、そのUniversal Oneサービスの場合に準じて取り扱います。
- (10) 回線契約者は、当社が設置した回線制御装置について、回線制御装置の廃止、
回線契約の解除、Universal Oneサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の
事由により、その回線制御装置を使用する権利を失ったときは、その回線制御装
置を回線契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日まで
に当社が指定する方法によりUniversal Oneサービス取扱所へ返還していただきま
す。
- (11) 回線契約者は、(10)の規定による回線制御装置の返還が遅延したとき（当社
の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支
払っていただきます。
- (12) 回線契約者は、(10)の規定による回線制御装置の返還に関し、当社がその回
線制御装置をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協
力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (13) 当社は、(10)の規定による回線制御装置の返還に際して、回線契約者がその
回線制御装置以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を
放棄したものみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。
- (14) (1)から(13)までに規定するほか、回線制御装置に係るその他の提供条件につ
いては、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

13の2 削除

13の3 仮想化制御装置の販売等

- (1) 当社は、代表契約者（料金表第1表（料金）に規定するUniversal One
Virtual機能を利用する者に限ります。）から請求があったときは、そのUniversal
Oneサービスに係る契約者回線等に接続可能な仮想化制御装置（備品等を含みます。
以下この別記13の3並びに料金表第1表及び第3表（附帯サービスに関する料
金）において同じとします。）を販売します。この場合、代表契約者は、料金表第
3表に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 代表契約者は、当社が販売する仮想化制御装置を海外に輸出し、持ち出し又は
日本国内において非居住者に提供する場合には、関連法規を遵守し、経済産業大
臣の輸出許可の取得等の適正な手続きをとるものとします。
- (3) 代表契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。

- ア 代表契約者が、関連法規により仮想化制御装置に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと
 - イ 仮想化制御装置を核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと
 - ウ 仮想化制御装置をアに規定する者に輸出し又は提供しないこと
- (4) (1)から(3)までに規定するほか、仮想化制御装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第43条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

13の4 BBルーターの提供等

- (1) 当社は、回線契約者（料金表第1表（料金）に規定する光一括提供型に係る者に限ります。以下この別記13の4において同じとします。）から請求があったときは、BBルーター（回線契約者が、その回線契約に係るUniversal Oneサービスを利用して、音声通信等を利用するために使用する装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、回線契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、回線契約者から請求があったときは、BBルーターの設置、移転等の変更又は撤去等のBBルーターに係る工事を行います。この場合、回線契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) BBルーターを設置するために必要な場所は、回線契約者から提供していただきます。
- (4) BBルーターに必要な電気は、回線契約者から提供していただきます。
- (5) 回線契約者は、BBルーターを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 回線契約者は、当社が設置したBBルーターを善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (7) 回線契約者は、(6)の規定に違反してBBルーターを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (8) 回線契約者は、当社が設置したBBルーターについて、BBルーターの廃止、回線契約の解除、Universal Oneサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、そのBBルーターを使用する権利を失ったときは、そのBBルーターを回線契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりUniversal Oneサービス取扱所へ返還していただきます。
- (9) 回線契約者は、(8)の規定によるBBルーターの返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (10) 回線契約者は、(8)の規定によるBBルーターの返還に関し、当社がそのBBルーターをその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (11) 当社は、(8)の規定によるBBルーターの返還に際して、回線契約者がそのBBルーター以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。
- (12) (1)から(11)までに規定するほか、BBルーターに係るその他の提供条件については、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

13の5 E/Sコンバータの提供等

- (1) 当社は、料金表通則に規定するレイヤー2のSTMタイプの提供にあたりE/Sコンバータ（その回線契約に係る通信方式を変換するために使用する装置をい

- います。以下同じとします。)を設置します。この場合、回線契約者(料金表通則に規定するレイヤー2のSTMタイプに係る者に限ります。以下この別記13の5において同じとします。)は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、回線契約者から請求があったときは、E/Sコンバータの設置、移転等の変更又は撤去等のE/Sコンバータに係る工事を行います。この場合、回線契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。
 - (3) E/Sコンバータを設置するために必要な場所は、回線契約者から提供していただきます。
 - (4) E/Sコンバータに必要な電気は、回線契約者から提供していただきます。
 - (5) 回線契約者は、E/Sコンバータを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
 - (6) 回線契約者は、当社が設置したE/Sコンバータを善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
 - (7) 回線契約者は、(6)の規定に違反してE/Sコンバータを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - (8) 当社は、Universal Oneサービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのUniversal Oneサービスにおいて使用されるE/Sコンバータに係る料金の支払い及び損害賠償について、そのUniversal Oneサービスの場合に準じて取り扱います。
 - (9) 回線契約者は、当社が設置したE/Sコンバータについて、E/Sコンバータの廃止、回線契約の解除、Universal Oneサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、そのE/Sコンバータを使用する権利を失ったときは、そのE/Sコンバータを回線契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりUniversal Oneサービス取扱所へ返還していただきます。
 - (10) 回線契約者は、(9)の規定によるE/Sコンバータの返還が遅延したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。)は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
 - (11) 回線契約者は、(9)の規定によるE/Sコンバータの返還に関し、当社がそのE/Sコンバータをその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
 - (12) 当社は、(9)の規定によるE/Sコンバータの返還に際して、回線契約者がそのE/Sコンバータ以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。
 - (13) (1)から(12)までに規定するほか、E/Sコンバータに係るその他の提供条件については、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

14 トラフィックレポートの提供

- (1) 当社は、代表契約者にトラフィックレポート(契約者回線等に係る使用状況等の情報を提供するサービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。
- (2) 当社は、代表契約者に、トラフィックレポートを利用するためのログインID及びパスワードを通知します。
- (3) 代表契約者は、ログインID及びパスワードをその責任の元で管理するものとします。この場合において、当社は、当社の責によらない理由によりログインID及びパスワードが第三者に漏洩したことによりUniversal One契約者に生じた損害について、責任を負いません。
- (4) 代表契約者は、代表契約者と異なる名義の契約者回線等がそのVPNグループ

に所属している場合には、あらかじめ当社が指定する方法によりその回線契約者の同意を取得していただきます。

- (5) 当社の設備の保守上又は工事上等やむを得ないときは、トラフィックレポートの利用を中止することがあります。この場合において、当社は、当社が指定する方法によりあらかじめ代表契約者にその旨を通知します。

ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

- (6) 当社は、Universal Oneサービスが全く利用できない状態が連続した時間の算出は、トラフィックレポートの表示値にかかわらず、第38条（利用料金の支払義務）、第47条（責任の制限）及び料金表通則の規定に基づき行います。

- (7) 当社は、トラフィックレポートの内容について一切の保証をしないものとし、トラフィックレポートの利用に起因するUniversal One契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

- (8) (1)から(7)までに規定するほか、トラフィックレポートに係るその他の提供条件については、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

15 保守オプションサービスの提供

- (1) 当社は、回線契約者から請求があったときは、次表に規定する保守オプションサービスを提供します。この場合、回線契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

区 分	内 容
フレッツ一元故障受付	回線契約者（フレッツタイプ（フレッツ別契約型）に係る者に限ります。）がその他社接続契約者回線（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。）について協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うもの
フレッツ24時間サポート	回線契約者（フレッツタイプ（光一括提供型）又はフレッツタイプ（フレッツ一括提供型）に係る者に限ります。）に対して、通常の修理及び復旧に係る対応を行う時間帯以外においても故障等に係る保守を行うもの
オンサイト保守スポット対応	回線契約者（ワイヤレスアクセス（メイン契約）に係る者に限ります。）に対して、回線契約者からの請求の都度、オンサイト保守を行うもの

- (2) (1)に規定するほか、保守オプションサービスに係るその他の提供条件については、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号に係るものを除き、Universal Oneサービスに準ずるものとします。

15の2 削除

15の3 削除

16 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、Universal Oneサービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調製したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア Universal One契約の申込みの承諾年月日

- イ Universal One契約者の住所又は居所及び氏名
 ウ 加入者回線及び契約者回線の終端のある場所
 エ そのUniversal Oneサービスの区別等
 オ Universal One利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
 カ Universal One利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
 キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
 (2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、Universal Oneサービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

17 支払証明書の発行

- (1) 当社は、Universal One契約者から請求があったときは、そのUniversal Oneサービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
 (2) Universal One契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

17の2 申込みの一元受付

当社は、Universal Oneサービスに係る契約の申込みをする者又はUniversal One契約者から請求があったときは、その国際回線の利用に係る申込み、請求、届出その他利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

18 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、Universal Oneサービスに係る契約の申込みをする者又は回線契約者から要請があったときは、協定事業者（別記2の(1)に掲げる協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

19 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(定額通信料の設定)

- 1 定額通信料（他社接続契約者回線（フレッツ別契約型に係るものを除きます。）に係るものに限り。）は、当社の提供区間と別記2に掲げる協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、その協定事業者の契約約款及び料金表等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、Universal One契約者がそのUniversal One契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の起算日（当社がUniversal One契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、付加機能利用料について、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(1) 料金月の初日以外の日にUniversal Oneサービス又は付加機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日にUniversal One契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(3) 料金月の初日にUniversal Oneサービス又は付加機能の提供を開始し、その日にそのUniversal One契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日にUniversal Oneサービスの区別等の変更又は移転等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

ただし、その変更等により複数の契約者回線等が設置された場合は、それぞれの契約者回線等に係る月額料金について、(1)又は(2)の規定に準じて算出します。

(5) 第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。

(6) 通則5の規定による起算日の変更があったとき。

- 3の2 通則3の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1類（利用料金）第1（VPNサービスに係るもの）2-4（ユニバーサルサービス料）及び2-5（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

- 4 通則3の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 Universal One契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則 7 及び 8 の規定にかかわらず、Universal One 契約者（臨時専用契約に係る者を除きます。）の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金等の一括支払い)

- 9 の 2 料金等の一括支払いの適用については次のとおりとします。

- (1) 当社は、Universal One 契約者から申出があったときは、関係する外国の電気通信事業者の合意があるときに限り、本邦側又は外国側のいずれか一方における一括支払いの取扱いを行います。
- (2) 当社は、本邦側において (1) の規定による一括支払いを行う場合は、外国側の料金等について当社所定の換算率により本邦通貨に換算することとします。
- (3) 当社は、Universal One 契約者から申出があったときは、(1) の規定による一括支払いの取扱いを廃止します。

(過払金の相殺)

- 10 当社は、1 以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金又は工事に関する費用について、Universal One 契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 第 38 条（利用料金の支払義務）から第 40 条の 2（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

（注 1）この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

（注 2）関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

(VPN サービスの区別等)

- 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal One サービスの区別等として、次のとおり VPN サービスの区別等を定めます。

- (1) VPN サービスには、次のレイヤーの区別があります。

レイヤーの区別	内 容
レイヤー 3	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの
レイヤー 2	イーサネット方式等により符号の伝送交換を行うもの

(2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
レイヤー 3 の通信の区分	
ギャランティアクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの
ギャランティ（セント エンド）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間の通信においては、回線契約者が指定する最低伝送速度（Universal One網が通常状態である場合において最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。）による通信を確保するもの
ギャランティ（フレキ シブル）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するものであって、カスタマポータル（当社が、当社のカスタマポータル規約に基づき提供するサービスをいいます。以下同じとします。）によりその品目等を変更できるもの
バーストアクセス	回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの
ベストエフォート（ハ イグレード）アクセス	ベストエフォート（品目に係る符号伝送速度による通信を確保しないものをいいます。以下同じとします。）のものであって、利用できる回線制御装置が料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定するUniversal OneターミナルのP型－1に限るもの
ベ ス ト エ フ ォ ー ト （IPoE）アクセス	ベストエフォートのものであって、光アクセス回線からIPv6（IPoE）方式による通信を利用してUniversal One網との接続を行うもの
ベストエフォートアク セス	ベストエフォートのものであって、ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォート（ライト）アクセス及びワイヤレスアクセス以外のもの
ベストエフォート（ラ イト）アクセス	ベストエフォートのものであって、基本機能としてインターネット通信を行うことができるもの
ワイヤレスアクセス	ベストエフォートのものであって、無線による通信を行うもの
レイヤー 2 の通信の区分	
ギャランティアクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの
ギャランティ（セント エンド）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間の通信においては、回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの

バーストアクセス	回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの
ベストエフォートアクセス	ベストエフォートのもの
備考 1 回線契約者（レイヤー3に係る者であって、ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係る者に限ります。）は、Universal Oneターミナル（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する回線制御装置のUniversal Oneターミナルをいいます。以下備考13までにおいて同じとします。）を設置していただきます。 2 ベストエフォート（ハイグレード）アクセスは、メイン契約に係るものだけに提供します。 3 ベストエフォート（ハイグレード）アクセスについて、メイン契約とバックアップ契約とを組み合わせる場合、そのバックアップ契約は、ワイヤレスアクセスに係るものだけに限ります。 4 回線契約者（ベストエフォート（IPoE）アクセスに係る者に限ります。）は、Communicationターミナル（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する回線制御装置のCommunicationターミナルをいいます。以下備考13までにおいて同じとします。）を設置していただきます。 5 ベストエフォート（IPoE）アクセスは、メイン契約に係るものだけに提供します。 6 ベストエフォート（IPoE）アクセスについて、メイン契約とバックアップ契約を組み合わせる場合、そのバックアップ契約は、ワイヤレスアクセスに係るものだけに限ります。 7 ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものだけに限ります。）は、Universal Oneターミナルを利用するものだけに提供します。 8 ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものだけに限ります。）は、バックアップ契約を組み合わせた提供を行いません。 9 ワイヤレスアクセス（バックアップ契約に係るものだけに限ります。）は、そのメイン契約がUniversal Oneターミナル又はCommunicationターミナルを利用するものだけに提供します。 10 ベストエフォート（IPoE）アクセスとその他の通信の区分との間の相互の変更は行うことができません。 11 ワイヤレスアクセスとその他の通信の区分との間の相互の変更は行うことができません。 12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。 (1) 通信の区分 - ア ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものを除きます。） - イ ギャランティ（センタエンド）アクセス - ウ ギャランティ（フレキシブル）アクセス - エ バーストアクセス - オ ベストエフォート（ハイグレード）アクセス - カ ベストエフォート（IPoE）アクセス - キ ベストエフォートアクセス - ク ベストエフォート（ライト）アクセス	

ケ ワイヤレスアクセス

(2) 電気通信サービス

ア Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に規定するIP
伝送サービス

イ 削除

ウ Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコン
ピュータ通信網サービス

13 回線契約者は、そのUniversal Oneサービスに係る外国側の電気通信回線と
の間の通信を行うことができます。

(3) VPNサービスには、次の品目等があります。

ア ギャランティアクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	2 Gb/s	2 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	3 Gb/s	3 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	5 Gb/s	5 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	7 Gb/s	7 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Gb/s	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
STMタイプ	音声伝送	音声伝送のみに利用することが可能なもの
	64kb/s	64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	128kb/s	128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティアクセスのイーサタイプには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
N T T C o m光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであってN T T 東日本・西日本ワイド利用以外のもの
N T T 東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限りま す。）の提供する電気通信サービスに係るもの に限ります。）を設置して提供するもの
電力系N C C利用	他社接続契約者回線（別記2に掲げる協定事 業者の提供する電気通信サービスに係るもの に限ります。）と接続して提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの

- 2 ギャランティアクセスのS T Mタイプは、他社接続契約者回線（別記2に掲げる協定事業者の提供する高速デジタル伝送サービス（エコノミークラスであって、保守の区分がタイプ2のものに限ります。）に限ります。）と接続して提供するものとします。

- 3 イーサタイプの音声伝送品目以外の品目は、契約者回線等による区分ごとに次表に掲げるところにより提供します。

契約者回線等による区分	提供する品目
N T T C o m光アクセス利用	1 Mb/sから10Gb/sまでの品目
N T T 東日本・西日本ワイド利用	1 Mb/sから100Mb/sまでの品目
電力系N C C利用（北海道総合通信網株式会社、株式会社S T N e t 及び沖縄通信ネットワーク株式会社に係るものを除きます。）	1 Mb/sから1 Gb/sまでの品目
電力系N C C利用（北海道総合通信網株式会社に係るものに限ります。）	1 Mb/sから100Mb/sまで又は1Gb/sの品目
電力系N C C利用（株式会社S T N e t に係るものに限ります。）	1 Mb/sから500Mb/sまで又は1 Gb/sの品目
電力系N C C利用（沖縄通信ネットワーク株式会社に係るものに限ります。）	1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、5 Mb/s、10Mb/s、20Mb/s、30Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、500Mb/s又は1 Gb/sの品目
ハウジング利用	1 Mb/sから10Gb/sまでの品目

- 4 イーサタイプの音声伝送品目及びS T Mタイプは、メイン契約に限り提供します。

- 5 S T Mタイプは、バックアップ契約を組み合わせた提供を行いません。

- 6 イーサタイプの音声伝送品目及びS T Mタイプの64kb/s品目は、レイヤー 3 に限り提供します。
- 7 イーサタイプの音声伝送品目は、N T T C o m光アクセス利用、N T T 東日本・西日本ワイド利用又はハウジング利用に限り提供します。
- 8 イーサタイプの音声伝送品目は、その他の区別等に係る契約者回線等と同一のV P Nグループに所属することはできません。
- 9 当社は、イーサタイプの音声伝送品目について、料金表第 1 表（料金）に定める料金、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定める工事に関する費用及び料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に定める料金等を適用しません。
- 10 他社接続契約者回線の品目は、Universal Oneサービスの品目と同一のものとします。

ただし、回線契約者から双方の品目が異なる形態でUniversal Oneサービスを利用する申出があった場合において、その提供を行うために必要な当社及び協定事業者の電気通信設備に余裕があり、当社及び協定事業者がその利用の申出を承諾したときは、この限りではありません。

- 11 他社接続契約者回線の契約の種別は、契約の種別があるものについては、臨時契約（それに相当するものを含みます。）以外のものとします。
- 12 別記 2 に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続契約者回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

イ ギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティ（センタエンド）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
N T T 東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限りま す。）の提供する電気通信サービスに係るもの に限ります。）を設置して提供するもの

- 2 当社は、ギャランティ（センタエンド）アクセスについて、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。

品 目	最低伝送速度
10Mb/s	1 Mbit/s
	2 Mbit/s
	3 Mbit/s
	5 Mbit/s
	7 Mbit/s
100Mb/s	10Mbit/s

	20Mbit/s
	30Mbit/s
	50Mbit/s
	70Mbit/s

ウ ギャランティ（フレキシブル）アクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s	600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s	800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	900Mb/s	900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティ（フレキシブル）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
N T T C o m光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの

- 2 ギャランティ（フレキシブル）アクセスには基準品目（そのVPNサービスの定額通信料の基本額の算定にあたり適用する品目とします。以下同じとします。）による区分があります。
- 3 当社は、VPNサービス（ギャランティ（フレキシブル）アクセスに限りません。以下備考3において同じとします。）の提供を開始したとき又はVPNサービスへの区別等の変更があったときの品目を、そのVPNサービスの基準品目とします。
- 4 回線契約者（ギャランティ（フレキシブル）アクセスに係る者に限りません。）は、当社のカスタマポータルを利用して品目の変更を行うことができます。
- 5 当社は、1の暦日における最大の品目をその暦日の品目として適用します。
- 6 当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号に規定する支払いを要しない料金を算定する場合、その基準額をその料金月における定額通信料とします。

7 当社は、通則16（VPNサービスのSLAに係る料金の扱い）の規定にかかわらず、故障回復時間SLA及び故障通知時間SLAの返還基準額（定額通信料に係るものに限ります。）をその適用事象が発生した日の属する料金月の定額通信料とします。

エ バーストアクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考		
1 バーストアクセスは加入者回線を設置して提供します。		
2 当社は、バーストアクセスについて、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。		
品 目		最低伝送速度
10Mb/s		1 Mbit/s
100Mb/s		10Mbit/s

オ ベストエフォート（ハイグレード）アクセス及びベストエフォート（IPoE）アクセスに係るもの

品 目		内 容	
フレッツタイプ	光アクセス回線に係るもの	100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		1 Gb/s	最大概ね 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考			
1 ベストエフォート（ハイグレード）アクセス及びベストエフォート（IPoE）アクセスには契約者回線等による区分があります。			
契約者回線等による区分		内 容	
光一括提供型		加入者回線（別記 3 に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの（カの表の備考 1 に規定するフレッツ一括提供型となるものを除きます。）	
フレッツ別契約型		他社接続契約者回線（別記 3 に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。）と接続して提供するもの	

2 光一括提供型及びフレッツ別契約型にはフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
ファミリー	別記3の(2)に掲げるアの(ウ)から(オ)まで及びイの(イ)から(エ)までに係るもの
マンション	別記3の(2)に掲げるアの(カ)から(ク)まで及びイの(カ)から(ク)までに係るもの

3 備考2に掲げるほか、光一括提供型（東日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）には、次のとおりフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
ファミリーG L	別記3の(2)に掲げるアの(オ)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置しないもの
マンションG L	別記3の(2)に掲げるアの(ク)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置しないもの

カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

品 目			内 容
フレッツタイプ	光アクセス回線に係るもの	100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		1 Gb/s	最大概ね1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	DSL回線に係るもの	1.5Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		8 Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		12Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		24Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

	40Mb/s	D S L 回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	47Mb/s	D S L 回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ベストエフォートアクセス及びベストエフォート（ライト）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
光一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るもの（光アクセス回線に係るものに限ります。））に限り、設置して提供するものであって、フレッツ一括提供型以外のもの
フレッツ一括提供型	加入者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの
フレッツ別契約型	他社接続契約者回線（別記3に掲げるUniversal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。）と接続して提供するもの

- 2 光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型（いずれも光アクセス回線に係るものに限ります。）にはフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
ファミリー	別記3の(2)に掲げるアの(ウ)から(オ)まで及びイの(イ)から(エ)までに係るもの
マンション	別記3の(2)に掲げるアの(カ)から(ク)まで及びイの(カ)から(ク)までに係るもの

- 3 備考2に掲げるほか、光一括提供型及びフレッツ一括提供型のファミリー及びマンション（いずれも東日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）には、次のとおりフレッツタイプの区分があります。

フレッツタイプの区分	内 容
ファミリーG S	別記3の(2)に掲げるアの(オ)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置するもの

ファミリーG L	別記3の(2)に掲げるアの(オ)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線L A N対応の機器を設置しないもの
マンションG S	別記3の(2)に掲げるアの(ク)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線L A N対応の機器を設置するもの
マンションG L	別記3の(2)に掲げるアの(ク)に係るものであって、光アクセス回線の終端に無線L A N対応の機器を設置しないもの
備考 光一括提供型については、ファミリーG L及びマンションG Lに限り提供します。	
4 レイヤー2のベストエフォートアクセスについては、光アクセス回線に係る品目（光一括提供型に係るものに限りません。）及びDSL回線に係る品目を提供しません。	

キ ワイヤレスアクセスに係るもの

品 目	内 容
L T Eタイプ	株式会社N T T ドコモの卸携帯電話サービスを利用して提供するものであって、同社のX i サービス相当のもの

(4) V P Nサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア 契約者回線等の二重化に係る区別

当社は、契約者回線等の二重化に係る区別として、料金表別表1に定めるところにより、メイン契約とバックアップ契約との組合せ等を定めます。

イ 分散に係る区別

分散に係る区別	内 容
分散パターン1	分散パターン2以外のもの
分散パターン2	当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所以外のUniversal Oneサービス取扱所に設置されたV P Nノード装置（Universal Oneサービスを提供するために当社が設置する装置とします。）に契約者回線等を分散して収容するもの
備考 当社は、分散に係る区別を、次に掲げるV P Nサービスの区別等に限り提供します。	
(1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送以外のものに限りません。）	
ア N T T C o m光アクセス利用	
イ 電力系N C C利用（K D D I 株式会社及び株式会社オプテージに係るものに限りません。）	
(2) ギャランティ（フレキシブル）アクセス	
ア N T T C o m光アクセス利用	

ウ セッションに係る区別

セッションに係る区別	内 容
シングルセッション	通信セッションの数が1セッションのもの
備考 当社は、セッションに係る区別を、レイヤー2のベストエフォートアクセスに限り提供します。	

エ 通信量に係る区別

通信量に係る区別	内 容
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,073,741,824バイトに設定するもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,221,225,472バイトに設定するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,516,192,768バイトに設定するもの
20GBコース	1の料金月における基本容量を21,474,836,480バイトに設定するもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を32,212,254,720バイトに設定するもの
40GBコース	1の料金月における基本容量を42,949,672,960バイトに設定するもの

備考

- 当社は、通信量に係る区別を、ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るもの）に限り提供します。以下この備考において同じとします。）に限り提供します。
- 当社は、ワイヤレスアクセスについて、回線契約者が合算請求（Universal Oneサービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。）を利用している場合であって、回線契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一の合算請求に属する回線契約であって、回線契約者が指定する回線契約から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。この場合、基本容量シェアグループを構成する回線契約の数は、30,000を上限とします。
- 当社は、回線契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成する回線契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- 当社は、基本容量シェアグループを構成する回線契約の解除があったときは、その翌日にその回線契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にその回線契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考5(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。
またこの場合において、当該解除がなされた回線契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。
- 当社は、ワイヤレスアクセスについて、次の場合には、その料金月におけるワイヤレスアクセスの利用を制限します。
(1) (2)又は(3)以外のワイヤレスアクセス
1の料金月の通信量の合計がその区別に係る基本容量を超えた場合

- (2) 基本容量シェアグループに属するワイヤレスアクセスであって、(3)以外のもの

基本容量シェアグループに属するワイヤレスアクセスの1の料金月における通信量及びその区別に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合

- (3) 基本容量シェアグループに属するワイヤレスアクセスであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属するワイヤレスアクセスの1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

(この場合、1テラバイトは2の40乗バイトとします。)

(専用サービスの区別等)

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

- (1) 専用サービスには、次のレイヤーの区別があります。

レイヤーの区別	内 容
レイヤー2	イーサネット方式等により符号の伝送を行うもの

- (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
ギャランティ（イーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するもの
ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するものであって、カスタマポータルによりその品目等を変更できるもの

備考

- 1 専用サービスは、1のVPNグループにつき、同一の通信の区分に係る2の契約者回線等が所属するものとします。

ただし、回線契約者（ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係る者に限ります。）がVLAN多重機能を利用する場合は、この限りではありません。この場合、多重通信を行う通信相手先には、1以上のギャランティ（イーサ専用）アクセスに係る契約者回線等を含むものとします。

- 2 回線契約者（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考3までにおいて同じとします。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。

- (1) Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に規定するIP伝送サービス

- (2) 削除

- (3) Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス

- 3 回線契約者は、そのUniversal Oneサービスに係る外国側の電気通信回線との間の通信を行うことができます。

- 4 当社は、臨時専用契約となるギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスを提供しません。

(3) 専用サービスには、次の品目等があります。

ア ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Gb/s	2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Gb/s	3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Gb/s	5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	7 Gb/s	7 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Gb/s	100Gbit/sの符号伝送が可能なもの
備考		
1 ギャランティ（イーサ専用）アクセスには契約者回線等による区分があります。		
契約者回線等による区分		内 容
NTTCom光アクセス利用		加入者回線を設置して提供するものであって、NTT東日本プレミア利用及びNTT西日本ワイド利用以外のもの
NTT東日本プレミア利用		加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの

N T T 西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの
備考 N T T 東日本プレミア利用及びN T T 西日本ワイド利用は、1 Mb/sから100Mb/sまでの品目に限り提供します。	

- 2 ギャランティ（イーサ専用）アクセス（契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用及びハウジング利用（専用契約に係るものに限ります。）のものを除きます。）にはサービスエリアの区分があります。

サービスエリアの区分	内 容
県内	その回線契約及びその通信先の回線契約に係るUniversal Oneサービスの提供区間が同一の都道府県に終始するもの
ゾーン内	その回線契約及びその通信先の回線契約に係るUniversal Oneサービスの提供区間が同一のゾーンに終始するもの
フラット	上記以外のもの

- 3 当社は、サービスエリアの区分がゾーン内のものについて、次表に掲げるところによりゾーンを定めます。

ゾーン	ゾーンを構成する都府県
東北ゾーン	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
関東ゾーン	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県
信越ゾーン	新潟県及び長野県
東海ゾーン	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県
北陸ゾーン	富山県、石川県及び福井県
関西ゾーン	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
中国ゾーン	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
四国ゾーン	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州ゾーン	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県

- 4 当社は、臨時専用契約となるギャランティ（イーサ専用）アクセス（契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用のものに限ります。）を提供しません。
- 5 前4項に規定するほか、当社は、ギャランティ（イーサ専用）アクセスで品目が1 Mb/sから100Mb/sまでのもの限り、臨時専用契約に係る専用サービスを提供します。

イ ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係るもの

品 目	内 容
イーサタイプ	100Mb/s 100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s 200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s 300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s 400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s 500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s 600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s 700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s 800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	900Mb/s 900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s 1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Gb/s 2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Gb/s 3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	4 Gb/s 4 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Gb/s 5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	6 Gb/s 6 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	7 Gb/s 7 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	8 Gb/s 8 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	9 Gb/s 9 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Gb/s 10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
N T T C o m光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの

- 2 ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスにはインタフェースによる区分があります。

インタフェースによる区分	内 容
1 G - I F	契約者回線等の終端のインタフェースが1 Gのものであって、100Mb/sから1 Gb/sまでの品目への変更が可能なもの
10 G - I F	契約者回線等の終端のインタフェースが10 Gのものであって、100Mb/sから10Gb/sまでの品目への変更が可能なもの

- 3 ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスには基準品目（その専用サービスの定額通信料の基本額の算定にあたり適用する品目とします。以下同じとします。）による区分があります。
- 4 当社は、専用サービス（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス）に限り、以下備考4において同じとします。）の提供を開始したとき又は専用サービスへの区別等の変更があったときの品目を、その専用サービスの基準品目とします。
- 5 回線契約者（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係る者に限り、当社のカスタマポータルを利用して品目の変更を行うことができます。）は、当社のカスタマポータルを利用して品目の変更を行うことができます。
- 6 当社は、1の暦日における最大の品目をその暦日の品目として適用します。
- 7 当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号に規定する支払いを要しない料金を算定する場合、その基準額をその料金月における定額通信料とします。
- 8 当社は、通則17（専用サービスのSLAに係る料金の扱い）の規定にかかわらず、故障回復時間SLAの返還基準額（定額通信料に係るものに限り、）をその適用事象が発生した日の属する料金月の定額通信料とします。

(4) 専用サービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア 契約者回線等の二重化に係る区別

契約者回線等の二重化に係る区別に関する取扱いについては、VPNサービスのレイヤー2の場合に準ずるものとします。

ただし、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定めるUniversal Oneターミナル L2アダプターについては、VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行う場合を除き、提供しません。

イ サービスクラスに係る区別

サービスクラスに係る区別	内 容
シングルクラス	デュアルクラス以外のもの
デュアルクラス	当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所相互間の区間であって、都道府県の区域をまたがる区間が、二重化されているもの
備考 当社は、サービスクラスに係る区別を、100Gb/sの品目及びギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに限り提供します。	

ウ 伝送方式に係る区別

区 別	内 容
トランスポート型	波長/SDH型以外のもの
波長/SDH型	波長又は時分割多重の方式により符号伝送を行うもの
備考	
1 トランスポート型は、1 Mb/sから10Gb/sまでの品目に限り提供します。	
2 波長/SDH型は、10Gb/s又は100Gb/sの品目に限り提供します。	
3 回線契約者は、伝送方式に係る区別の変更の請求をすることはできません。	

- 4 ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスは、トランスポート型に限り提供します。

（セット利用に係る料金の割引）

- 15 当社は、定額通信料（料金表別表2の規定に該当する回線契約に係るものに限ります。）について、料金表別表2に規定する額の割引（以下「セット割引」といいます。）を行います。

ただし、契約者回線等に係る区分の変更等により複数の契約者回線等が設置された場合には、その設置されている期間を含む料金月の間、この限りではありません。

（VPNサービスのSLAに係る料金の扱い）

- 16 VPNサービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。
 (1) 当社は、VPNサービス（回線契約に係るものに限ります。）の区別等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

SLAの項目	対象となるVPNサービスの区別等
開通遅延SLA 故障回復時間SLA 故障通知時間SLA ネットワーク稼働率SLA 回線稼働率SLA 網内遅延SLA	ギャランティアクセス （品目が音声伝送のものを除きます。） ギャランティ（センタエンド）アクセス ギャランティ（フレキシブル）アクセス バーストアクセス

- (2) 当社は、別記1に規定する当社の提供区間（開通遅延SLAについては、別記13に規定する回線制御装置（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定するUniversal Oneターミナル等）に限り、予備機を除きます。）及び別記13の5に規定するE/Sコンバータに係る区間を含みます。）及び他社接続契約者回線に係る区間（開通遅延SLAについては別記2の(1)に掲げる協定事業者に係るもの、その他のSLAについては別記2の(1)のアに掲げる協定事業者に係るもの）に限り、次により規定するSLAの適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額としてUniversal One契約者に返還します。

ア 開通遅延SLA

- (ア) 開通遅延SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		開通遅延日数	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、開通予定日にそのVPNサービスの提供を開始できなかったとき	そのVPNサービスの提供を開始した日における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料（Universal Oneターミナル等）に係るもの、予備機に係るものを除きます。	1日	10%
		2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
		15日	25%

	以下この通則16において同じとします。) 及び料金表第3表に定めるE/Sコンバータ使用料	16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
		28日以上	50%

(イ) 開通予定日は、当社とそのUniversal One契約者とがそのVPNサービスの提供の開始を合意した日をいいます。

(ウ) 開通遅延日数は、開通予定日の翌日から起算してVPNサービスの提供を開始した日までの日数をいいます。

(エ) 返還基準額は、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

イ 故障回復時間SLA

(ア) 故障回復時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		利用不能時間	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスの利用不能時間が1時間以上連続したとき	そのVPNサービスを全く利用できない状態が発生した時点における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料及び料金表第3表に定めるE/Sコンバータ使用料	1時間以上 2時間未満	10%
		2時間以上 4時間未満	20%
		4時間以上 6時間未満	30%
		6時間以上 8時間未満	40%
		8時間以上 48時間未満	50%
		48時間以上	100%

(イ) 利用不能時間は、Universal One契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。以下この通則16において同じとします。

(ウ) 当社は、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止（当社があらかじめそのことをUniversal One契約者に通知したときに限ります。）、利用停止又は接続休止等（以下この通則16において「利用中止等」といいます。）としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

この場合において、そのV P N契約に係る料金については、第38条（利用料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

- (エ) 当社は、故障回復時間S L Aが適用される場合には、第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りします。）は適用しません。

ただし、返還基準額以外のそのV P Nサービスに係る月額料金については、第38条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限りします。）を適用します。

- (オ) 当社は、(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのV P Nサービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限りします。）が生じたときは、第38条第2項第2号の規定（表の2欄に係るものに限りします。）を適用します。

- (カ) 返還基準額は、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

- (キ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

ウ 故障通知時間S L A

- (ア) 故障通知時間S L Aの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、そのV P Nサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをUniversal One契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったとき	そのV P Nサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料及び料金表第3表に定めるE / S コンバータ使用料	3 %

- (イ) 当社は、次のAからCまでに掲げる場合には、故障通知時間S L Aを適用しません。

A 第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をしたことによりそのV P Nサービスが全く利用できない状態であることを当社が知ったとき。

B そのV P Nサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのV P Nサービスについて利用中止等としているとき。

C 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。

- (ウ) 返還基準額は、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

- (エ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

エ ネットワーク稼働率S L A

- (ア) ネットワーク稼働率S L Aの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
Universal One契約者の責めによらない理由により、ネットワーク稼働率が99.9%を下回ったとき	その料金月における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料及び料金表第3表に定めるE/Sコンバータ使用料	ネットワーク稼働率	料金返還率
		99.8%以上 99.9%未満	1%
		98.0%以上 99.8%未満	3%
		95.0%以上 98.0%未満	10%
		90.0%以上 95.0%未満	20%
		90.0%未満	100%

(イ) 全体累積稼働時間は次の数式により求めるものとします。

全体累積稼働時間＝その料金月に相当する時間×Universal Oneサービスの回線数（その料金月の末日において当社がUniversal One契約者に対して提供している回線の数とします。）

(ウ) ネットワーク稼働率は次の数式により求めるものとします。

ネットワーク稼働率（％）＝（1－利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間÷全体累積稼働時間）×100

(エ) 当社は、そのUniversal Oneサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのUniversal Oneサービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(オ) 当社は、そのUniversal Oneサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、ネットワーク稼働率SLAによる料金返還を行いません。

(カ) 返還基準額は、通則3に規定する場合が生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とし、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

オ 回線稼働率SLA

(ア) 回線稼働率SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
Universal One契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスの回線稼働率が99.9%を下回ったとき	その料金月における定額通信料、加算料、料金表第3表に定める回線制御装置使用料及び料金表第3表に定めるE/Sコンバ	回線稼働率	料金返還率
		99.8%以上 99.9%未満	1%
		98.0%以上 99.8%未満	3%

	一タ使用料	95.0%以上 98.0%未満	5 %
		90.0%以上 95.0%未満	10%
		90.0%未満	20%

(イ) 回線累積稼働時間はその料金月に相当する時間とします。

(ウ) 回線稼働率は次の数式により求めるものとします。

回線稼働率 (%) = (1 - 利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間 ÷ 回線累積稼働時間) × 100

(エ) 当社は、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(オ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とし、通則15に規定するセット割引を行う場合は、適用した後の額とします。

カ ネット内遅延SLA

(ア) ネット内遅延SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
当社網内の1の提供区間の一端から送信されたIPパケット又はイーサネットフレームのその提供区間の往復に要する時間（VPNサービスを全く利用できない状態が生じた場合を除きます。）の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えたとき	その料金月における定額通信料及び加算料	10%

(イ) 当社は、そのVPNサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、ネット内遅延SLAによる料金返還を行いません。

(ウ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とし、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。

(3) 当社は、各SLAの返還料金額は、各SLAの適用事象が発生した日を含む料金月（当社が別に定める場合は翌料金月を含みます。）に係る月額料金（返還基準額に係るものに限るものとし、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とし、通則15に規定するセット割引を行う場合は、割引を適用した後の額とします。）の合計額（第38条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた後の額とします。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(4) 当社は、(2)の表のSLAの項目のうちいずれか2以上を同時に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。

ただし、その返還料金額の合計額が、それぞれのSLAの返還上限額のうち最も高額となるものを超える場合は、その最も高額となる返還上限額を返還します。

(5) 当社は、(2)に規定する各SLAの適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、SLAを適用しません。この場合、そのVPNサ

ービスに係る料金の支払義務については、第38条第2項第2号の表の1欄の規定を適用します。

(注) 通則16の(2)のイの(キ)及びウの(エ)並びに(3)に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

(1) 開通遅延S L Aに係る適用事象が生じた場合であって、料金月の初日以外の日にそのV P Nサービスの提供を開始した場合。

(2) 故障回復時間S L A又は故障通知時間S L Aに係る適用事象が、そのV P Nサービスの提供を開始した料金月に生じた場合であって、料金月の初日以外の日にそのV P Nサービスの提供を開始した場合。

(専用サービスのS L Aに係る料金の扱い)

17 専用サービスのS L Aに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、専用サービス（回線契約に係るものに限り、）の区別等に応じて、次表に規定するS L Aを適用します。

S L Aの項目	対象となる専用サービスの区別等
開通遅延S L A 故障回復時間S L A 故障通知時間S L A ネットワーク稼働率S L A 回線稼働率S L A 帯域保証S L A	ギャランティ（イーサ専用）アクセス （トランスポート型に限り、）
開通遅延S L A 故障回復時間S L A ネットワーク稼働率S L A 回線稼働率S L A	ギャランティ（イーサ専用）アクセス （波長/SDH型に限り、） ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
備考 当社は、専用サービスのサービスクラスに係る区別等に応じて異なる条件のS L Aを適用するにあたり、次のとおりS L A適用区分を定めます。	
S L A適用区分	対象となる専用サービス
デュアル用S L A	サービスクラスに係る区別がデュアルクラスのもの 付加機能（デュアルアクセス機能）を利用するもの サービスクラスに係る区別を提供しないもの
シングル用S L A	サービスクラスに係る区別がシングルクラスのもの （付加機能（デュアルアクセス機能）を利用するものを除きます。）

(2) 当社は、別記1に規定する当社の提供区間（開通遅延S L Aについては、別記13に規定する回線制御装置（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定するUniversal Oneターミナル等）に限り、予備機を除きます。）に係る区間を含みます。）において、次に規定するS L Aの適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額としてUniversal One契約者に返還します。

ア 開通遅延S L A

(ア) 開通遅延S L Aの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
------	-------	-------

Universal One契約者の責めによらない理由により、開通予定日にその専用サービスの提供を開始できなかったとき	その専用サービスの提供を開始した日における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料、コネクト機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料（Universal Oneターミナル等に係るものに限り、予備機に係るものを除きます。以下この通則17において同じとします。）	開通遅延日数	料金返還率
		1日	10%
		2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
		15日	25%
		16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
		28日以上	50%

(イ) 開通予定日は、当社とそのUniversal One契約者とがその専用サービスの提供の開始を合意した日をいいます。

(ウ) 開通遅延日数は、開通予定日の翌日から起算して専用サービスの提供を開始した日までの日数をいいます。

イ 故障回復時間 S L A

(ア) 故障回復時間 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの利用不能時間が30分（シングル用SLAの場合は2時間とします。）以上連続したとき	その専用サービスを全く利用できない状態が発生した時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料、コネクト機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(1) デュアル用SLAの場合	
		利用不能時間	料金返還率
		30分以上 1 時間未満	3 %
		1 時間以上 2 時間未満	10%
		2 時間以上 4 時間未満	20%
		4 時間以上 6 時間未満	30%
		6 時間以上 8 時間未満	40%
		8 時間以上 48時間未満	50%
		48時間以上	100%

		(2) シングル用 S L A の場合												
		<table><tr><th>利用不能時間</th><th>料金返還率</th></tr><tr><td>2 時間以上 4 時間未満</td><td>3 %</td></tr><tr><td>4 時間以上 6 時間未満</td><td>10%</td></tr><tr><td>6 時間以上 8 時間未満</td><td>20%</td></tr><tr><td>8 時間以上 48時間未満</td><td>30%</td></tr><tr><td>48時間以上</td><td>50%</td></tr></table>	利用不能時間	料金返還率	2 時間以上 4 時間未満	3 %	4 時間以上 6 時間未満	10%	6 時間以上 8 時間未満	20%	8 時間以上 48時間未満	30%	48時間以上	50%
利用不能時間	料金返還率													
2 時間以上 4 時間未満	3 %													
4 時間以上 6 時間未満	10%													
6 時間以上 8 時間未満	20%													
8 時間以上 48時間未満	30%													
48時間以上	50%													

(イ) 利用不能時間は、Universal One 契約者の責めによらない理由により、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第 45 条（Universal One 契約者の切分責任）の規定により、その Universal One 契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。以下この通則 17 において同じとします。

(ウ) 当社は、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止（当社があらかじめそのことを Universal One 契約者に通知したときに限ります。）、利用停止又は接続休止等（以下この通則 17 において「利用中止等」といいます。）としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。この場合において、その専用サービスに係る利用料金については、第 38 条（利用料金の支払義務）第 2 項の規定を適用します。

(エ) 当社は、故障回復時間 S L A が適用される場合には、第 38 条第 2 項第 2 号の規定（表の 1 欄又は 3 欄に係るものに限ります。）は適用しません。

ただし、返還基準額以外のその専用サービスに係る利用料金については、第 38 条第 2 項第 2 号の規定（表の 1 欄又は 3 欄に係るものに限ります。）を適用します。

(オ) 当社は、(ア) に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその専用サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が 30 分（シングル用 S L A の場合は 2 時間とします。）未満となるものに限ります。）が生じたときは、第 38 条第 2 項第 2 号の規定（表の 2 欄に係るものに限ります。）を適用します。

(カ) 当社は、故障回復時間 S L A が適用される場合の返還料金額が、第 38 条第 2 項第 2 号の規定（表の 1 欄又は 3 欄に係るものに限ります。）により支払いを要しない料金として算出した額に満たないときは、故障回復時間 S L A を適用せず、第 38 条第 2 項第 2 号の規定を適用します。

(キ) 当社は、適用事象の発生が 1 の料金月（当社が別に定める場合は 2 の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

ウ 故障通知時間 S L A

(ア) 故障通知時間 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のと

おりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをUniversal One契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったとき	その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	3 %

(イ) 当社は、次のAからCまでに掲げる場合には、故障通知時間S L Aを適用しません。

A 第45条（Universal One契約者の切分責任）の規定により、そのUniversal One契約者が当社に修理の請求をしたことによりその専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知ったとき。

B その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止等としているとき。

C 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。

(ウ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

エ ネットワーク稼働率S L A

(ア) ネットワーク稼働率S L Aの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
Universal One契約者の責めによらない理由により、ネットワーク稼働率が99.99%（シングル用S L Aの場合は99.8%とします。）を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料、コネク機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(1) デュアル用S L Aの場合	
		ネットワーク稼働率	料金返還率
		99.8%以上 99.99%未満	1 %
		98.0%以上 99.8%未満	3 %
		95.0%以上 98.0%未満	10%
		90.0%以上 95.0%未満	20%
		90.0%未満	100%
		(2) シングル用S L Aの場合	
		ネットワーク稼働率	料金返還率

		98.0%以上 99.8%未満	1 %
		95.0%以上 98.0%未満	3 %
		90.0%以上 95.0%未満	10%
		90.0%未満	50%

(イ) 全体累積稼働時間は次の数式により求めるものとします。

全体累積稼働時間＝その料金月に相当する時間×Universal Oneサービスの回線数（その料金月の末日において当社がUniversal One契約者に対して提供している回線の数とします。）

(ウ) ネットワーク稼働率は次の数式により求めるものとします。

ネットワーク稼働率（％）＝（１－利用不能時間を１の料金月ごとに合算した時間÷全体累積稼働時間）×100

(エ) 当社は、そのUniversal Oneサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのUniversal Oneサービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(オ) 当社は、そのUniversal Oneサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、ネットワーク稼働率SLAによる料金返還を行いません。

(カ) 返還基準額は、通則３に規定する場合は生じたときは通則４の規定に基づき算出した額とします。

オ 回線稼働率SLA

(ア) 回線稼働率SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの回線稼働率が99.9%（シングル用SLAの場合は98.0%とします。）を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料、コネク機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(1) デュアル用SLAの場合	
		回線稼働率	料金返還率
		99.8%以上 99.9%未満	1 %
		98.0%以上 99.8%未満	3 %
		95.0%以上 98.0%未満	5 %
		90.0%以上 95.0%未満	10%
		90.0%未満	20%
		(2) シングル用SLAの場合	
		回線稼働率	料金返還率

		95.0%以上 98.0%未満	3 %
		90.0%以上 95.0%未満	5 %
		90.0%未満	10%

(イ) 回線累積稼働時間はその料金月に相当する時間とします。

(ウ) 回線稼働率は次の数式により求めるものとします。

$$\text{回線稼働率 (\%)} = (1 - \text{利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間} \div \text{回線累積稼働時間}) \times 100$$

(エ) 当社は、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(オ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

カ 帯域保証SLA

(ア) 帯域保証SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		帯域低下時間	料金返還率
Universal One契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの帯域低下時間が30分以上連続したとき	その専用サービスについて帯域低下が発生した時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	30分以上 1時間未満	3 %
		1時間以上 2時間未満	10%
		2時間以上 4時間未満	20%
		4時間以上 6時間未満	30%
		6時間以上 8時間未満	40%
		8時間以上 48時間未満	50%
		48時間以上	100%

(イ) 帯域低下時間は、帯域低下（その専用サービスに係る回線の符号伝送速度が、その品目に係る符号伝送速度の概ね97%（10Gb/s品目については概ね93%とします。）に満たない状態となる場合をいいます。）であることを当社が知った時刻（Universal Oneサービス取扱所において、当社が試験を行い、そのことを確認した時刻をいいます。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。

(ウ) 当社は、その専用サービスについて帯域低下であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止等としているときは、そ

の期間については帯域低下時間として取り扱いません。

(エ) 当社は、故障回復時間 S L A が適用される場合には、帯域保証 S L A は適用しません。

(オ) 当社は、適用事象の発生が 1 の料金月（当社が別に定める場合は 2 の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

(3) 通則 17 の (2) の規定にかかわらず、専用サービス（臨時専用契約に係るものに限ります。）の S L A の返還基準額は、その適用事象が発生した日の属する料金月におけるものとします。

(4) 当社は、各 S L A の返還料金額は、各 S L A の適用事象が発生した日を含む料金月（当社が別に定める場合は翌料金月を含みます。）に係る利用料金（返還基準額に係るものに限るものとし、通則 3 に規定する場合は生じたときは通則 4 の規定に基づき算出した額とします。）の合計額（第 38 条第 2 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた後の額とします。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(5) 当社は、(2) の表の S L A の項目のうちいずれか 2 以上を同時に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。

ただし、その返還料金額の合計額が、それぞれの S L A の返還上限額のうち最も高額となるものを超える場合は、その最も高額となる返還上限額を返還します。

(6) 当社は、(2) に規定する各 S L A の適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、S L A を適用しません。この場合、その専用サービスに係る料金の支払義務については、第 38 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄の規定を適用します。

(注) 通則 17 の (2) のイの(キ)、ウの(ウ)及びカの(オ)並びに(4)に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

(1) 開通遅延 S L A に係る適用事象が生じた場合であって、料金月の初日以外の日にその専用サービスの提供を開始した場合。

(2) 故障回復時間 S L A、故障通知時間 S L A 又は帯域保証 S L A に係る適用事象が、その専用サービスの提供を開始した料金月に生じた場合であって、料金月の初日以外の日にその専用サービスの提供を開始した場合。

(国際 V P N サービスの S L A に係る料金の扱い)

18 当社は、国際 V P N サービスについては、S L A を適用しません。

ただし、国際 V P N サービスの S L A に係る料金の扱いについて、当社と Universal One 契約者との間で別段の合意がある場合は、その定めるところによります。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) Universal Oneサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、Universal Oneサービスの需要と供給の見込み等を考慮してVP Nサービスに係るUniversal Oneサービス区域を設定します。
(2) 定額通信料等の適用	ア 当社は、VP Nサービス（イに定めるものを除きます。）について、2－1に規定する定額通信料を適用します。 イ 当社は、ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものに限ります。）については、2－1に規定する定額通信料及びワイヤレス利用料を合算して適用します。 ウ 当社は、ギャランティ（フレキシブル）アクセスについて、その回線契約に係る定額通信料の基本額と加算額を合算して適用します。
(3) 定額通信料の適用除外	VP Nサービス（契約者回線等（レイヤー3に係るベストエフォートアクセス（フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）に限ります。）及びベストエフォート（ライト）アクセス（フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）に限ります。）に限ります。）に限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始、移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り。）であって、そのVP Nサービスの提供の開始、移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、回線契約者からその旨の申出があり、その回線契約の解除、VP Nサービスの移転又は品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表（料金）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る定額通信料は適用しません。
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア VP Nサービスには、ワイヤレスアクセス（メイン契約に係るものに限ります。）を除いて、最低利用期間があります。 イ 回線契約者は、最低利用期間内に回線契約の解除又は区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、解除又は変更のあった前日の定額通信料の額（ギャランティ（フレキシブル）アクセスについては、その解除等があったときの品目にかかわらず、定額通信料の基本額に相当する額及びギャランティアクセス（STMタイプに限ります。）については、定額通信料と加算料を合算した額に相当する額とします。以下オまで同じとします。）に残余の期間（解除又は変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 （ア） レイヤーの区別の変更（ベストエフォートアクセスに係るものに限ります。）

(イ) 通信の区分の変更であって、エの(イ)に定める変更以外のもの

(ウ) 契約者回線等による区分の変更であって、エの(オ)に定める変更以外のもの

(エ) 協定事業者の変更（ギャランティアクセス（イーサタイプ（電力系NCC利用）に限りします。）に係るものに限りします。）

(オ) ギャランティアクセスの品目タイプにおけるSTMタイプとイーサタイプとの間の相互の変更

ウ イの場合において、VPNサービス（本欄イに規定する変更を行った場合に限りします。）に係る最低利用期間については、変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱います。

エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下エにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。

(ア) レイヤーの区別の変更であって、イの(ア)に定める変更以外のもの

(イ) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの

A ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限りします。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限りします。）との間の変更

B ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限りします。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限りします。）との間の変更

C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）に限りします。）、ギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限りします。）、ギャランティ（センタエンド）アクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限りします。）又はバーストアクセスのうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更

D ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスのうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更

(ウ) 品目の変更（ギャランティ（フレキシブル）アクセスであって、カスタマポータルから変更した場合を除きます。）

(エ) 基準品目の変更

	(オ) 契約者回線等による区分の変更（光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型の相互間の変更に限ります。） (カ) 最低伝送速度の変更 (キ) 光アクセス回線とDSL回線との間の変更 (ク) フレッツタイプの区分の変更 (ケ) 通信又は保守の態様による細目の変更 オ 当社は、品目が音声伝送のものとその他の区別等との間の相互の変更については、イからエまでの規定を適用しません。
(5) 付加機能利用料の適用	当社は、2-2に規定する付加機能利用料は、1の代表契約又は回線契約ごとに適用します。
(6) 加算料の適用	ア 当社は、VPNサービス（ギャランティアアクセスのSTMタイプに限ります。）について、2-3に規定する加算料を適用します。 イ 当社は、加算料について、接続料（他社接続契約者回線（別記2の(1)のイに掲げる協定事業者に係るものに限ります。）の利用にあたり協定事業者との相互接続協定等により当社が協定事業者を支払う額とします。以下同じとします。）に基づいて算定するものとし、接続料の改定があったときは、加算料を再算定します。 ウ 当社は、イの加算料の再算定により加算料の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の加算料は、改定後の接続料が適用される日の属する当社の会計年度の初日から適用するものとし、 エ Universal One契約者は、イ及びウの規定により当社が改定後の料金を適用することについて、あらかじめ承諾していただきます。
(7) ユニバーサルサービス料の適用	当社は、2-4に規定するユニバーサルサービス料は、メイン契約に係るワイヤレス回線番号（M2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものを除きます。）1番号ごとに適用します。
(8) 電話リレーサービス料の適用	当社は、2-5に規定する電話リレーサービス料は、メイン契約に係るワイヤレス回線番号（M2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものを除きます。）1番号ごとに適用します。

(9) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は協定事業者がサービス取扱所等を変更した場合の定額通信料の適用	当社又は別記 2 に掲げる協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部又は他社接続契約者回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定するサービス取扱所等（その他社接続契約者回線の終端に対向する装置が設置されるUniversal Oneサービス取扱所に限ります。以下、同じとします。）を変更した場合の定額通信料については、2（料金額）の規定にかかわらず、その回線収容部又は他社接続契約者回線を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。
--	---

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-1 ギャランティアクセス（定額通信料）

(1) イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）

ア イ以外のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	80,000 円 (88,000 円)
2 Mb/sのもの	120,000円 (132,000円)
3 Mb/sのもの	140,000円 (154,000円)
5 Mb/sのもの	180,000円 (198,000円)
7 Mb/sのもの	212,000円 (233,200円)
10Mb/sのもの	260,000円 (286,000円)
20Mb/sのもの	315,000円 (346,500円)
30Mb/sのもの	370,000円 (407,000円)
50Mb/sのもの	480,000円 (528,000円)
70Mb/sのもの	568,000円 (624,800円)
100Mb/sのもの	700,000円 (770,000円)
200Mb/sのもの	1,400,000円 (1,540,000円)
300Mb/sのもの	2,000,000円 (2,200,000円)
500Mb/sのもの	3,200,000円 (3,520,000円)
700Mb/sのもの	4,200,000円 (4,620,000円)
1 Gb/sのもの	5,600,000円 (6,160,000円)
2 Gb/sのもの	6,720,000円 (7,392,000円)
3 Gb/sのもの	7,840,000円 (8,624,000円)
5 Gb/sのもの	10,080,000円 (11,088,000円)
7 Gb/sのもの	12,320,000円 (13,552,000円)
10Gb/sのもの	16,800,000円 (18,480,000円)

イ 分散に係る区別が分散パターン2に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	120,000円 (132,000円)
2 Mb/sのもの	165,000円 (181,500円)

3 Mb/sのもの	190,000円 (209,000円)
5 Mb/sのもの	250,000円 (275,000円)
7 Mb/sのもの	363,000円 (399,300円)
10Mb/sのもの	426,000円 (468,600円)
20Mb/sのもの	531,000円 (584,100円)
30Mb/sのもの	640,000円 (704,000円)
50Mb/sのもの	850,000円 (935,000円)
70Mb/sのもの	1,048,000円 (1,152,800円)
100Mb/sのもの	1,329,000円 (1,461,900円)
200Mb/sのもの	2,112,000円 (2,323,200円)
300Mb/sのもの	2,759,000円 (3,034,900円)
500Mb/sのもの	4,242,000円 (4,666,200円)
700Mb/sのもの	5,713,000円 (6,284,300円)
1 Gb/sのもの	7,841,000円 (8,625,100円)
2 Gb/sのもの	9,800,000円 (10,780,000円)
3 Gb/sのもの	11,300,000円 (12,430,000円)
5 Gb/sのもの	14,700,000円 (16,170,000円)
7 Gb/sのもの	17,900,000円 (19,690,000円)
10Gb/sのもの	22,100,000円 (24,310,000円)

(2) イーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用)

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sから100Mb/s品目までのもの	その回線契約をイーサタイプ (NTT Co m光アクセス利用) ア (イ以外のもの) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(3) イーサタイプ (電力系NCC利用)

ア 協定事業者が北海道総合通信網株式会社に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額		
	<table border="1"> <tr> <td>同一の単位料金区域 (北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。) 内において、その他社接続契約者回線を利用するもの</td><td>左欄以外のもの</td></tr> </table>	同一の単位料金区域 (北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。) 内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
同一の単位料金区域 (北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。) 内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの		

1 Mb/sのもの	108,500円 (119,350円)	108,500円 (119,350円)
2 Mb/sのもの	130,900円 (143,990円)	130,900円 (143,990円)
3 Mb/sのもの	162,400円 (178,640円)	162,400円 (178,640円)
5 Mb/sのもの	229,400円 (252,340円)	229,400円 (252,340円)
7 Mb/sのもの	326,200円 (358,820円)	377,900円 (415,690円)
10Mb/sのもの	388,800円 (427,680円)	513,500円 (564,850円)
20Mb/sのもの	467,100円 (513,810円)	616,500円 (678,150円)
30Mb/sのもの	545,300円 (599,830円)	719,400円 (791,340円)
50Mb/sのもの	701,800円 (771,980円)	925,300円 (1,017,830円)
70Mb/sのもの	858,200円 (944,020円)	1,131,200円 (1,244,320円)
100Mb/sのもの	1,091,800円 (1,200,980円)	1,432,900円 (1,576,190円)
1 Gb/sのもの	7,205,000円 (7,925,500円)	—

イ 協定事業者が東北インテリジェント通信株式会社に係るもの
1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用 するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	107,300円 (118,030円)	126,100円 (138,710円)
2 Mb/sのもの	136,800円 (150,480円)	174,400円 (191,840円)
3 Mb/sのもの	169,400円 (186,340円)	227,100円 (249,810円)
5 Mb/sのもの	245,900円 (270,490円)	331,800円 (364,980円)
7 Mb/sのもの	359,100円 (395,010円)	473,200円 (520,520円)

10Mb/sのもの	447,600円 (492,360円)	606,500円 (667,150円)
20Mb/sのもの	508,200円 (559,020円)	701,200円 (771,320円)
30Mb/sのもの	568,800円 (625,680円)	795,900円 (875,490円)
50Mb/sのもの	690,000円 (759,000円)	985,300円 (1,083,830円)
70Mb/sのもの	811,200円 (892,320円)	1,177,100円 (1,294,810円)
100Mb/sのもの	994,100円 (1,093,510円)	1,464,700円 (1,611,170円)
200Mb/sのもの	1,987,000円 (2,185,700円)	2,617,000円 (2,878,700円)
300Mb/sのもの	2,787,000円 (3,065,700円)	3,732,000円 (4,105,200円)
500Mb/sのもの	4,387,000円 (4,825,700円)	5,962,000円 (6,558,200円)
700Mb/sのもの	5,985,000円 (6,583,500円)	8,190,000円 (9,009,000円)
1 Gb/sのもの	8,334,000円 (9,167,400円)	11,484,000円 (12,632,400円)

ウ 協定事業者がKDDI株式会社に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額		
	当社が別に定める地域において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のものであって、同一の都県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左の二欄以外のもの
1 Mb/sのもの	—	106,100円 (116,710円)	126,100円 (138,710円)
2 Mb/sのもの	—	141,800円 (155,980円)	165,300円 (181,830円)
3 Mb/sのもの	—	168,500円 (185,350円)	203,800円 (224,180円)
5 Mb/sのもの	—	255,600円 (281,160円)	290,900円 (319,990円)

7 Mb/sのもの	—	364,100円 (400,510円)	423,000円 (465,300円)
10Mb/sのもの	—	444,400円 (488,840円)	515,000円 (566,500円)
20Mb/sのもの	—	532,100円 (585,310円)	638,000円 (701,800円)
30Mb/sのもの	—	605,600円 (666,160円)	746,800円 (821,480円)
50Mb/sのもの	—	729,100円 (802,010円)	940,900円 (1,034,990円)
70Mb/sのもの	—	852,700円 (937,970円)	1,135,000円 (1,248,500円)
100Mb/sのもの	—	1,038,000円 (1,141,800円)	1,426,200円 (1,568,820円)
200Mb/sのもの	2,256,000円 (2,481,600円)	2,574,000円 (2,831,400円)	3,056,000円 (3,361,600円)
300Mb/sのもの	2,691,000円 (2,960,100円)	3,233,000円 (3,556,300円)	3,962,000円 (4,358,200円)
500Mb/sのもの	3,774,000円 (4,151,400円)	4,762,000円 (5,238,200円)	5,974,000円 (6,571,400円)
700Mb/sのもの	4,844,000円 (5,328,400円)	6,291,000円 (6,920,100円)	7,974,000円 (8,771,400円)
1 Gb/sのもの	6,339,000円 (6,972,900円)	8,480,000円 (9,328,000円)	10,891,000円 (11,980,100円)
(注) 本表に規定する当社が別に定める地域は、東京都の特別区、神奈川県横浜市及び川崎市並びに千葉県の千葉市とします。			

エ 協定事業者が中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの
1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	106,100円 (116,710円)	129,600円 (142,560円)
2 Mb/sのもの	142,600円 (156,860円)	177,900円 (195,690円)
3 Mb/sのもの	181,200円 (199,320円)	228,200円 (251,020円)
5 Mb/sのもの	268,200円 (295,020円)	338,800円 (372,680円)

7 Mb/sのもの	362,600円 (398,860円)	456,800円 (502,480円)
10Mb/sのもの	421,800円 (463,980円)	551,200円 (606,320円)
20Mb/sのもの	515,300円 (566,830円)	675,300円 (742,830円)
30Mb/sのもの	612,400円 (673,640円)	802,900円 (883,190円)
50Mb/sのもの	806,500円 (887,150円)	1,058,200円 (1,164,020円)
70Mb/sのもの	925,300円 (1,017,830円)	1,231,200円 (1,354,320円)
100Mb/sのもの	1,103,500円 (1,213,850円)	1,491,800円 (1,640,980円)
200Mb/sのもの	1,746,000円 (1,920,600円)	2,181,000円 (2,399,100円)
300Mb/sのもの	2,203,000円 (2,423,300円)	2,828,000円 (3,110,800円)
500Mb/sのもの	3,316,000円 (3,647,600円)	4,323,000円 (4,755,300円)
700Mb/sのもの	4,428,000円 (4,870,800円)	5,817,000円 (6,398,700円)
1 Gb/sのもの	5,993,000円 (6,592,300円)	7,946,000円 (8,740,600円)

オ 協定事業者が北陸通信ネットワーク株式会社に係るもの
1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用 するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	104,900円 (115,390円)	126,100円 (138,710円)
2 Mb/sのもの	136,800円 (150,480円)	174,400円 (191,840円)
3 Mb/sのもの	169,400円 (186,340円)	227,100円 (249,810円)
5 Mb/sのもの	250,600円 (275,660円)	335,300円 (368,830円)
7 Mb/sのもの	349,700円 (384,670円)	474,400円 (521,840円)

10Mb/sのもの	413,500円 (454,850円)	599,400円 (659,340円)
20Mb/sのもの	481,200円 (529,320円)	692,900円 (762,190円)
30Mb/sのもの	548,800円 (603,680円)	786,500円 (865,150円)
50Mb/sのもの	684,100円 (752,510円)	973,500円 (1,070,850円)
70Mb/sのもの	819,400円 (901,340円)	1,158,200円 (1,274,020円)
100Mb/sのもの	1,017,600円 (1,119,360円)	1,432,900円 (1,576,190円)
200Mb/sのもの	2,038,000円 (2,241,800円)	2,754,000円 (3,029,400円)
300Mb/sのもの	2,825,000円 (3,107,500円)	3,620,000円 (3,982,000円)
500Mb/sのもの	4,263,000円 (4,689,300円)	5,353,000円 (5,888,300円)
700Mb/sのもの	5,700,000円 (6,270,000円)	7,085,000円 (7,793,500円)
1 Gb/sのもの	7,813,000円 (8,594,300円)	9,634,000円 (10,597,400円)

カ 協定事業者が株式会社オブテージに係るもの

A B以外のもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の府県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	102,600円 (112,860円)	122,600円 (134,860円)
2 Mb/sのもの	127,400円 (140,140円)	152,100円 (167,310円)
3 Mb/sのもの	160,000円 (176,000円)	190,600円 (209,660円)
5 Mb/sのもの	247,100円 (271,810円)	294,100円 (323,510円)
7 Mb/sのもの	366,200円 (402,820円)	489,700円 (538,670円)

10Mb/sのもの	462,900円 (509,190円)	701,800円 (771,980円)
20Mb/sのもの	528,200円 (581,020円)	789,400円 (868,340円)
30Mb/sのもの	593,500円 (652,850円)	877,100円 (964,810円)
50Mb/sのもの	725,300円 (797,830円)	1,052,400円 (1,157,640円)
70Mb/sのもの	855,900円 (941,490円)	1,227,600円 (1,350,360円)
100Mb/sのもの	1,052,900円 (1,158,190円)	1,490,600円 (1,639,660円)
200Mb/sのもの	1,734,000円 (1,907,400円)	2,274,000円 (2,501,400円)
300Mb/sのもの	2,452,000円 (2,697,200円)	3,173,000円 (3,490,300円)
500Mb/sのもの	3,887,000円 (4,275,700円)	4,970,000円 (5,467,000円)
700Mb/sのもの	5,322,000円 (5,854,200円)	6,768,000円 (7,444,800円)

B 品目が1Gb/sのもの

1の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
15kmまでのもの	5,965,000円 (6,561,500円)
30km //	7,134,000円 (7,847,400円)
40km //	7,399,000円 (8,138,900円)
50km //	7,633,000円 (8,396,300円)
60km //	7,819,000円 (8,600,900円)

キ 協定事業者が株式会社エネルギア・コミュニケーションズに係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	101,400円 (111,540円)	126,100円 (138,710円)

2 Mb/sのもの	132, 100円 (145, 310円)	174, 400円 (191, 840円)
3 Mb/sのもの	163, 500円 (179, 850円)	227, 100円 (249, 810円)
5 Mb/sのもの	242, 400円 (266, 640円)	331, 800円 (364, 980円)
7 Mb/sのもの	343, 800円 (378, 180円)	449, 700円 (494, 670円)
10Mb/sのもの	412, 400円 (453, 640円)	544, 100円 (598, 510円)
20Mb/sのもの	482, 400円 (530, 640円)	640, 000円 (704, 000円)
30Mb/sのもの	552, 400円 (607, 640円)	735, 900円 (809, 490円)
50Mb/sのもの	692, 400円 (761, 640円)	927, 600円 (1, 020, 360円)
70Mb/sのもの	832, 400円 (915, 640円)	1, 119, 400円 (1, 231, 340円)
100Mb/sのもの	1, 041, 200円 (1, 145, 320円)	1, 405, 900円 (1, 546, 490円)
200Mb/sのもの	2, 190, 000円 (2, 409, 000円)	2, 670, 000円 (2, 937, 000円)
300Mb/sのもの	3, 125, 000円 (3, 437, 500円)	3, 750, 000円 (4, 125, 000円)
500Mb/sのもの	4, 925, 000円 (5, 417, 500円)	5, 800, 000円 (6, 380, 000円)
700Mb/sのもの	6, 725, 000円 (7, 397, 500円)	7, 850, 000円 (8, 635, 000円)
1 Gb/sのもの	9, 375, 000円 (10, 312, 500円)	10, 875, 000円 (11, 962, 500円)

ク 協定事業者が株式会社S T N e tに係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用 するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	104, 900円 (115, 390円)	126, 100円 (138, 710円)
2 Mb/sのもの	139, 100円 (153, 010円)	174, 400円 (191, 840円)

3 Mb/sのもの	170,600円 (187,660円)	227,100円 (249,810円)
5 Mb/sのもの	248,200円 (273,020円)	331,800円 (364,980円)
7 Mb/sのもの	355,600円 (391,160円)	468,500円 (515,350円)
10Mb/sのもの	414,700円 (456,170円)	550,000円 (605,000円)
20Mb/sのもの	501,200円 (551,320円)	671,800円 (738,980円)
30Mb/sのもの	582,900円 (641,190円)	788,800円 (867,680円)
50Mb/sのもの	735,900円 (809,490円)	999,400円 (1,099,340円)
70Mb/sのもの	875,900円 (963,490円)	1,184,100円 (1,302,510円)
100Mb/sのもの	1,064,700円 (1,171,170円)	1,415,300円 (1,556,830円)
200Mb/sのもの	1,835,000円 (2,018,500円)	2,285,000円 (2,513,500円)
300Mb/sのもの	2,580,000円 (2,838,000円)	3,130,000円 (3,443,000円)
500Mb/sのもの	4,070,000円 (4,477,000円)	4,820,000円 (5,302,000円)
1 Gb/sのもの	7,625,000円 (8,387,500円)	8,750,000円 (9,625,000円)

ケ 協定事業者が株式会社QTnetに係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1 Mb/sのもの	103,800円 (114,180円)	130,800円 (143,880円)
2 Mb/sのもの	139,100円 (153,010円)	176,800円 (194,480円)
3 Mb/sのもの	170,600円 (187,660円)	227,100円 (249,810円)
5 Mb/sのもの	249,400円 (274,340円)	331,800円 (364,980円)

7 Mb/sのもの	363,800円 (400,180円)	463,800円 (510,180円)
10Mb/sのもの	444,100円 (488,510円)	564,100円 (620,510円)
20Mb/sのもの	523,500円 (575,850円)	670,600円 (737,660円)
30Mb/sのもの	602,900円 (663,190円)	777,100円 (854,810円)
50Mb/sのもの	754,700円 (830,170円)	985,300円 (1,083,830円)
70Mb/sのもの	901,800円 (991,980円)	1,188,800円 (1,307,680円)
100Mb/sのもの	1,097,600円 (1,207,360円)	1,462,400円 (1,608,640円)
200Mb/sのもの	2,369,000円 (2,605,900円)	3,419,000円 (3,760,900円)
300Mb/sのもの	3,192,000円 (3,511,200円)	4,352,000円 (4,787,200円)
500Mb/sのもの	4,838,000円 (5,321,800円)	6,218,000円 (6,839,800円)
700Mb/sのもの	6,483,000円 (7,131,300円)	8,084,000円 (8,892,400円)
1 Gb/sのもの	8,900,000円 (9,790,000円)	10,834,000円 (11,917,400円)

コ 協定事業者が沖縄通信ネットワーク株式会社に係るもの
1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	104,900円 (115,390円)
2 Mb/sのもの	132,100円 (145,310円)
3 Mb/sのもの	160,000円 (176,000円)
5 Mb/sのもの	229,400円 (252,340円)
10Mb/sのもの	373,500円 (410,850円)
20Mb/sのもの	457,600円 (503,360円)
30Mb/sのもの	540,600円 (594,660円)
50Mb/sのもの	706,500円 (777,150円)
100Mb/sのもの	1,005,900円 (1,106,490円)
200Mb/sのもの	1,825,000円 (2,007,500円)

300Mb/sのもの	2,600,000円 (2,860,000円)
500Mb/sのもの	4,150,000円 (4,565,000円)
1 Gb/sのもの	7,475,000円 (8,222,500円)

(4) イーサタイプ (ハウジング利用)

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	60,000円 (66,000円)
2 Mb/sのもの	73,000円 (80,300円)
3 Mb/sのもの	88,000円 (96,800円)
5 Mb/sのもの	128,000円 (140,800円)
7 Mb/sのもの	213,000円 (234,300円)
10Mb/sのもの	258,000円 (283,800円)
20Mb/sのもの	312,000円 (343,200円)
30Mb/sのもの	362,000円 (398,200円)
50Mb/sのもの	462,000円 (508,200円)
70Mb/sのもの	562,000円 (618,200円)
100Mb/sのもの	700,000円 (770,000円)
200Mb/sのもの	800,000円 (880,000円)
300Mb/sのもの	1,200,000円 (1,320,000円)
500Mb/sのもの	2,200,000円 (2,420,000円)
700Mb/sのもの	3,200,000円 (3,520,000円)
1 Gb/sのもの	4,600,000円 (5,060,000円)
2 Gb/sのもの	5,520,000円 (6,072,000円)
3 Gb/sのもの	6,440,000円 (7,084,000円)
5 Gb/sのもの	8,280,000円 (9,108,000円)
7 Gb/sのもの	10,120,000円 (11,132,000円)
10Gb/sのもの	13,800,000円 (15,180,000円)

(5) S T Mタイプ

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
64kb/sのもの	33,000円 (36,300円)
128kb/sのもの	44,000円 (48,400円)

2-1-1-2 ギャランティ (センタエンド) アクセス (定額通信料)

イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）

1の回線契約ごとに月額

品 目	最低伝送速度	料 金 額
10Mb/sのもの	1 Mbit/sのもの	95,000円（104,500円）
	2 Mbit/sのもの	135,000円（148,500円）
	3 Mbit/sのもの	165,000円（181,500円）
	5 Mbit/sのもの	230,000円（253,000円）
	7 Mbit/sのもの	250,000円（275,000円）
100Mb/sのもの	10Mbit/sのもの	360,000円（396,000円）
	20Mbit/sのもの	380,000円（418,000円）
	30Mbit/sのもの	440,000円（484,000円）
	50Mbit/sのもの	560,000円（616,000円）
	70Mbit/sのもの	680,000円（748,000円）

2-1-1-3 ギャランティ（フレキシブル）アクセス（定額通信料）

(1) イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）

ア イ以外のもの

(ア) 基本額

1の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	710,000円（781,000円）
200Mb/sのもの	1,420,000円（1,562,000円）
300Mb/sのもの	2,040,000円（2,244,000円）
400Mb/sのもの	2,650,000円（2,915,000円）
500Mb/sのもの	3,260,000円（3,586,000円）
600Mb/sのもの	3,770,000円（4,147,000円）
700Mb/sのもの	4,280,000円（4,708,000円）
800Mb/sのもの	4,790,000円（5,269,000円）
900Mb/sのもの	5,300,000円（5,830,000円）
1 Gb/sのもの	5,710,000円（6,281,000円）

(イ) 加算額

1の回線契約ごとに日額

料 金 額
その品目の料金額（その品目を基準品目とみなした場合に適用される基本額の料金額と同額）から基準品目の料金額を控除し、残額がある場合に、その額を15で除して得た額

イ 分散に係る区別が分散パターン2に係るもの

(ア) 基本額

1 の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	1,339,000円 (1,472,900円)
200Mb/sのもの	2,132,000円 (2,345,200円)
300Mb/sのもの	2,799,000円 (3,078,900円)
400Mb/sのもの	3,545,000円 (3,899,500円)
500Mb/sのもの	4,302,000円 (4,732,200円)
600Mb/sのもの	5,059,000円 (5,564,900円)
700Mb/sのもの	5,793,000円 (6,372,300円)
800Mb/sのもの	6,550,000円 (7,205,000円)
900Mb/sのもの	7,307,000円 (8,037,700円)
1 Gb/sのもの	7,951,000円 (8,746,100円)

(イ) 加算額

1 の回線契約ごとに日額

料 金 額
その品目の料金額（その品目を基準品目とみなした場合に適用される基本額の料金額と同額）から基準品目の料金額を控除し、残額がある場合に、その額を15で除して得た額

(2) イーサタイプ（ハウジング利用）

ア 基本額

1 の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	710,000円 (781,000円)
200Mb/sのもの	820,000円 (902,000円)
300Mb/sのもの	1,240,000円 (1,364,000円)
400Mb/sのもの	1,750,000円 (1,925,000円)
500Mb/sのもの	2,260,000円 (2,486,000円)
600Mb/sのもの	2,770,000円 (3,047,000円)
700Mb/sのもの	3,280,000円 (3,608,000円)
800Mb/sのもの	3,790,000円 (4,169,000円)
900Mb/sのもの	4,300,000円 (4,730,000円)
1 Gb/sのもの	4,710,000円 (5,181,000円)

イ 加算額

1 の回線契約ごとに月額

料 金 額
その品目の料金額（その品目を基準品目とみなした場合に適用される基本額の料金額と同額）から基準品目の料金額を控除し、残額がある場合に、その額を15で除して得た額

2-1-1-4 パーストアクセス（定額通信料）
イーサタイプ

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
10Mb/sのもの	90,000円（99,000円）
100Mb/sのもの	300,000円（330,000円）

2-1-1-5 ベストエフォート（ハイグレード）アクセス（定額通信料）

(1) フレッツタイプ（光一括提供型）

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー 25,800円（28,380円） マンション 24,500円（26,950円）

(2) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー マンショ 19,400円（21,340円）

2-1-1-6 ベストエフォート（IPoE）アクセス（定額通信料）

(1) フレッツタイプ（光一括提供型）

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー マンショ 13,000円（14,300円） 11,700円（12,870円）

(2) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー 6,600円（7,260円）

係るもの	マンション	
------	-------	--

2-1-1-7 ベストエフォートアクセス（定額通信料）

(1) フレッツタイプ（光一括提供型）

1 の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	11,800円（12,980円）
	マンション	10,500円（11,550円）

(2) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目			料 金 額
DSL回線に係るもの			12,500円 (13,750円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	下記以外のもの	12,100円 (13,310円)
		ファミリーGS	12,600円 (13,860円)
		ファミリーGL	12,300円 (13,530円)
	マンション	下記以外のもの	11,300円 (12,430円)
		マンションGS	11,800円 (12,980円)
		マンションGL	11,500円 (12,650円)

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
DSL回線に係るもの		12,350円 (13,585円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	12,300円 (13,530円)
	マンション	11,700円 (12,870円)

(3) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
-----	-------

D S L回線に係るもの		5,400円 (5,940円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	
	マンション	

2-1-1-8 ベストエフォート（ライト）アクセス（定額通信料）

(1) フレッツタイプ（光一括提供型）

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	10,400円 (11,440円)
	マンション	9,100円 (10,010円)

(2) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目			料 金 額
D S L回線に係るもの			11,100円 (12,210円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	下記以外のもの	10,700円 (11,770円)
		ファミリーG S	11,200円 (12,320円)
		ファミリーG L	10,900円 (11,990円)
	マンション	下記以外のもの	9,900円 (10,890円)
		マンションG S	10,400円 (11,440円)
		マンションG L	10,100円 (11,110円)

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
D S L回線に係るもの		10,950円 (12,045円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	10,900円 (11,990円)
	マンション	10,300円 (11,330円)

(3) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1 の回線契約ごとに月額

品 目		料 金 額
D S L回線に係るもの		4,000円 (4,400円)
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	
	マンション	

2-1-1-9 ワイヤレスアクセス

(1) メイン契約に係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目		区 分	料 金 額
L T Eタイプ	1 G Bコース	定額通信料	5,400円 (5,940円)
		ワイヤレス利用料	2,000円 (2,200円)
	3 G Bコース	定額通信料	5,400円 (5,940円)
		ワイヤレス利用料	3,500円 (3,850円)
	7 G Bコース	定額通信料	5,400円 (5,940円)
		ワイヤレス利用料	5,500円 (6,050円)
	20 G Bコース	定額通信料	5,400円 (5,940円)
		ワイヤレス利用料	12,000円 (13,200円)
	30 G Bコース	定額通信料	5,400円 (5,940円)
		ワイヤレス利用料	15,000円 (16,500円)
	40 G Bコース	定額通信料	5,400円 (5,940円)
		ワイヤレス利用料	18,000円 (19,800円)

(2) バックアップ契約に係るもの (定額通信料)

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
L T Eタイプ	2,700円 (2,970円)

2-1-2 レイヤー2に係るもの

2-1-2-1 ギャランティアアクセス（定額通信料）

(1) イーサタイプ（NTT Com光アクセス利用）

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ（NTT Com光アクセス利用）とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(2) イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(3) イーサタイプ（電力系NCC利用）

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ（電力系NCC利用）とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(4) イーサタイプ（ハウジング利用）

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ（ハウジング利用）とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(5) STMタイプ

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
128kb/sのもの	44,000円（48,400円）

2-1-2-2 ギャランティ（センタエンド）アクセス（定額通信料）

イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るギャランティ（センタエンド）アクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用））とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

2-1-2-3 バーストアクセス（定額通信料）

イーサタイプ

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー 3 に係るバーストアクセス（イーサタイプ）とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

2-1-2-4 ベストエフォートアクセス（定額通信料）

(1) フレッツタイプ（フレッツ一括提供型）

1 の回線契約ごとに月額

品 目			料 金 額	
			契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの	契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの
シングルセッションに係るもの	光アクセス回線に係るもの	ファミリー	17,900円 (19,690円)	18,100円 (19,910円)
		マンション	17,900円 (19,690円)	18,100円 (19,910円)

(2) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

1 の回線契約ごとに月額

品 目			料 金 額
シングルセッションに係るもの	光アクセス回線に係るもの	ファミリー	11,200円 (12,320円)
		マンション	11,200円 (12,320円)

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1 クラウドコネクタ接続機能

Flexible InterConnect接続タイプ

月額

区 分		単 位	料金額
Flexible InterConnect (Smart Data Platform サービス利用規約別冊(ネットワーク)で定める Flexible InterConnect メニューをいいます。以下同じとします。) と V P N グループとの間の通信を可能とする機能	ギャランティ型	1 の接続ごとに	—
備考			
1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。			
2 当社は、Flexible InterConnect接続タイプについて次の品目を提供します。			

品 目
最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大2Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大3Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大4Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
最大10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

3 この機能を利用する代表契約者は、Flexible InterConnectとの間の通信について、そのFlexible InterConnectに係る契約者の同意を得るものとします。

4 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとFlexible InterConnectとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。

5 代表契約者は、最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なものから最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの（最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの及び最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものを含みます。）の間の区分に限り、相互の変更を請求することができます。

6 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。

(1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）

(2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）

(3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

7 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

2 - 2 - 1 - 2 . Phone接続機能

月額

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

当社の I P 通信網サービス契約約款に定める第 6 種シェアード I P－P B X サービスと V P N グループとの間の通信を可能とする機能	1 の V P N グループごとに	—
備考 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。 ただし、当社の I P 通信網サービス契約約款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。 (1) ギャランティアアクセス（品目が S T M タイプのものに限ります。） (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（V L A N 多重機能を利用して V P N サービスとの混在多重を行うものを除きます。） (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス (4) ワイヤレスアクセス		

2－2－1－3 インターネット接続機能

(1) G W 型

月額

区 分				単 位	料金額
インターネット接続を行うことができる機能	ベストエフォート型	全拠点型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループにつき 1 の契約者回線等ごとに	3, 000 円 (3, 300 円)
		V P N 型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	50, 000 円 (55, 000 円)
			最大 1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	200, 000 円 (220, 000 円)
	帯域確保型	V P N 型	最大 1 Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	30, 000 円 (33, 000 円)
			最大 2 Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	40, 000 円 (44, 000 円)
			最大 3 Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	50, 000 円 (55, 000 円)
			最大 5 Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	60, 000 円 (66, 000 円)
			最大 7 Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	70, 000 円 (77, 000 円)

		最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	90,000円 (99,000円)
		最大20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	130,000円 (143,000円)
		最大30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	160,000円 (176,000円)
		最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	230,000円 (253,000円)
		最大70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	300,000円 (330,000円)
		最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	410,000円 (451,000円)
備考 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。 ただし、帯域確保型については、インターネットゲートウェイ装置（インターネット接続機能を提供するために当社がUniversal One網内に設置する装置をいいます。以下同じとします。）とインターネット接続点との間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。 3 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。 4 当社は、ベストエフォート型の全拠点型に係る付加機能利用料を適用するにあたり、各料金月の末日における契約者回線等（この機能によりインターネット接続を行うことができるものであって、メイン契約及びレイヤー2のバックアップ契約に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）の合計数を算出し、その数をその料金月における契約者回線等の数として取り扱います。 5 当社は、備考4の合計数の算出にあたり、その料金月に提供を開始した契約者回線等を除き、その料金月の初日以外の日に回線契約の解除があった契約者回線等を含めて計算します。 ただし、提供を開始した日と回線契約の解除があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、その契約者回線等を含めて計算します。 6 この機能を利用する代表契約者は、この機能に係る区分の変更を1の料金月につき1回まで請求することができます。				

7 当社は、この機能に係る区分の変更があったときは、次の各号に定めるところにより、変更後の区分に係る付加機能利用料を適用します。

(1) ベストエフォート型における、全拠点型とV P N型（最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り。）との間の区分の変更があったときは、変更後の区分に係る付加機能利用料をその料金月における付加機能利用料として適用します。

(2) (1)に定める区分の変更以外の区分の変更があったときは、変更後の区分に係る付加機能利用料をその料金月の翌料金月における付加機能利用料として適用します。

8 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。

(1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限り。）

(2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行うものを除きます。）

(3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

(2) U T M型

月額

区 分				単 位	料金額
インターネット接続を行うことができる機能であってU T M機能を利用することができるもの					
v U T Mプレミアム	ベストエフォート型	V P N型	1 G b/s	1 の利用機能識別番号ごとに	115, 000円 (126, 500円)
	スマートベストエフォート型	V P N型	1 G b/s	1 の利用機能識別番号ごとに	135, 000円 (148, 500円)
	帯域確保型	V P N型	100M b/s	1 の利用機能識別番号ごとに	400, 000円 (440, 000円)
			200M b/s	1 の利用機能識別番号ごとに	500, 000円 (550, 000円)
			300M b/s	1 の利用機能識別番号ごとに	700, 000円 (770, 000円)
			400M b/s	1 の利用機能識別番号ごとに	900, 000円 (990, 000円)
			500M b/s	1 の利用機能識別番号ごとに	1, 500, 000円 (1, 650, 000円)
			1 G b/s	1 の利用機能識別番号ごとに	3, 000, 000円 (3, 300, 000円)
v U T Mスタンダード	ベストエフォート型	全拠点型	1 G b/s	1 の利用機能識別番号につき1 の契約者回線等ごとに	8, 000円 (8, 800円)
備考					

- 1 当社は、代表契約者に限り、1の代表契約につき2の利用機能識別番号を上限として、この機能を提供します。
- 2 この機能を申込み代表契約者は、当社のSmart Data Platformサービス利用規約に規定する契約条件等について、あらかじめ同意していただきます。
- 3 vUTMプレミアムの帯域確保型の1Gb/sの申込みにあたっては、当社のSmart Data Platformサービス利用規約に規定する設定代行サポートの申込みを合わせて行っていただきます。
- 4 上表の区分に定める符号伝送速度については、最大でその符号伝送速度による通信が可能なものとし、当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。

ただし、帯域確保型については、インターネットゲートウェイ装置とインターネット接続点との間の区間に限り、その符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 5 当社は、スマートベストエフォート型の提供にあたり、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、帯域制御を実施します。
- 6 代表契約者は、スマートベストエフォート型の提供を当社に請求するにあたり、当社がスマートベストエフォート型を利用するUniversal One契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を取得するとともに、それにより該当の通信と識別された場合は、帯域制御として、その通信データの流量調整を行うことについて、あらかじめ同意していただきます。
- 7 当社は、備考6に定める通信の識別及び帯域制御の完全性を保証するものではなく、それらが機能しなかったことによってUniversal One契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 8 代表契約者は、代表契約者と異なる名義の契約者回線等がそのVPNグループに所属している場合には、備考5から備考7までに定める事項について、あらかじめその回線契約者の同意を取得していただきます。
- 9 この機能を利用する代表契約者は、この機能に係る区分の変更として、帯域確保型における符号伝送速度の区分の変更に関し請求することができます。
- 10 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、次の場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。
 - (1) 料金月の初日以外の日に帯域確保型における符号伝送速度の区分の変更があったとき。
 - (2) 第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 11 当社は、vUTMスタンダードに係る付加機能利用料を適用するにあたり、各料金月の末日における契約者回線等（vUTMスタンダードを利用可能なものであって、メイン契約及びレイヤー2のバックアップ契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の合計数を算出し、その数をその料金月における契約者回線等の数として取り扱います。
- 12 当社は、備考11の合計数の算出にあたり、その料金月に提供を開始した契約者回線等を除き、その料金月の初日以外の日に回線契約の解除があった契約者回線等を含めて計算します。

ただし、提供を開始した日と回線契約の解除があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、その契約者回線等を含めて計算します。

- 13 この機能において提供するU T M機能は、セキュリティソフトウェアを用いてW e bサイト等からダウンロードされる情報に含まれるマルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称とします。以下備考22までにおいて同じとします。）の検知及び駆除、マルウェアの検知されたW e bサイト等へのアクセス制限及びアプリケーション制御並びにポータルサイトを通じたログ閲覧等を行うことができる機能とします。
- 14 当社は、v U T Mプレミアムを利用する代表契約者から請求があったときは、次表に規定する機能を提供します。この場合において、代表契約者は次表に規定する料金の支払いを要します。

月額

区 分	単 位	料金額
二重化機能（インターネットゲートウェイ装置を二重化する機能をいいます。）	1 の利用機能識別番号ごとに	50,000円 (55,000円)
特定経路配信機能（Universal One契約者があらかじめ指定したI Pアドレスに限り、インターネット接続機能を利用可能とする機能をいいます。）	1 の利用機能識別番号ごとに	30,000円 (33,000円)
ログレポート機能（Universal One契約者のインターネット接続機能に係る通信利用状況等の情報を提供する機能をいいます。）	1 の利用機能識別番号ごとに	30,000円 (33,000円)
グローバルI Pアドレス追加機能（この機能で利用するグローバルI Pアドレス（標準では1のグローバルI Pアドレスを割り当てます。）を追加する機能をいいます。）	1 の追加I Pアドレスごとに	50,000円 (55,000円)

備考

- 1 二重化機能において、現用系から予備系へ切り替わった場合の提供条件は、次のとおりとします。
- (1) 帯域確保型については、帯域を確保せず、通信の品質を保証しません。
 - (2) スマートベストエフォート型については、帯域制御を実施しません。
 - (3) グローバルI Pアドレスについては、現用系とは異なるものを割り当てます。この場合、グローバルI Pアドレス追加機能の利用有無にかかわらず、1のグローバルI Pアドレスを割り当てます。

- 2 当社は、ログレポート機能の内容について一切の保証をしないものとし、ログレポート機能の利用に起因するUniversal One契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 3 グローバル I P アドレス追加機能は、帯域確保型を利用する代表契約者に限り提供します。この場合、追加可能なグローバル I P アドレスの数は、7 までとします。
- 4 当社は、グローバル I P アドレス追加機能に係る付加機能利用料の適用にあたっては、1 のグローバル I P アドレスごとに、その追加の利用開始又は廃止について、この表枠外の備考10に規定する付加機能利用料に関する定めを適用します。
- 5 備考 1 から備考 4 までに規定するほか、この表に定める v U T M プレミアムに関する機能に係るその他の提供条件については、インターネット接続機能に準ずるものとします。

- 15 この機能は、ネットワンシステムズ株式会社が開発したセキュリティソフトウェアの使用許諾を受けて、当社が提供します。
- 16 当社は、マルウェアの検知又はログ閲覧の提供若しくはログレポート機能の提供に係るログの記録等、この機能を提供する目的において、インターネット接続機能に係るUniversal One契約者の通信に係るヘッダー情報又はデータ情報を取得するものとします。
- 17 代表契約者は、備考16に定める事項について、あらかじめ包括的に同意するとともに、代表契約者と異なる名義の契約者回線等がそのV P Nグループに所属している場合には、あらかじめその回線契約者の同意を取得していただきます。
- 18 当社は、この機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
- 19 この機能により検知及び防御等が可能なW e b サイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施時においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限りします。
- 20 当社は、この機能に係るマルウェアの検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、Universal One契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 21 当社は、第32条（利用中止）第 1 項に掲げる場合に加え、次の場合には、この機能の提供を中止又は廃止することができます。
ネットワンシステムズ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、Universal One契約者がこの機能を利用できなくなったとき。
- 22 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
 - (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限りします。）
 - (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（V L A N 多重機能を利用してV P N サービスとの混在多重を行うものを除きます。）
 - (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

2-2-1-4 V P N間接続機能

月額

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

この機能を利用するV P Nグループと、代表契約者があらかじめ指定する他のV P Nグループとの間の通信を可能とする機能であって、V P N間フィルタリング機能以外のもの	通信先の1のV P Nグループごとに	15,000円 (16,500円)
備考 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 代表契約者があらかじめ指定する他のV P Nグループは、Universal Oneサービス又は当社のI P通信網サービス契約約款に定める第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものであって、そのV P Nグループを代表する契約者が、この機能又はこの機能に相当する付加機能を利用するものとします。 3 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。 (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。） (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行うものを除きます。） (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス		

2-2-1-5 V P N間フィルタリング機能

月額

区 分		単 位	料金額
この機能を利用するV P Nグループと、代表契約者があらかじめ指定する他のV P Nグループとの間の通信を可能とする機能であって、そのV P Nグループ間の通信においてパケットフィルタリングを設定するもの	基本額	1のV P Nグループごとに	15,000円 (16,500円)
	加算額	1のV P Nグループにつき設定する15のパケットフィルタリングの条件を超える1のパケットフィルタリングの条件ごとに	1,000円 (1,100円)
備考 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 代表契約者があらかじめ指定する他のV P Nグループは、Universal Oneサービスに係るもの又は当社のUniversal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に規定するI P伝送サービスに係るものであって、そのV P Nグループに係るV P Nグループ代表者が、この機能又はこの機能に相当する付加機能を利用するものとします。 3 この機能の申込みにあたっては、設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。 (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。） (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（V L A N多重機能を利用してV P Nサービスとの混在多重を行うものを除きます。） (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス			

2-2-1-6 Universal Oneモバイル接続機能

月額

区 分	単 位	料金額
当社のモバイルアクセスサービス契約約款に定めるモバイルアクセスサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能	1のVPNグループごとに	—
備考 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。 (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。） (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。） (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス		

2-2-1-7 MCOP認証機能

月額

区 分	単 位	料金額
Universal Oneモバイル接続機能に係る通信の認証の都度、新たに自動生成するパスワードを用いて認証する機能	1のIDごとに	250円 (275円)
備考 1 当社は、Universal Oneモバイル接続機能に係る代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 当社は、Universal Oneモバイル接続機能により接続するモバイルアクセスサービスの種別等によっては、技術上又は保守上困難である等当社の業務の遂行に支障がある場合に、MCOP認証機能を提供できないことがあります。 3 当社は、この機能に係る付加機能利用料を、代表契約者が登録したIDの数（その料金月で最大のものとします。）に基づいて算出します。この場合において、この機能に係る付加機能利用料の日割の適用については、次に掲げる事項を除き、料金表通則3に定めるところによります。 (1) 料金月の初日以外の日にこの機能の提供の開始があったときは、この機能の提供開始日を起算日とし、その利用日数に応じて日割します。 (2) 料金月の初日以外の日にこの機能の廃止があったときは、この機能の廃止日の前日までの利用日数に応じて日割します。 (3) (1)及び(2)の規定が適用されない料金月については、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、日割しません。		

2-2-1-8 セキュリティ機能

月額

区 分	単 位	料金額
セキュリティソフトウェアを用いて、セキュリティ対策を行うことができる機能	メールセキュリティタイプ 1のVPNグループにつきID数が500未満の場合に1のIDごとに	300円 (330円)

		1のVPNグループにつきID数が500以上2,000未満の場合に1のIDごとに	250円 (275円)
		1のVPNグループにつきID数が2,000以上の場合に1のIDごとに	200円 (220円)
	Webセキュリティタイプ	1のVPNグループにつきID数が500未満の場合に1のIDごとに	500円 (550円)
		1のVPNグループにつきID数が500以上2,000未満の場合に1のIDごとに	400円 (440円)
		1のVPNグループにつきID数が2,000以上の場合に1のIDごとに	250円 (275円)
	VBBSタイプ	1のVPNグループにつきID数が500未満の場合に1のIDごとに	350円 (385円)
		1のVPNグループにつきID数が500以上2,000未満の場合に1のIDごとに	300円 (330円)
		1のVPNグループにつきID数が2,000以上の場合に1のIDごとに	250円 (275円)

備考

- 1 当社は、この機能の提供にあたり、次の用語をそれぞれ次の意味で使います。

用 語	用 語 の 意 味
ゲートウェイセキュリティ機能	インターネットとの接続に係るゲートウェイにおけるセキュリティ対策を可能とする機能
エンドポイントセキュリティ機能	インターネットに接続する電子計算機等におけるセキュリティ対策を可能とする機能

メールセキュリティ機能	電子メール等のメッセージの送受信におけるセキュリティ対策を可能とする機能
Webセキュリティ機能	Webアクセスにおけるセキュリティ対策を可能とする機能
マルウェア	コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称
メールフィルタリング機能	本機能を利用する代表契約者により設定されたフィルタリングポリシーに基づいた特定のメッセージの振分け等を可能とする機能
Webフィルタリング機能	本機能を利用する代表契約者により設定されたフィルタリングポリシーに基づいた特定のWebサイトへのアクセス制限等を可能とする機能
セキュリティログ	セキュリティに関する脅威の検出状況その他のセキュリティ機能に関する利用状況の記録

2 当社は、メールセキュリティタイプについて、次に掲げるセキュリティ対策を提供します。

- (1) ゲートウェイセキュリティ機能を提供します。
- (2) メールセキュリティ機能として、マルウェアの検出と隔離、迷惑メールの検出と削除・隔離及びメールフィルタリング機能等を提供します。

3 当社は、Webセキュリティタイプについて、次に掲げるセキュリティ対策を提供します。

- (1) ゲートウェイセキュリティ機能を提供します。
- (2) Webセキュリティ機能として、不審なWebサイトの検出と当該サイトへのアクセス制限及びWebフィルタリング機能等を提供します。

4 当社は、VBBSタイプについて、次に掲げるセキュリティ対策を提供します。

- (1) エンドポイントセキュリティ機能を提供します。
- (2) セキュリティ対策の機能として、マルウェアの検出と駆除・隔離及びWebフィルタリング機能等を提供します。

5 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。

6 当社は、Webセキュリティタイプを利用する代表契約者から請求があったときは、次表に規定する機能を提供します。この場合において、代表契約者は、次表に規定する料金の支払いを要します。

月額

区 分	単 位	料金額
アドバンス機能（クラウドサンドボックス等を利用可能とする機能をいいます。）	1のVPNグループにつきID数が500未満の場合に1のIDごとに	400円 (440円)
	1のVPNグループにつきID数が500以上2,000未満の場合に1のIDごとに	300円 (330円)

	1 の V P N グループにつき I D 数が 2,000 以上の場合に 1 の I D ごとに	250円 (275円)
固定アウトバウンド I P 機能 (送信元 I P アドレスを特定のグローバル I P アドレスに固定する機能をいいます。)	1 の V P N グループごとに	200,000円 (220,000円)
備考 1 アドバンスド機能の I D 数は、W e b セキュリティタイプの I D 数と同一とします。 2 固定アウトバウンド I P 機能については、当社が提供開始日として取り扱う日から、実際に送信元の I P アドレスが固定化されるまでに、最長で 5 営業日の期間を要します。		

- 7 当社は、この機能を 10 I D 単位で提供します。
- 8 代表契約者は、メールセキュリティタイプ、W e b セキュリティタイプ又は V B B S タイプのうち、いずれか 1 のタイプから他のタイプへの変更を行うことができません。
- 9 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日から起算して、この機能の廃止があった日の前日までの期間について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。
ただし、メールセキュリティタイプ、W e b セキュリティタイプ又は V B B S タイプの提供を開始した日を含む料金月については、それぞれ提供を開始したタイプに係る付加機能利用料の支払いを要しません。この場合、支払いを要さない付加機能利用料には、備考 6 に定める料金を含みます。
- 10 この機能は、トレンドマイクロ株式会社が開発したセキュリティソフトウェアの使用許諾を受けて、当社が提供します。
- 11 この機能（V B B S タイプに係るものに限り。）の利用対象となる電子計算機等内のファイルの状態、電子計算機等の種類又はその他の理由により、電子計算機等にセキュリティソフトウェアがダウンロード又はインストールできない場合には、この機能を利用できません。
- 12 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
- 13 当社は、この機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
- 14 この機能により対策が可能なマルウェア等のセキュリティに関する脅威は、その脅威への対策の実施時において現にそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限り。
- 15 当社は、第 32 条（利用中止）第 1 項に掲げる場合に加え、次の場合には、この機能の提供を中止又は廃止することができます。
トレンドマイクロ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、Universal One 契約者がこの機能を利用できなくなったとき。
- 16 当社は、この機能に係るセキュリティ対策の完全性を保証するものではなく、セキュリティ対策が機能しなかったことによって、Universal One 契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

- 17 当社は、マルウェア、迷惑メール若しくは不審なWebサイトの検出、フィルタリングポリシーとの照合又はセキュリティログの記録等、この機能を提供する目的において、この機能を利用した通信を行う者の通信に係るヘッダー情報又はデータ情報を取得するものとします。
- 18 代表契約者は、備考17に定める事項について、あらかじめ包括的に同意するとともに、代表契約者以外の者がこの機能を利用した通信を行う場合には、それら通信を行う者から同様に同意を得るものとします。

2-2-1-9 Universal One Virtual機能

月額

区 分			単 位	料金額
仮想閉域網を構築できる機能	仮想サーバに係るもの	vCore(i)	1台ごとに	1,000円 (1,100円)
		vCore(s)	1台ごとに	—
		vCore(h)	1台ごとに	11,000円 (12,100円)
	仮想クライアントに係るもの	アプリ型	1のIDごとに	250円 (275円)
		アダプタ型	1のIDごとに	1,500円 (1,650円)

備考

- 1 当社は、この機能の提供にあたり、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
仮想サーバ	インターネット及びVPNグループを仮想閉域網で接続可能にする、当社が設置する電気通信設備
仮想クライアント	仮想サーバと通信を行うためにダウンロードされるクライアントソフトウェア又は設置される仮想化制御装置

- 2 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 3 この機能を利用する代表契約者は、あらかじめ指定する他のVPNグループ（Universal Oneサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）とこの機能による通信をすることができます。
- 4 代表契約者（仮想サーバ（vCore(s)又はvCore(h)に限りします。以下備考4において同じとします。）に係る者に限りします。）は、VPNグループと仮想サーバの接続にあたり、当社のSmart Data Platformサービス利用規約に定めるFlexible InterConnectを利用するものとします。
この場合において、代表契約者は、この機能の提供を開始した後であっても、Flexible InterConnectの利用を開始するまでは、この機能とVPNグループとの間で通信ができないことについてあらかじめ同意するものとします。
- 5 当社は、IDが3か月間利用されないときは、この機能を廃止したものと取り扱うことがあります。

- 6 代表契約者は、その仮想サーバに係る区分のうち、vCore(s)とvCore(h)の相互間に限り変更を請求することができます。
- 7 当社は、仮想クライアントに係る付加機能利用料は、その仮想サーバに係るIDの数（その料金月で最大のものとします。）に基づいて算出します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、その付加機能利用料を日割しません。
- 8 当社は、備考7のIDの数の算出にあたり、当社の機器の故障等により正しくIDの数が把握できなかった期間については、その期間のIDの数を0として取り扱います。
- 9 当社は、仮想サーバの提供を開始した日が属する料金月（その料金月にその仮想サーバを廃止した場合を除きます。）及び仮想サーバを廃止した日がその料金月の初日の場合におけるその料金月は、その仮想サーバに係る仮想クライアントについて付加機能利用料を適用しません。
- 10 当社は、仮想クライアント（アプリ型に係るものに限ります。以下備考10において同じとします。）に対し、機体認証機能（その仮想クライアントに係る端末設備等によりIDを認証する機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、機体認証機能に係る付加機能利用料は次表のとおりとし、その他の条件は仮想クライアントに準ずるものとします。

月額

区 分	単 位	料 金 額
機体認証機能	1のIDごとに	100円（110円）

- 11 当社は、仮想サーバ（vCore(s)又はvCore(h)）に限ります。以下備考11において同じとします。）に係る仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を準定額制とし、1の仮想サーバに係る仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を合算した額が9,000円（9,900円）以下となるととき（備考9の規定による場合を除きます。）は、仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を適用せず、準定額利用料として9,000円（9,900円）を適用します。
- 12 当社は、この機能に係る料金の計算にあたって、協定世界時を用いて計算します。
- 13 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。
- 14 この機能（アプリ型に係るものに限ります。）による通信を行う者は、当社が指定するクライアントソフトウェアを端末設備にインストールして使用するものとします。
- 15 当社は、備考14に規定するクライアントソフトウェアの動作等の完全性を保証するものではなく、その利用によって、Universal One契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 16 この機能（アダプタ型に係るものに限ります。）による通信を行う者は、仮想化制御装置を使用するものとします。
- 17 当社は、仮想化制御装置に係る責任については、この約款に定めるものにより負うものとし、その利用によってUniversal One契約者に発生したその他の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 18 この機能は、NTT Communications (Thailand) Co., Ltd. またはNTT Europe Ltd. と連帯して提供します。

2-2-1-10 クラウドWi-Fi認証機能

月額

区 分		単 位	料金額
料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定するクラウドWi-Fiアクセスポイントに接続する端末設備を認証する機能	10 I D までの場合	1 の V P N グループごとに	—
	10 I D を超える場合	1 の V P N グループにつき10 I D を超える1 の I D ごとに	300円 (330円)
備考 1 当社は、代表契約者（クラウドWi-Fiアクセスポイントを利用する契約者回線等を含むV P Nグループに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。 2 この機能を利用する代表契約者は、次に掲げる期間について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときを除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。 (1) この機能の提供を開始した日が属する料金月の翌料金月から支払いを要します。 ただし、提供を開始した日が料金月の初日の場合は、提供を開始した日が属する料金月から支払いを要します。 (2) この機能の廃止があった日の前日が属する料金月まで支払いを要します。 (3) この機能の提供を開始した日と、この機能の廃止があった日又はその前日とが同じ料金月に属する場合は、1か月間について支払いを要します。 3 当社は、この機能に係る付加機能利用料を、I Dの数（その料金月で最大のものとします。）に基づいて算出します。			

2-2-2 回線契約に係るもの

2-2-2-1 優先制御機能

月額

区 分		単 位	料金額
I P パケットを I P パケットごとに、又はイーサネットフレームをイーサネットフレームごとに、あらかじめ指定した優先順位に従って、当社が指定する方法で転送する機能	64kb/s品目から1 Mb/s品目までのもの	1 の契約者回線等ごとに	10,000円 (11,000円)
	2 Mb/s品目から10Mb/s品目までのもの	1 の契約者回線等ごとに	15,000円 (16,500円)
	20Mb/s品目のもの	1 の契約者回線等ごとに	20,000円 (22,000円)
	30Mb/s品目のもの	1 の契約者回線等ごとに	30,000円 (33,000円)
	40Mb/s品目のもの	1 の契約者回線等ごとに	40,000円 (44,000円)

50Mb/s品目のもの	1の契約者回線等ごとに	50,000円 (55,000円)
60Mb/s品目のもの	1の契約者回線等ごとに	60,000円 (66,000円)
70Mb/s品目のもの	1の契約者回線等ごとに	70,000円 (77,000円)
80Mb/s品目のもの	1の契約者回線等ごとに	80,000円 (88,000円)
90Mb/s品目のもの	1の契約者回線等ごとに	90,000円 (99,000円)
100Mb/s品目から 1Gb/s品目までのもの	1の契約者回線等ごとに	100,000円 (110,000円)
2Gb/s品目から 10Gb/s品目までのもの	1の契約者回線等ごとに	200,000円 (220,000円)

備考

- 1 当社は、回線契約者（ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものを除きます。）、ギャランティ（センタエンド）アクセス又はギャランティ（フレキシブル）アクセスに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2 200Mb/s品目から10Gb/s品目までの優先制御機能については、レイヤー3に限り提供します。
- 3 VLAN多重機能（レイヤー3に係るものに限ります。）を利用する回線契約者は、契約者回線等に設定する論理回線ごとにこの機能を利用することができます。この場合、当社は、1の論理回線ごとにその符号伝送速度に基づきこの機能に係る付加機能利用料を適用します。
- 4 当社は、この機能を利用する契約者回線等が、当社のIP通信網サービス契約約款に定めるUniversal One利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリー1に係るものに限ります。）となる場合は、この機能に係る付加機能利用料を適用しません。
- 5 当社は、この機能について、次に掲げるクラスを提供します。
 - (1) レイヤー3
T o S 4クラス又はT o S 6クラス
 - (2) レイヤー2（STMタイプを除きます。）
T o S 4クラス又はC o S 4クラス
（VLAN多重機能と併用する場合はT o S 4クラスのみとします。）
 - (3) レイヤー2（STMタイプに限ります。）
T o S 3クラス又はC o S 3クラス

2-2-2-2 VLAN多重機能

月額

区 分		単 位	料金額
1の契約者回線等について、当社が指定する方法により複数のVPNグループと多重通信を行う	レイヤー3に係るもの	1の契約者回線等につき1のVPNグループごとに	3,000円 (3,300円)

うことができるようにする機能	レイヤー 2 に係るもの	1 の契約者回線等 ごとに	—
備考 1 当社は、次に掲げる通信の区分に係る回線契約者に限り、この機能を提供します。 (1) レイヤー 3 に係るギャランティアクセス（品目が 2 Mb/s から 10Gb/s までのものに限りです。） (2) レイヤー 2 に係るギャランティアクセス（品目が 2 Gb/s から 10Gb/s までのものを除きます。） 2 この機能を利用する回線契約者は、その契約者回線等（レイヤー 3 の 1 Gb/s までの品目のものに限りです。）に設定する論理回線ごとに、次に掲げる符号伝送速度を指定することができます。 (1) 1 Mbit/s から 1 Mbit/s ごとに 10Mbit/s までの符号伝送速度 (2) 20Mbit/s から 10Mbit/s ごとに 100Mbit/s までの符号伝送速度 (3) 200Mbit/s から 100Mbit/s ごとに 900Mbit/s までの符号伝送速度 3 この機能を利用する回線契約者は、契約者回線等ごとに、次に掲げる論理回線の数に達するまで論理回線を設定することができます。 ただし、論理回線に符号伝送速度を指定する場合であって、論理回線の符号伝送速度の合計がその契約者回線等の品目に係る符号伝送速度を超えるときは、論理回線を設定することができません。 (1) レイヤー 3 の 2 Mb/s から 100Mb/s までの契約者回線等：10 (2) レイヤー 3 の 200Mb/s から 10Gb/s までの契約者回線等：249 (3) レイヤー 2 の契約者回線等：20			

2-2-2-3 インターネット接続機能

月額

区 分				単 位	料金額
インターネット接続を行うことができる機能	ベストエフォート型	拠点型	最大100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の契約者回線等 ごとに	2,980円 (3,278円)
備考 1 当社は、VPNサービスの区別等がレイヤー 3 のベストエフォートアクセスに係る回線契約者に限り、この機能を提供します。ただし、回線契約の種類がバックアップ契約の場合は、そのメイン契約がギャランティアクセス、ギャランティ（センタエンド）アクセス又はバーストアクセスに係るものに限りです。 2 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。 3 この機能を利用する回線契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1 料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。					

2-2-2-4 マルチキャスト機能

区 分		単 位	料 金 額
マルチキャストグループ内において、マルチキャスト配信を行うことができる機能	マルチキャスト利用回線に係るもの	1 のマルチキャスト利用回線ごとに	20,000円 (22,000円)
	マルチキャスト配信回線に係るもの	1 のマルチキャスト配信回線ごとに	10,000円 (11,000円)
			10,000円 (11,000円) に配信速度が 1 Mbit/s を超える 1 Mbit/s までごとに 10,000円 (11,000円) を加えた額

備考

- 1 当社は、この機能の提供にあたり、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
マルチキャストグループ	代表契約者が指定する契約者回線等（同一の所属VPNグループに係るものに限り、）から構成されるグループ
マルチキャスト配信回線	マルチキャスト配信及びマルチキャスト受信が可能な契約者回線等
マルチキャスト受信回線	マルチキャスト受信のみが可能な契約者回線等
マルチキャスト利用回線	マルチキャスト配信回線及びマルチキャスト受信回線
配信速度	マルチキャスト配信回線とVPNノード装置との間に割当てられた帯域に係る上限値となる符号伝送速度
マルチキャスト配信端末	マルチキャスト機能を利用してマルチキャスト配信を行う自営端末設備

- 2 当社は、この機能に係る配信速度の区分として、1 Mbit/s から 1 Mbit/s ごとに 10Mbit/s まで及び 20Mbit/s から 10Mbit/s ごとに 100Mbit/s までの、19 の区分を定めます。
- 3 当社は、回線契約者（レイヤー 3 のギャランティアクセス（品目が 1 Mb/s から 1 Gb/s までのものに限り、）に係る者に限り、）に限り、この機能を提供します。
- 4 3 の規定にかかわらず、当社は、回線契約者（この機能以外の回線契約に係る付加機能（優先制御機能を除きます。）を利用する者に限り、）には、この機能を提供しません。
- 5 この機能を利用する回線契約者は、その Universal One サービスの品目に係

- る符号伝送速度を超えるマルチキャスト配信を行うことができません。
- 6 この機能の申込みにあたっては、所属するマルチキャストグループをあらかじめ通知していただきます。
- 7 6に規定するほか、マルチキャスト配信回線に係る申込みにあたっては、配信速度及びマルチキャスト配信端末に係るIPアドレスをあらかじめ通知していただきます。
- 8 1のVPNグループにおけるマルチキャスト利用回線の数、1のマルチキャスト利用回線が所属できるマルチキャストグループの数及び1のマルチキャスト配信回線に対し設定できるマルチキャスト配信端末に係るIPアドレスの数は、当社が指定する数を上限とします。

2-2-2-5 拠点間通信機能

月額

区 分	単 位	料 金 額
拠点間通信を行うことができる機能	1の回線につき 2アドレス目以降1のアドレスごとに	100円 (110円)
備考 1 当社は、回線契約者（光一括提供型に係るものであって、その加入者回線が西日本電信電話株式会社に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、この機能を提供します。 2 Universal One契約者は、光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更（入）の場合に限り、この機能の申込みを行うことができます。		

2-2-2-6 基本容量追加機能

区 分	単 位	料金額
1の料金月におけるワイヤレスアクセスに係る基本容量を追加することができる機能	基本容量の追加申込み1回ごとに	500円 (550円)
備考 1 当社は、回線契約者（ワイヤレスアクセス（メイン契約）に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。 2 この機能の申込みの方法については、当社が指定するところによります。 3 基本容量の追加は、536,870,912バイトを単位とし、1の料金月において10,737,418,240バイトまで行うことができます。 4 当社は、回線契約者が基本容量シェアグループに係る回線契約においてこの機能を利用する場合は、料金表通則14(4)エ（通信量に係る区別）の表の備考に定めるワイヤレスアクセスの利用制限の条件について、その規定にかかわらず、次のとおり適用します。 (1) 基本容量シェアグループに属する回線契約の1の料金月における通信量、その区別に係る基本容量及びこの機能による追加容量をそれぞれ合計し、その合計通信量が追加後合計基本容量（区別ごとの基本容量の合計とこの機能による追加容量の合計との合算値をいいます。以下同じとします。）を超えた場合に、利用制限を適用します。		

- (2) (1)の追加後合計基本容量の算出にあたり、区別ごとの基本容量の合計が100テラバイトを超える場合は、区別ごとの基本容量の合計値を100テラバイトとみなします。
- (3) (1)の追加後合計基本容量の算出にあたり、この機能による容量追加の効果は、100テラバイトを上限とします。
- (4) (2)及び(3)の場合、1テラバイトは2の40乗バイトとします。
- 5 当社は、1の回線契約が利用制限後であっても、その回線契約への基本容量の追加があり、利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、その回線契約について利用制限を解除します。
- 6 当社は、1の基本容量シェアグループに係る全ての回線契約が利用制限後であっても、その基本容量シェアグループに係るいずれかの回線契約への基本容量の追加があり、利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、その基本容量シェアグループに係る全ての回線契約について利用制限を解除します。
- 7 当社は、基本容量の追加を、その申込のあった料金月に限り適用し、1の料金月における基本容量に達していない場合であっても、基本容量追加の残量を翌料金月には追加しません。
- 8 当社は、1の料金月における実際の通信量にかかわらず、この機能により追加申込みされた基本容量に応じた付加機能利用料を適用します。

2-2-2-7 トラフィック見える化機能

区 分		単 位	料金額
Universal One網内のトラフィックを収集し、そのUniversal Oneサービスに係る使用状況等の詳細な情報を分析及び加工して提供する機能	データレポート	1の申込みごとに	別に算定する金額
	スタンダードレポート	1の申込みごとに	別に算定する金額
	プレミアムレポート	1の申込みごとに	別に算定する金額
備考			
1 当社は、回線契約者（レイヤー3のギャランティアクセス（その品目が1 Mb/sから1 Gb/sまでのものに限りします。）に係る者に限りします。）に限り、この機能を提供します。 2 この機能を利用する回線契約者は、この機能を提供するにあたり、当社が回線契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を取得することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。 3 当社は、この機能の利用により生成、提供されたデータ（以下この備考において「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより回線契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失によるものである場合はこの限りではありません。 4 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。 5 当社は、収集したデータ及び生成等データを一定期間後に削除するものとします。			

2-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額
レイヤー3のもの	64kb/s品目のもの	1の契約者回線等ごとに	17,000円 (18,700円)
	128kb/s品目のもの	1の契約者回線等ごとに	29,000円 (31,900円)
レイヤー2のもの	128kb/s品目のもの	1の契約者回線等ごとに	29,000円 (31,900円)
備考 1 当社は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。 2 当社は、令和5年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。			

2-4 ユニバーサルサービス料

1のワイヤレス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

2-5 電話リレーサービス料

1のワイヤレス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
電話リレーサービス料	1円 (1.1円)
備考 毎年4月利用分から起算して、電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価（当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html) に掲載するものとします。）を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。	

第2 専用サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) Universal Oneサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、Universal Oneサービスの需要と供給の見込み等を考慮して専用サービスに係るUniversal Oneサービス区域を設定します。
(2) 定額通信料の適用	ア 当社は、専用サービスについて、2－1に規定する定額通信料を適用します。 イ 当社は、100Gb/sの品目について、そのVPNグループに所属する1の契約者回線等の終端と他の契約者回線等の終端との間を回線距離測定区間として、その回線距離に応じて、それぞれの契約者回線等に係る回線契約の定額通信料を適用します。 ウ イの場合において、回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第8編）に規定する高速デジタル伝送サービスのハイウェイインタフェースの場合に準ずるものとしします。 エ 当社は、ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスについて、その回線契約に係る基準品目に対応する定額通信料の基本額とその回線契約に係る品目と基準品目の差に対応する定額通信料の加算額を合せて適用します。 ただし、その品目が基準品目を下回るときは加算額を適用しません。 オ エの場合において、インタフェースの区分が10G-I Fのものは、その品目と基準品目の差1Gb/sごとの加算額を適用し、その差の1Gb/s未満の端数についてその品目と基準品目の差100Mb/sごとの加算額を適用します。
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 専用サービスには、最低利用期間があります。 イ 回線契約者は、最低利用期間内に回線契約の解除又は区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、解除又は変更のあった前日の定額通信料の額（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスについては、その解除等があったときの品目にかかわらず、定額通信料の基本額に相当する額とします。以下エまで同じとします。）に残余の期間（解除又は変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 （ア）通信の区分の変更であって、エの（ア）に定める変更以外のもの （イ）契約者回線等による区分の変更 ウ イの場合において、専用サービス（本欄イに規定する変更を行った場合に限ります。）に係る最低利用期間については、変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱います。

	エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下エにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。 (ア) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの A ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）との間の変更 B ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）との間の変更 C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティ（センタエンド）アクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）又はバーストアクセスのうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更 (イ) 品目の変更（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスであって、カスタマポータルから変更した場合を除きます。） (ウ) インタフェースによる区分の変更 (エ) 基準品目の変更 (オ) サービスエリアの区分の変更 (カ) 通信又は保守の態様による細目の変更
(4) 付加機能利用料の適用	当社は、2-2に規定する付加機能利用料は、1の回線契約ごとに適用します。
(5) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合の定額通信料の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部を変更した場合の定額通信料については、2（料金額）の規定にかかわらず、その回線収容部を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。

2 料金額

2-1 定額通信料

2-1-1 レイヤー2 ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

2-1-1-1 トランスポート型

(1) イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	89,000円（97,900円）
2 Mb/sのもの	123,000円（135,300円）
3 Mb/sのもの	148,000円（162,800円）
5 Mb/sのもの	198,000円（217,800円）
7 Mb/sのもの	248,000円（272,800円）
10Mb/sのもの	310,000円（341,000円）
20Mb/sのもの	370,000円（407,000円）
30Mb/sのもの	430,000円（473,000円）
50Mb/sのもの	550,000円（605,000円）
70Mb/sのもの	670,000円（737,000円）
100Mb/sのもの	850,000円（935,000円）
200Mb/sのもの	1,680,000円（1,848,000円）
300Mb/sのもの	2,300,000円（2,530,000円）
500Mb/sのもの	3,500,000円（3,850,000円）
700Mb/sのもの	4,700,000円（5,170,000円）
1 Gb/sのもの	6,000,000円（6,600,000円）
2 Gb/sのもの	8,000,000円（8,800,000円）
3 Gb/sのもの	9,800,000円（10,780,000円）
5 Gb/sのもの	12,700,000円（13,970,000円）
7 Gb/sのもの	15,000,000円（16,500,000円）
10Gb/sのもの	18,000,000円（19,800,000円）

(2) イーサタイプ（NTT東日本プレミア利用）であって専用契約となるもの

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	324,200円（356,620円）
2 Mb/sのもの	393,500円（432,850円）

3 Mb/sのもの	423,200円 (465,520円)
5 Mb/sのもの	483,600円 (531,960円)
7 Mb/sのもの	535,000円 (588,500円)
10Mb/sのもの	635,100円 (698,610円)
20Mb/sのもの	832,900円 (916,190円)
30Mb/sのもの	1,063,900円 (1,170,290円)
50Mb/sのもの	1,210,800円 (1,331,880円)
70Mb/sのもの	1,339,900円 (1,473,890円)
100Mb/sのもの	1,406,700円 (1,547,370円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	346,200円 (380,820円)
2 Mb/sのもの	417,500円 (459,250円)
3 Mb/sのもの	449,200円 (494,120円)
5 Mb/sのもの	513,100円 (564,410円)
7 Mb/sのもの	568,500円 (625,350円)
10Mb/sのもの	674,600円 (742,060円)
20Mb/sのもの	880,400円 (968,440円)
30Mb/sのもの	1,118,900円 (1,230,790円)
50Mb/sのもの	1,281,800円 (1,409,980円)
70Mb/sのもの	1,426,400円 (1,569,040円)
100Mb/sのもの	1,501,200円 (1,651,320円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	429,200円 (472,120円)
2 Mb/sのもの	502,000円 (552,200円)
3 Mb/sのもの	535,200円 (588,720円)
5 Mb/sのもの	602,600円 (662,860円)
7 Mb/sのもの	661,000円 (727,100円)
10Mb/sのもの	771,600円 (848,760円)
20Mb/sのもの	1,048,400円 (1,153,240円)

30Mb/sのもの	1,357,900円 (1,493,690円)
50Mb/sのもの	1,662,800円 (1,829,080円)
70Mb/sのもの	1,949,400円 (2,144,340円)
100Mb/sのもの	2,095,200円 (2,304,720円)

(3) イーサタイプ（N T T東日本プレミア利用）であって臨時専用契約となるもの

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	972,000円 (1,069,200円)
	2 Mb/sのもの	1,180,000円 (1,298,000円)
	3 Mb/sのもの	1,269,000円 (1,395,900円)
	5 Mb/sのもの	1,450,000円 (1,595,000円)
	7 Mb/sのもの	1,605,000円 (1,765,500円)
	10Mb/sのもの	1,905,000円 (2,095,500円)
	20Mb/sのもの	2,498,000円 (2,747,800円)
	30Mb/sのもの	3,191,000円 (3,510,100円)
	50Mb/sのもの	3,632,000円 (3,995,200円)
	70Mb/sのもの	4,019,000円 (4,420,900円)
	100Mb/sのもの	4,220,000円 (4,642,000円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	1,038,000円 (1,141,800円)
	2 Mb/sのもの	1,252,000円 (1,377,200円)
	3 Mb/sのもの	1,347,000円 (1,481,700円)
	5 Mb/sのもの	1,539,000円 (1,692,900円)
	7 Mb/sのもの	1,705,000円 (1,875,500円)
	10Mb/sのもの	2,023,000円 (2,225,300円)
	20Mb/sのもの	2,641,000円 (2,905,100円)
	30Mb/sのもの	3,356,000円 (3,691,600円)
	50Mb/sのもの	3,845,000円 (4,229,500円)
	70Mb/sのもの	4,279,000円 (4,706,900円)
	100Mb/sのもの	4,503,000円 (4,953,300円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1 の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	1,287,000円 (1,415,700円)
	2 Mb/sのもの	1,506,000円 (1,656,600円)
	3 Mb/sのもの	1,605,000円 (1,765,500円)
	5 Mb/sのもの	1,807,000円 (1,987,700円)
	7 Mb/sのもの	1,983,000円 (2,181,300円)
	10Mb/sのもの	2,314,000円 (2,545,400円)
	20Mb/sのもの	3,145,000円 (3,459,500円)
	30Mb/sのもの	4,073,000円 (4,480,300円)
	50Mb/sのもの	4,988,000円 (5,486,800円)
	70Mb/sのもの	5,848,000円 (6,432,800円)
	100Mb/sのもの	6,285,000円 (6,913,500円)

(4) イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）であって専用契約となるもの

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	324,200円 (356,620円)
2 Mb/sのもの	393,500円 (432,850円)
3 Mb/sのもの	423,200円 (465,520円)
5 Mb/sのもの	483,600円 (531,960円)
7 Mb/sのもの	535,000円 (588,500円)
10Mb/sのもの	635,100円 (698,610円)
20Mb/sのもの	832,900円 (916,190円)
30Mb/sのもの	1,063,900円 (1,170,290円)
50Mb/sのもの	1,210,800円 (1,331,880円)
70Mb/sのもの	1,339,900円 (1,473,890円)
100Mb/sのもの	1,406,700円 (1,547,370円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	346,200円 (380,820円)

2 Mb/sのもの	417,500円 (459,250円)
3 Mb/sのもの	449,200円 (494,120円)
5 Mb/sのもの	513,100円 (564,410円)
7 Mb/sのもの	568,500円 (625,350円)
10Mb/sのもの	674,600円 (742,060円)
20Mb/sのもの	880,400円 (968,440円)
30Mb/sのもの	1,118,900円 (1,230,790円)
50Mb/sのもの	1,281,800円 (1,409,980円)
70Mb/sのもの	1,426,400円 (1,569,040円)
100Mb/sのもの	1,501,200円 (1,651,320円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	429,200円 (472,120円)
2 Mb/sのもの	502,000円 (552,200円)
3 Mb/sのもの	535,200円 (588,720円)
5 Mb/sのもの	602,600円 (662,860円)
7 Mb/sのもの	661,000円 (727,100円)
10Mb/sのもの	771,600円 (848,760円)
20Mb/sのもの	1,048,400円 (1,153,240円)
30Mb/sのもの	1,357,900円 (1,493,690円)
50Mb/sのもの	1,662,800円 (1,829,080円)
70Mb/sのもの	1,949,400円 (2,144,340円)
100Mb/sのもの	2,095,200円 (2,304,720円)

(5) イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）であって臨時専用契約となるもの

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	972,000円 (1,069,200円)
	2 Mb/sのもの	1,180,000円 (1,298,000円)
	3 Mb/sのもの	1,269,000円 (1,395,900円)
	5 Mb/sのもの	1,450,000円 (1,595,000円)
	7 Mb/sのもの	1,605,000円 (1,765,500円)

	10Mb/sのもの	1,905,000円 (2,095,500円)
	20Mb/sのもの	2,498,000円 (2,747,800円)
	30Mb/sのもの	3,191,000円 (3,510,100円)
	50Mb/sのもの	3,632,000円 (3,995,200円)
	70Mb/sのもの	4,019,000円 (4,420,900円)
	100Mb/sのもの	4,220,000円 (4,642,000円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1 の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	1,038,000円 (1,141,800円)
	2 Mb/sのもの	1,252,000円 (1,377,200円)
	3 Mb/sのもの	1,347,000円 (1,481,700円)
	5 Mb/sのもの	1,539,000円 (1,692,900円)
	7 Mb/sのもの	1,705,000円 (1,875,500円)
	10Mb/sのもの	2,023,000円 (2,225,300円)
	20Mb/sのもの	2,641,000円 (2,905,100円)
	30Mb/sのもの	3,356,000円 (3,691,600円)
	50Mb/sのもの	3,845,000円 (4,229,500円)
	70Mb/sのもの	4,279,000円 (4,706,900円)
	100Mb/sのもの	4,503,000円 (4,953,300円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1 の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	1,287,000円 (1,415,700円)
	2 Mb/sのもの	1,506,000円 (1,656,600円)
	3 Mb/sのもの	1,605,000円 (1,765,500円)
	5 Mb/sのもの	1,807,000円 (1,987,700円)
	7 Mb/sのもの	1,983,000円 (2,181,300円)
	10Mb/sのもの	2,314,000円 (2,545,400円)
	20Mb/sのもの	3,145,000円 (3,459,500円)
	30Mb/sのもの	4,073,000円 (4,480,300円)
	50Mb/sのもの	4,988,000円 (5,486,800円)
	70Mb/sのもの	5,848,000円 (6,432,800円)

	100Mb/sのもの	6,285,000円 (6,913,500円)
--	------------	-------------------------

(6) イーサタイプ（ハウジング利用）であって専用契約となるもの
1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/sのもの	66,000円 (72,600円)
2 Mb/sのもの	75,000円 (82,500円)
3 Mb/sのもの	93,000円 (102,300円)
5 Mb/sのもの	140,000円 (154,000円)
7 Mb/sのもの	248,000円 (272,800円)
10Mb/sのもの	298,000円 (327,800円)
20Mb/sのもの	364,000円 (400,400円)
30Mb/sのもの	419,000円 (460,900円)
50Mb/sのもの	528,000円 (580,800円)
70Mb/sのもの	661,000円 (727,100円)
100Mb/sのもの	850,000円 (935,000円)
200Mb/sのもの	1,030,000円 (1,133,000円)
300Mb/sのもの	1,350,000円 (1,485,000円)
500Mb/sのもの	2,500,000円 (2,750,000円)
700Mb/sのもの	3,680,000円 (4,048,000円)
1 Gb/sのもの	5,030,000円 (5,533,000円)
2 Gb/sのもの	6,500,000円 (7,150,000円)
3 Gb/sのもの	8,000,000円 (8,800,000円)
5 Gb/sのもの	10,400,000円 (11,440,000円)
7 Gb/sのもの	12,300,000円 (13,530,000円)
10Gb/sのもの	14,800,000円 (16,280,000円)

(7) イーサタイプ（ハウジング利用）であって臨時専用契約となるもの
ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	149,000円 (163,900円)
	2 Mb/sのもの	176,000円 (193,600円)
	3 Mb/sのもの	220,000円 (242,000円)
	5 Mb/sのもの	337,000円 (370,700円)

	7 Mb/sのもの	602,000円 (662,200円)
	10Mb/sのもの	735,000円 (808,500円)
	20Mb/sのもの	867,000円 (953,700円)
	30Mb/sのもの	984,000円 (1,082,400円)
	50Mb/sのもの	1,153,000円 (1,268,300円)
	70Mb/sのもの	1,362,000円 (1,498,200円)
	100Mb/sのもの	1,712,000円 (1,883,200円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	159,000円 (174,900円)
	2 Mb/sのもの	187,000円 (205,700円)
	3 Mb/sのもの	234,000円 (257,400円)
	5 Mb/sのもの	357,000円 (392,700円)
	7 Mb/sのもの	639,000円 (702,900円)
	10Mb/sのもの	781,000円 (859,100円)
	20Mb/sのもの	917,000円 (1,008,700円)
	30Mb/sのもの	1,035,000円 (1,138,500円)
	50Mb/sのもの	1,221,000円 (1,343,100円)
	70Mb/sのもの	1,450,000円 (1,595,000円)
	100Mb/sのもの	1,826,000円 (2,008,600円)

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1の回線契約ごとに日額

	品 目	料 金 額
利用のあった料金月ごとに、その品目の料金額を当該料金月の日数で除した額	1 Mb/sのもの	198,000円 (217,800円)
	2 Mb/sのもの	225,000円 (247,500円)
	3 Mb/sのもの	279,000円 (306,900円)
	5 Mb/sのもの	420,000円 (462,000円)
	7 Mb/sのもの	744,000円 (818,400円)
	10Mb/sのもの	894,000円 (983,400円)
	20Mb/sのもの	1,092,000円 (1,201,200円)
	30Mb/sのもの	1,257,000円 (1,382,700円)
	50Mb/sのもの	1,584,000円 (1,742,400円)

	70Mb/sのもの	1,983,000円 (2,181,300円)
	100Mb/sのもの	2,550,000円 (2,805,000円)

2-1-1-2 波長/SDH型

(1) イーサタイプ (NTT Com光アクセス利用)

ア 品目が10Gb/sのもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
10Gb/sのもの	18,000,000円 (19,800,000円)

イ 品目が100Gb/sのもの

A シングルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
40kmまでのもの	2,400,000円 (2,640,000円)
150kmまでのもの	18,000,000円 (19,800,000円)
300kmまでのもの	27,000,000円 (29,700,000円)
600kmまでのもの	33,000,000円 (36,300,000円)
600kmを超えるもの	38,400,000円 (42,240,000円)

B デュアルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
40kmまでのもの	4,000,000円 (4,400,000円)
150kmまでのもの	30,000,000円 (33,000,000円)
300kmまでのもの	45,000,000円 (49,500,000円)
600kmまでのもの	55,000,000円 (60,500,000円)
600kmを超えるもの	64,000,000円 (70,400,000円)

(2) イーサタイプ (ハウジング利用)

ア 品目が10Gb/sのもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
10Gb/sのもの	14,800,000円 (16,280,000円)

イ 品目が100Gb/sのもの

A シングルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
40kmまでのもの	1,980,000円 (2,178,000円)
150kmまでのもの	15,800,000円 (17,380,000円)
300kmまでのもの	24,800,000円 (27,280,000円)
600kmまでのもの	30,800,000円 (33,880,000円)
600kmを超えるもの	36,200,000円 (39,820,000円)

B デュアルクラスのもの

1 の回線契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
40kmまでのもの	3,300,000円 (3,630,000円)
150kmまでのもの	26,000,000円 (28,600,000円)
300kmまでのもの	41,000,000円 (45,100,000円)
600kmまでのもの	51,000,000円 (56,100,000円)
600kmを超えるもの	60,000,000円 (66,000,000円)

2-1-2 レイヤー2 ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係るもの

トランスポート型

2-1-2-1 イーサタイプ（NTT Com光アクセス利用）

(1) シングルクラスのもの

ア 基本額

1 の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	745,000円 (819,500円)
200Mb/sのもの	1,326,000円 (1,458,600円)
300Mb/sのもの	1,760,000円 (1,936,000円)
400Mb/sのもの	2,180,000円 (2,398,000円)
500Mb/sのもの	2,600,000円 (2,860,000円)
600Mb/sのもの	3,020,000円 (3,322,000円)
700Mb/sのもの	3,440,000円 (3,784,000円)
800Mb/sのもの	3,790,000円 (4,169,000円)
900Mb/sのもの	4,070,000円 (4,477,000円)
1 Gb/sのもの	4,350,000円 (4,785,000円)
2 Gb/sのもの	5,750,000円 (6,325,000円)
3 Gb/sのもの	7,010,000円 (7,711,000円)

4 Gb/sのもの	8,130,000円 (8,943,000円)
5 Gb/sのもの	9,040,000円 (9,944,000円)
6 Gb/sのもの	9,950,000円 (10,945,000円)
7 Gb/sのもの	10,650,000円 (11,715,000円)
8 Gb/sのもの	11,350,000円 (12,485,000円)
9 Gb/sのもの	12,050,000円 (13,255,000円)
10Gb/sのもの	12,750,000円 (14,025,000円)

イ 加算額

1 の回線契約ごとに日額

区 分	料 金 額
その品目と基準品目の 差100Mb/sごとに	31,000 円 (34,100 円)
その品目と基準品目の 差 1 Gb/sごとに	66,000円 (72,600円)

(2) デュアルクラスのもの

ア 基本額

1 の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	1,000,000円 (1,100,000円)
200Mb/sのもの	1,830,000円 (2,013,000円)
300Mb/sのもの	2,450,000円 (2,695,000円)
400Mb/sのもの	3,050,000円 (3,355,000円)
500Mb/sのもの	3,650,000円 (4,015,000円)
600Mb/sのもの	4,250,000円 (4,675,000円)
700Mb/sのもの	4,850,000円 (5,335,000円)
800Mb/sのもの	5,350,000円 (5,885,000円)
900Mb/sのもの	5,750,000円 (6,325,000円)
1 Gb/sのもの	6,150,000円 (6,765,000円)
2 Gb/sのもの	8,150,000円 (8,965,000円)
3 Gb/sのもの	9,950,000円 (10,945,000円)
4 Gb/sのもの	11,550,000円 (12,705,000円)
5 Gb/sのもの	12,850,000円 (14,135,000円)
6 Gb/sのもの	14,150,000円 (15,565,000円)
7 Gb/sのもの	15,150,000円 (16,665,000円)

8 Gb/sのもの	16, 150, 000円 (17, 765, 000円)
9 Gb/sのもの	17, 150, 000円 (18, 865, 000円)
10Gb/sのもの	18, 150, 000円 (19, 965, 000円)

イ 加算額

1 の回線契約ごとに日額

区 分	料 金 額
その品目と基準品目の 差100Mb/sごとに	44, 000円 (48, 400円)
その品目と基準品目の 差 1 Gb/sごとに	94, 000円 (103, 400円)

2－1－2－2 イーサタイプ (ハウジング利用)

(1) シングルクラスのもの

ア 基本額

1 の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	745, 000円 (819, 500円)
200Mb/sのもの	871, 000円 (958, 100円)
300Mb/sのもの	1, 095, 000円 (1, 204, 500円)
400Mb/sのもの	1, 494, 000円 (1, 643, 400円)
500Mb/sのもの	1, 900, 000円 (2, 090, 000円)
600Mb/sのもの	2, 313, 000円 (2, 544, 300円)
700Mb/sのもの	2, 726, 000円 (2, 998, 600円)
800Mb/sのもの	3, 090, 000円 (3, 399, 000円)
900Mb/sのもの	3, 391, 000円 (3, 730, 100円)
1 Gb/sのもの	3, 671, 000円 (4, 038, 100円)
2 Gb/sのもの	4, 700, 000円 (5, 170, 000円)
3 Gb/sのもの	5, 750, 000円 (6, 325, 000円)
4 Gb/sのもの	6, 660, 000円 (7, 326, 000円)
5 Gb/sのもの	7, 430, 000円 (8, 173, 000円)
6 Gb/sのもの	8, 130, 000円 (8, 943, 000円)
7 Gb/sのもの	8, 760, 000円 (9, 636, 000円)
8 Gb/sのもの	9, 390, 000円 (10, 329, 000円)
9 Gb/sのもの	9, 950, 000円 (10, 945, 000円)
10Gb/sのもの	10, 510, 000円 (11, 561, 000円)

イ 加算額

1 の回線契約ごとに日額

区 分	料 金 額
その品目と基準品目の 差100Mb/sごとに	27,000円 (29,700円)
その品目と基準品目の 差1Gb/sごとに	55,000円 (60,500円)

(2) デュアルクラスのもの
ア 基本額

1 の回線契約ごとに月額

基 準 品 目	料 金 額
100Mb/sのもの	1,000,000円 (1,100,000円)
200Mb/sのもの	1,180,000円 (1,298,000円)
300Mb/sのもの	1,500,000円 (1,650,000円)
400Mb/sのもの	2,070,000円 (2,277,000円)
500Mb/sのもの	2,650,000円 (2,915,000円)
600Mb/sのもの	3,240,000円 (3,564,000円)
700Mb/sのもの	3,830,000円 (4,213,000円)
800Mb/sのもの	4,350,000円 (4,785,000円)
900Mb/sのもの	4,780,000円 (5,258,000円)
1 Gb/sのもの	5,180,000円 (5,698,000円)
2 Gb/sのもの	6,650,000円 (7,315,000円)
3 Gb/sのもの	8,150,000円 (8,965,000円)
4 Gb/sのもの	9,450,000円 (10,395,000円)
5 Gb/sのもの	10,550,000円 (11,605,000円)
6 Gb/sのもの	11,550,000円 (12,705,000円)
7 Gb/sのもの	12,450,000円 (13,695,000円)
8 Gb/sのもの	13,350,000円 (14,685,000円)
9 Gb/sのもの	14,150,000円 (15,565,000円)
10Gb/sのもの	14,950,000円 (16,445,000円)

イ 加算額

1 の回線契約ごとに日額

区 分	料 金 額
その品目と基準品目の 差100Mb/sごとに	36,000円 (39,600円)

その品目と基準品目の 差 1 Gb/sごとに	77,000円 (84,700円)
---------------------------	-------------------

2-2 付加機能利用料

回線契約に係るもの

2-2-1 V L A N 多重機能

月額

区 分	単 位	料金額
1 の契約者回線等について、当社が指定する方法により複数の V P N グループと多重通信を行うことができるようにする機能	1 の契約者回線等 ごとに	—

備考

- 当社は、回線契約者（ギャランティ（イーサ専用）アクセスのトランスポート型（100Mb/s（契約者回線等による区分が N T T 東日本プレミアム利用及び N T T 西日本ワイド利用のものを除きます）、1 Gb/s 又は 10Gb/s の品目に係る者に限ります。）又はギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- この機能を利用する回線契約者は、その契約者回線等に設定する論理回線ごとに、次に掲げる条件に従って符号伝送速度を指定していただきます。
 - その論理回線の接続先が専用サービスの契約者回線等となる場合であって、その接続先の契約者回線等においてこの機能を利用するときは、次に掲げる符号伝送速度とします。この場合、双方の契約者回線等に係る論理回線の符号伝送速度は同一とします。
 - 1 Mbit/s から 1 Mbit/s ごとに 10 Mbit/s までの符号伝送速度
 - 20 Mbit/s から 10 Mbit/s ごとに 100 Mbit/s までの符号伝送速度
 - 200 Mbit/s から 100 Mbit/s ごとに 1 Gbit/s までの符号伝送速度
 - 2 Gbit/s から 1 Gbit/s ごとに 9 Gbit/s までの符号伝送速度
 - その論理回線の接続先が専用サービスの契約者回線等となる場合であって、その接続先の契約者回線等においてこの機能を利用しないときは、その接続先の契約者回線等の品目に係る符号伝送速度と同一の符号伝送速度とします。
 - その論理回線の接続先が V P N サービスのレイヤー 2 の契約者回線等となる場合は、(1) のア又はイに掲げる符号伝送速度とします。
- この機能を利用する回線契約者は、1 の契約者回線等につき 256 まで（そのうち V P N サービスのレイヤー 2 の契約者回線等との接続については 20 まで）の論理回線を設定することができます。
ただし、論理回線の符号伝送速度に対応する換算速度の合計がその契約者回線等の品目に係る符号伝送速度の 90% を超える場合は、論理回線を設定することができません。

2-2-2 デュアルアクセス機能

月額

区 分	単 位	料金額
1 の回線契約において加入者回線に係る区間等を二重化する機能	N T T C o m 光アクセス利用に係るもの 1 の契約者回線等 ごとに	1,480,000円 (1,628,000円)

	ハウジング利用に係るもの	1の契約者回線等ごとに	1,480,000円 (1,628,000円)
	N T T 西日本 ワイド利用に係るもの	1の契約者回線等ごとに	50,000円 (55,000円)
備考 1 この機能により二重化される区間は、次に掲げる区間とします。 (1) N T T C o m光アクセス利用の加入者回線に係る区間 (2) 当社が指定するUniversal Oneサービス取扱所相互間の区間であって、同一の都道府県の区域内に終始する区間 (3) N T T 西日本ワイド利用の加入者回線の終端から当社が指定する近隣のUniversal Oneサービス取扱所までに係る区間 2 当社は、回線契約者（100Gb/sの品目に係る者及び契約者回線等による区分がN T T 西日本ワイド利用に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。 3 2に規定するほか、当社は、ハウジング利用に係るものについては、その回線契約に係る区間に、1の(2)に規定する区間を含む場合に限り、この機能を提供します。			

2-2-3 コネクト機能

月額

区 分	単 位	料金額
契約者回線等の終端において他の電気通信サービス等と接続する機能	1の契約者回線等ごとに	別に算定する金額
備考 1 当社は、回線契約者（ギャランティ（イーサ専用）アクセスであって伝送方式に係る区別が波長/SDH型に係る者又はギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。 2 当社は、契約者回線等の終端がデータセンター（当社の専用サービスに係る電気通信設備と他の電気通信サービス等とを接続するために必要な設備が整ったデータセンターに限ります。）内の当社が指定する場所となる場合に限り、この機能を提供します。 3 この機能の利用を希望する者は、その回線契約の申込みと同時に、この機能の申込みを行っていただきます。 4 回線契約者は、この機能の廃止の申込みを行うときは、同時にその回線契約の解除の申込みを行っていただきます。 5 この機能を利用する回線契約者は、第25条の11（契約者回線又は加入者回線の移転）の規定にかかわらず、契約者回線又は加入者回線の移転の請求をすることができません。 6 当社は、この機能の最低利用期間を1年間とします。 7 当社は、この機能に起因してその回線契約（契約者回線等の区分がN T T C o m光アクセス利用に係るものに限ります。）が全く利用できない状態となった場合は、第38条（利用料金の支払義務）第2項第2号の規定及び通則17（専用サービスのS L Aに係る料金の扱い）の規定は適用しません。		

- 8 当社は、この機能に起因してその回線契約（契約者回線等の区分がNTT Com光アクセス利用に係るものに限り、）が全く利用できない状態となった場合は、第47条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、そのUniversal One契約者の損害を賠償しません。
- 9 当社は、この機能の利用に起因するUniversal One契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容								
手続きに関する 料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table> <tr> <th>種 別</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>事務手数料</td><td>光アクセス回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>事業者変更手数料</td><td> 次の場合に支払いを要する料金 (1) 光アクセス回線の事業者変更（入）の請求をし、その承認を受けたとき。 (2) 光アクセス回線の事業者変更（出）の完了後のキャンセルに伴い、回線契約の申込み又はUniversal Oneサービスの区別等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。 </td></tr> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	事務手数料	光アクセス回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	事業者変更手数料	次の場合に支払いを要する料金 (1) 光アクセス回線の事業者変更（入）の請求をし、その承認を受けたとき。 (2) 光アクセス回線の事業者変更（出）の完了後のキャンセルに伴い、回線契約の申込み又はUniversal Oneサービスの区別等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
種 別	内 容								
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金								
事務手数料	光アクセス回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金								
事業者変更手数料	次の場合に支払いを要する料金 (1) 光アクセス回線の事業者変更（入）の請求をし、その承認を受けたとき。 (2) 光アクセス回線の事業者変更（出）の完了後のキャンセルに伴い、回線契約の申込み又はUniversal Oneサービスの区別等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。								

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 の代表契約又は1 の回線契約ごとに	800円（880円）
事務手数料	1 の回線契約ごとに	3,000円（3,300円）
事業者変更手数料	1 の回線契約ごとに	3,000円（3,300円）

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費については、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、付加機能工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費の適用	ネットワーク工事費は、交換等設備等に関する工事を要する場合に適用します。
(3) アクセス回線工事費の適用	ア アクセス回線工事費は、加入者回線及び契約者回線に係る工事を要する場合に適用します。 イ Universal One契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に次の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(11)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる契約者回線等に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。 (ア) V P Nサービス（通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの、契約者回線等による区分がフレッツ別契約型に係るもの、電力N C C利用に係るもの若しくはハウジング利用に係るもの又は品目がD S L回線に係るものを除きます。）に係る加入者回線の工事 (イ) 専用サービス（契約者回線等による区分がハウジング利用に係るものを除きます。）に係る加入者回線の工事 (ウ) V P Nサービス（通信の区分がギャランティアクセスに係るものであって、品目がS T Mタイプの128kb/sに係るものに限り。）に係る他社接続契約者回線の工事
(4) 付加機能工事費の適用	付加機能工事費は、付加機能に関する工事を要する場合に適用します。
(5) 区別等の変更等の場合の工事費の適用	ア 区別等の変更の場合の工事費は、変更後の区別等に対応する設備に関する工事に適用し、回線収容部等の変更又は他社接続契約者回線の接続の変更の場合の工事費は、変更後の回線収容部又は他社接続契約者回線の接続等に関する工事について適用します。 イ アクセス回線に係る移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。
(6) 配線経路調査工事費の適用	当社は、V P Nサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型（光アクセス回線に限り。）に係るものに限り。）について、次のとおり、配線経路の調査に係る配線経路調査工事費を適用します。

	ア 配線経路調査工事とは、Universal One契約者から、配線経路調査工事費を支払うことを条件として、加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の調査を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその調査を行うことをいいます。 イ 当社は、Universal One契約者から配線経路調査工事の申出があった場合は、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路調査工事を行います。 ウ Universal One契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に配線経路調査工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(11)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、その配線経路調査工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。 エ Universal One契約者は、次の場合に、配線経路調査工事費の支払いを要します。 (ア) 当社が配線経路調査工事を行ったとき。 (イ) 当社が配線経路調査工事を行う当日にUniversal One契約者の責めに帰すべき理由によりその調査を行えなかったとき。 オ エの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路調査工事が完了しなかった場合は、配線経路調査工事費の支払いを要しません。 カ エ及びオのほか、当社は、配線経路調査工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。
(7) 配線経路構築工事費	当社は、VPNサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型（光アクセス回線に限ります。）に係るものに限り、）について、次のとおり、配線経路の構築に係る配線経路構築工事費を適用します。 ア 配線経路構築工事とは、Universal One契約者から、加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の構築を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその構築を行うことをいいます。 イ 当社は、Universal One契約者から配線経路構築工事の申出があった場合は、当社がその配線経路の構築を必要と認める場合であって、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路構築工事を行います。 ウ Universal One契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に配線経路構築工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(11)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、その配線経路構築工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。

	エ Universal One契約者は、次の場合に、配線経路構築工事費の支払いを要します。 (ア) 当社が配線経路構築工事を行ったとき。 (イ) 当社が配線経路構築工事を行う当日にUniversal One契約者の責めに帰すべき理由によりその構築を行えなかったとき。 オ エの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路構築工事が完了しなかった場合は、配線経路構築工事費の支払いを要しません。 カ エ及びオのほか、当社は、配線経路構築工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。				
(8) 結果報告工事費の適用	当社は、VPNサービス（通信の区分がベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るものであって、契約者回線等による区分が光一括提供型に係るものに限り。）について、次のとおり、工事の結果の報告に係る結果報告工事費を適用します。 ア 工事結果報告とは、Universal One契約者から、結果報告工事費を支払うことを条件として、当社からそのUniversal One契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。 イ 工事結果報告の対象となる工事は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事に限ります。 ウ 当社は、Universal One契約者から工事結果報告の申出があった場合は、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、工事結果報告を行います。 エ Universal One契約者は、次の場合に、結果報告工事費の支払いを要します。 (ア) 当社が工事結果報告を行ったとき。 (イ) Universal One契約者の責めに帰すべき理由により、当社が工事結果報告を行えなかったとき。 オ エの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により工事結果報告が完了しなかった場合は、結果報告工事費の支払いを要しません。 カ エ及びオのほか、当社は、工事結果報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。				
(9) 現地調査報告工事費の適用	当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。 ア 現地調査報告には次の区分があります。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>写真付き現地調査報告</td><td>Universal One契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があ</td></tr> </table>	区 分	内 容	写真付き現地調査報告	Universal One契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があ
区 分	内 容				
写真付き現地調査報告	Universal One契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があ				

	った場合に、当社がその報告を行うことをいいます。
現地調査報告兼お客様工事依頼報告	Universal One契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。

イ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、写真付き現地調査報告を提供します。

(ア) V P Nサービス（品目がイーサタイプであって、契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用又はN T T東日本・西日本ワイド利用のものに限ります。）に係る者

(イ) V P Nサービス（通信の区分がバーストイーサのものに限ります。）に係る者

(ウ) V P Nサービス（品目がフレッツタイプ（レイヤーの区別がレイヤー3のものに限ります。）であって、契約者回線等に係る区分が光一括提供型又はフレッツ一括提供型に係るものに限ります。）に係る者

(エ) 専用サービス（契約者回線等に係る区分がハウジング利用のものを除きます。）に係る者

ウ 当社は、次に掲げるUniversal One契約者に限り、現地調査報告兼お客様工事依頼報告を提供します。

(ア) V P Nサービス（品目がイーサタイプであって、契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用又はN T T東日本・西日本ワイド利用のものに限ります。）に係る者

(イ) V P Nサービス（通信の区分がバーストイーサのものに限ります。）に係る者

(ウ) V P Nサービス（品目がフレッツタイプ（レイヤーの区別がレイヤー3のものに限ります。）であって、契約者回線等に係る区分がフレッツ一括提供型に係るものに限ります。）に係る者

(エ) 専用サービス（契約者回線等に係る区分がハウジング利用のものを除きます。）に係る者

エ 当社は、Universal One契約者から現地調査報告の申出があった場合は、当社が契約者回線等の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。

オ Universal One契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。

	(ア) 当社が現地調査報告を行ったとき。 (イ) Universal One契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。 カ オの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。 キ オ及びカのほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。 ク Universal One契約者（ウ（ウ）に規定する者に限ります。）が現地調査報告兼お客様工事依頼報告の申出をする場合、(6)欄に規定する配線経路調査工事（通線確認を伴うものに限ります。）の申込みを行っていただきます。				
(10) 割増工事費の適用	当社は、Universal One契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(8)欄に規定する工事結果報告及び(9)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのUniversal One契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、終日とします。）</td><td>その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額</td></tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、終日とします。）	その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日においては、終日とします。）	その工事に関する工事費（光アクセス回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額				
(11) 訪問時刻指定工事費の適用	当社は、VPNサービス（通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの、契約者回線等による区分がフレッツ別契約型に係るもの、電力NCC利用に係るもの若しくはハウジング利用に係るもの又は品目がDSL回線に係るものを除きます。）又は専用サービス（契約者回線等による区分がハウジング利用に係るものを除きます。）について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。 ア 訪問時刻指定工事とは、Universal One契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのUniversal One契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社又は協定事業者（VPNサービス（通信の区分がギャランティアクセスに係るものであって、品目がSTMタイプの128kb/sに係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下本欄において同じとします。）がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。 イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。				

	(ア) アクセス回線工事費の支払いを要する工事 (イ) 当社が(ア)の工事を施工する前に契約者回線等の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。） (ウ) 協定事業者が実施する工事（V P Nサービス（通信の区分がギランティアクセスに係るものであって、品目がS T Mタイプの128kb/sに係るものに限りします。）に係るものに限りします。） (エ) (6)欄に規定する配線経路調査工事 (オ) (7)欄に規定する配線経路構築工事 ウ Universal One契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。 エ Universal One契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。 オ 当社は、Universal One契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のUniversal Oneサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。 カ Universal One契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。 (ア) 当社又は協定事業者が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。 (イ) Universal One契約者の責めに帰すべき理由により、当社又は協定事業者が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。 キ カの規定にかかわらず、Universal One契約者は、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。 なお、当社又は協定事業者が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限りします。 ク カのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。 ケ 当社は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事と配線経路構築工事を同一の日に行う場合は、それらの工事を1の工事とみなして、訪問時刻指定工事費を適用します。
(12) 開通サポート工事費の適用	当社は、本表(2)欄から(11)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とUniversal One契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。

(13) 光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更に係る復元工事費の適用	光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更に係る工事において、当社が当該転用又は事業者変更以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した実費相当額の費用を当該転用又は事業者変更の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
(14) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

Universal Oneサービスの提供の開始、区別等の変更、契約者回線若しくは加入者回線の設置若しくは移転、回線収容部等の変更、所属VPNグループの変更、他社接続契約者回線の接続の変更、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費		1 の契約者回線等ごとに	別に算定する実費
(2) アクセス回線工事費		1 の契約者回線等ごとに	別に算定する実費
(3) 付加機能工事費	ア 代表契約に係るもの (クラウドコネクト接続機能を除きます。)	1 の V P Nグループ又は 1 の利用機能識別番号ごとに	別に算定する実費
	イ 代表契約に係るもの (クラウドコネクト接続機能に限ります。)	1 の工事ごとに	別に算定する実費
	ウ 回線契約に係るもの	1 の契約者回線等ごとに	別に算定する実費
(4) 配線経路調査工事費		1 の工事ごとに	別に算定する実費
(5) 配線経路構築工事費		1 の工事ごとに	別に算定する実費
(6) 結果報告工事費		1 の工事ごとに	別に算定する実費
(7) 現地調査報告工事費		1 の工事ごとに	別に算定する実費
(8) 訪問時刻指定工事費		1 の指定する指定時刻ごとに	別に算定する実費
(9) 開通サポート工事費		1 の工事ごとに	別に算定する実費

第2類 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	ア 設備費は、特別な契約者回線等又はUniversal One網に係る電気通信設備の部分について適用します。 イ 当社は、アに定める特別な電気通信設備によるUniversal Oneサービスの提供にあたり、個別の維持管理を行う必要がある場合は、一時費用として定める設備費のほか、その設備によるUniversal Oneサービスの提供期間中、その維持管理に要する費用を月額で定める設備費として適用します。

2 設備費の額

区 分	設備費の額
設備費	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 利用権に関する事項の証明手数料

1 の契約ごとに 300円（330円）

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円（440円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容	
回線制御装置の種別等に係る料金の適用	ア 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別を定めます。	
	種 別	内 容
	Universal Oneターミナル等	ルーター機能を有する装置又は契約者回線等の監視に対応する機能を有する装置
	クラウドWi-Fiアクセスポイント	無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの
	備考 当社は、代表契約者がクラウドWi-Fi認証機能を利用する場合に限り、その代表契約者に係る回線契約者に対して、クラウドWi-Fiアクセスポイントを提供します。	
	イ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種類を定めます。	
	Universal Oneターミナル等に係るもの	
	種 類	内 容
	現用機	
	Universal Oneターミナル	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、Communicationターミナル以外のもの
	Communicationターミナル	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、光アクセス回線（IPv6（IPoE）方式による通信を行うものに限ります。）を収容する機能を有するもの
	Universal Oneターミナル L2アダプター	レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの

予備機	Universal Oneターミナル コールドスタンバイ	Universal Oneターミナルと同等のものであって、通常使用するUniversal Oneターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの
	Communicationターミナル コールドスタンバイ	Communicationターミナルと同等のものであって、通常使用するCommunicationターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの
	Universal Oneターミナル L2アダプター コールドスタンバイ	Universal Oneターミナル L2アダプターと同等のものであって、通常使用するUniversal Oneターミナル L2アダプターを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの

備考

- 1 当社は、回線契約者（ベストエフォート（IPoE）アクセスに係る者を除きます。）に限り、UniversalOneターミナル及びUniversal Oneターミナル コールドスタンバイを提供します。
- 2 当社は、回線契約者（ベストエフォート（IPoE）アクセスに係る者に限ります。）に限り、Communicationターミナル及びCommunicationターミナル コールドスタンバイを提供します。
- 3 当社は、現用機を利用する回線契約者（ベストエフォート（ハイグレード）アクセスに係る者を除きます。）に限り、予備機を提供します。この場合において、現用機と予備機の型、構成及び設定は全て同一のものとします。これを変更した場合も同様とします。
- 4 当社は、1台の現用機に対し1台の予備機に限り提供します。
- 5 回線契約者は、現用機を使用することができない状態となった場合は、当社の指示するところに従い、予備機を使用するものとします。

ウ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます

クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの

区 別	内 容
-----	-----

	保守タイプ 0	その回線制御装置の修理又は復旧について当社が係員を派遣しないもの
	保守タイプ 2	その回線制御装置の修理又は復旧について当社が係員を派遣するもの
エ 当社は、回線制御装置使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。		

2 料金額

2-1 Universal Oneターミナル等に係るもの

2-1-1 2-1-2 及び 2-1-3 以外のもの

区 分			単 位	料 金 額
現 用 機	Universal Oneターミナル	I 型	1 台ごとに月額	3,900円 (4,290円)
		I 型エントリー	1 台ごとに月額	3,000円 (3,300円)
	Communication ターミナル	I 型	1 台ごとに月額	3,000円 (3,300円)
	Universal Oneターミナル L2アダプター	A型	1 台ごとに月額	2,000円 (2,200円)
		B型	1 台ごとに月額	5,000円 (5,500円)
		C型	1 台ごとに月額	10,000円 (11,000円)
予 備 機	Universal Oneターミナル コールドスタンバイ	I 型	1 台ごとに月額	3,900円 (4,290円)
		I 型エントリー	1 台ごとに月額	3,000円 (3,300円)
	Communication ターミナル コールドスタンバイ	I 型	1 台ごとに月額	3,000円 (3,300円)
	Universal Oneターミナル L2アダプター コールドスタンバイ	A型	1 台ごとに月額	2,000円 (2,200円)
		B型	1 台ごとに月額	5,000円 (5,500円)
		C型	1 台ごとに月額	10,000円 (11,000円)

2-1-2 Universal Oneターミナル III型に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

本体	現 用 機	Universa l One タ ーミナル	Ⅲ型－１	１台ごとに月額	6,700 円 (7,370 円)
			Ⅲ型－２	１台ごとに月額	10,800円 (11,880円)
			Ⅲ型－３Ａ	１台ごとに月額	16,800円 (18,480円)
			Ⅲ型－３Ｂ	１台ごとに月額	22,800円 (25,080円)
			Ⅲ型－３	１台ごとに月額	28,500円 (31,350円)
			Ⅲ型－４	１台ごとに月額	63,600円 (69,960円)
			Ⅲ型－５	１台ごとに月額	18,900円 (20,790円)
	予 備 機	Universa l One タ ーミナル コールド スタンバイ	Ⅲ型－１	１台ごとに月額	6,700円 (7,370円)
			Ⅲ型－２	１台ごとに月額	10,800円 (11,880円)
			Ⅲ型－３Ａ	１台ごとに月額	16,800円 (18,480円)
			Ⅲ型－３Ｂ	１台ごとに月額	22,800円 (25,080円)
			Ⅲ型－３	１台ごとに月額	28,500円 (31,350円)
			Ⅲ型－４	１台ごとに月額	63,600円 (69,960円)
			Ⅲ型－５	１台ごとに月額	18,900円 (20,790円)
追 加 物 品	Ⅲ型モジュール群Ａ		１個ごとに月額	300円 (330円)	
	Ⅲ型モジュール群Ｂ		１個ごとに月額	1,000円 (1,100円)	
	Ⅲ型モジュール群Ｃ		１個ごとに月額	2,000円 (2,200円)	
	Ⅲ型モジュール群Ｄ		１個ごとに月額	3,000円 (3,300円)	
	Ⅲ型モジュール群Ｅ		１個ごとに月額	5,000円 (5,500円)	
	Ⅲ型モジュール群Ｆ		１個ごとに月額	7,000円 (7,700円)	

Ⅲ型モジュール群G	1 個ごとに月額	10,000円 (11,000円)
Ⅲ型モジュール群H	1 個ごとに月額	20,000円 (22,000円)
備考 当社は、追加物品を、本体を利用する回線契約者に限り提供します。		

2-1-3 Universal Oneターミナル P型-1に係るもの

区 分			単 位	料 金 額
現 用 機	Universal One ターミナル	P型-1	1 台ごとに月額	3,000円 (3,300円)

2-2 クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの

区 分		単 位	料 金 額	
			保守タイプ0	保守タイプ2
本 体	I 型	1 台ごとに月額	2,700円 (2,970円)	3,800円 (4,180円)
	Ⅱ型	1 台ごとに月額	4,000円 (4,400円)	5,300円 (5,830円)
	Ⅵ型	1 台ごとに月額	—	5,000円 (5,500円)
付 加 物 品	P o E スイッチ	1 台ごとに月額	—	5,000円 (5,500円)
	P o E インジェクター	1 台ごとに月額	500円 (550円)	700円 (770円)
	A C アダプター	1 台ごとに月額	200円 (220円)	—

備考

- 当社は、付加物品を、本体を利用する回線契約者に限り提供します。この場合において、本体と付加物品に係る回線制御装置の保守の区別は同一とします。
- 当社は、本体のⅥ型については、保守タイプ2に限り提供します。
- 当社は、付加物品のP o E スイッチについては、保守タイプ2に限り提供します。
- 当社は、付加物品のA C アダプターについては、保守タイプ0に限り提供します。
- 当社は、本体のⅥ型について、1 のⅥ型端末につき1 の付加物品のP o E スイッチ又はP o E インジェクターを含めて提供します。この場合、P o E スイッチ又はP o E インジェクターの利用料金は、Ⅵ型の利用料金に含むものとします。

- 6 回線契約者は、本体のVI型の利用において、前項に定める付加物品の他に付加物品の追加利用を希望する場合は、P o Eスイッチに限りその請求をすることができます。この場合、P o Eスイッチの利用料金として、追加1台ごとに月額4,000円（4,400円）の支払いを要します。

第4 回線制御装置に係る工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) Universal Oneターミナル等に係る工事費の適用	Universal Oneターミナル等に係る工事費は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定するところによります。
(2) 工事等実施前に工事の取消等があった場合の工事費の適用	Universal One契約者は、クラウドWi-Fiアクセスポイントに係る工事又は設置場所調査（以下この欄において「工事等」といいます。）を要する請求をした場合であって、次に掲げる期間にその請求の取消し又はUniversal One契約の解除（以下この欄において「取消等」といいます。）があったときは、それぞれ次に掲げる工事費の支払いを要します。 ア 工事等実施予定日から起算して2営業日前の午後3時から1営業日前の午後3時までの間における取消等の場合 その工事等に要する工事費の半額の工事費 イ 工事等実施予定日から起算して1営業日前の午後3時以降における取消等の場合 その工事等に要する工事費と同額の工事費

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
クラウドWi-Fiアクセスポイントに係る工事等	1の工事等ごとに	別に算定する実費

第5 保守オプションサービスに係る料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 保守オプションサービスに係る料金の適用	当社は、保守オプションサービスに係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。
(2) オンサイト保守スポット対応に係る料金の適用	オンサイト保守スポット対応に係る料金は、次の場合に支払いを要します。 ア 当社がオンサイト保守を行う場所に到着したとき。 イ Universal One契約者の責めに帰すべき理由により、当社がオンサイト保守を行う場所に到着できなかったとき。

2 料金額

2-1 フレッツ一元故障受付に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
フレッツ一元故障受付	1 の契約者回線等ごとに月額	1,500円 (1,650円)

2-2 フレッツ24時間サポートに係るもの

2-2-1 光一括提供型に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ファミリー	1 の契約者回線等ごとに月額	3,000円 (3,300円)
マンション	1 の契約者回線等ごとに月額	2,000円 (2,200円)

2-2-2 フレッツ一括提供型に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
フレッツ一括提供型	1 の契約者回線等ごとに月額	3,000円 (3,300円)

2-3 オンサイト保守スポット対応に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
オンサイト保守スポット対応	1 の派遣ごとに	32,000円 (35,200円)

第6 仮想化制御装置の販売価格

1 適用

当社は、仮想化制御装置の販売額を適用するにあたって、次表のとおり仮想化制御装置の種類を定めます。

種類	内容
I 型	センドバック保守の期間を1年間とするもの
II 型	センドバック保守の期間を3年間とするもの
III 型	センドバック保守の期間を5年間とするもの

2 販売価格

種類	販売価格	
I 型	日本国内へ配送する場合	15,000円 (16,500円)
II 型	日本国内へ配送する場合	17,000円 (18,700円)
III 型	日本国内へ配送する場合	18,500円 (20,350円)

第7 BBルーターの使用料

1 適用

当社は、BBルーターの使用料を適用するにあたって、次表のとおりBBルーターの種類を定めます。

種類	内容
ホームゲートウェイ	音声通信等を行うために利用する装置
無線ＬＡＮルーター	無線ＬＡＮ通信を行うために利用する装置
無線ＬＡＮカード	ホームゲートウェイと接続して無線ＬＡＮ通信を行うための装置
備考 1 無線ＬＡＮルーターは、契約事業者が東日本電信電話株式会社の場合に限り提供します。 2 無線ＬＡＮカードは、１台のホームゲートウェイにつき１台に限り提供します。	

２ 料金額

区 別	単 位	料 金 額
ホームゲートウェイ	１台ごとに月額	—
無線ＬＡＮルーター	１台ごとに月額	300円（330円）
無線ＬＡＮカード	１台ごとに月額	100円（110円）

第８ ＢＢルーターの工事費

当社は、次表のとおりＢＢルーターの工事費を適用します。

区 分	単 位	工事費の額
ＢＢルーター工事費	１の工事等ごとに	別に算定する実費

第９ 削除

第10 削除

第11 Ｅ／Ｓコンバータ使用料

	単 位	料 金 額
Ｅ／Ｓコンバータ使用料	１台ごとに月額	4,000円 (4,400円)

料金表別表

1 契約者回線等の二重化に係る提供条件

(1) レイヤーの区別がレイヤー 3 の場合

ア レイヤーの区別は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

イ 品目は、イーサタイプ（音声伝送品目を除きます。）に限りします。

ウ 契約者回線等による区分は、ハウジング利用とハウジング利用以外のものとを組み合わせることはできません。

エ 契約者回線等に係る終端の場所は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによりします。

項番等		通信の区分	品目	回線制御装置
1	M	ギャランティ/ギャランティ (C)	1 M～100M	UT-Ⅰ/Ⅲ/無
	B	ギャランティ/ギャランティ (C)	メイン以下	メインと同一
2	M	ギャランティ	200M～1 G	UT-Ⅲ/無
	B	ギャランティ/ギャランティ (C)	メイン以下	メインと同一
3	M	ギャランティ	2 G～10G	無
	B	ギャランティ/ギャランティ (C)	メイン以下	無
4	M	ギャランティ/ギャランティ (C)	100M～1 G	無
	B	ギャランティ (F)	—	無
5	M	ギャランティ (F)	—	無
	B	ギャランティ (F)	—	無
6	M	ギャランティ (F)	—	無
	B	ギャランティ/ギャランティ (C)	1 M～1 G	無
7	M	ギャランティ/ギャランティ (C)	2 M～100M	UT-Ⅰ/Ⅲ/無
	B	バースト	メイン以下	メインと共用
8	M	ギャランティ	200M～1 G	UT-Ⅲ/無
	B	バースト	メイン以下	メインと共用
9	M	ギャランティ	2 G～10G	無
	B	バースト	メイン以下	無
10	M	ギャランティ (F)	—	無
	B	バースト	—	無
11	M	ギャランティ/ギャランティ (C)	1 M～100M	UT-Ⅰ
	B	バーストエフォート	—	メインと共用
12	M	ギャランティ/ギャランティ (C)	1 M～100M	UT-Ⅰ
	B	ワイヤレス	—	メインと共用

項番等		通信の区分	品目	回線制御装置
13	M	バースト	—	UT-Ⅰ/Ⅲ/無
	B	ギャランティ/ギャランティ(C)	メイン以下	メインと共用
14	M	バースト	—	UT-Ⅰ/Ⅲ/無
	B	バースト	メイン以下	メインと共用
15	M	バースト	—	UT-Ⅰ
	B	ベストエフォート	—	メインと共用
16	M	バースト	—	UT-Ⅰ
	B	ワイヤレス	—	メインと共用
17	M	ベストエフォート(H)	—	UT-P1
	B	ワイヤレス	—	メインと共用
18	M	ベストエフォート(I)	—	CT-Ⅰ
	B	ワイヤレス	—	メインと共用
19	M	ベストエフォート	—	UT-Ⅰ
	B	ベストエフォート	—	メインと共用
20	M	ベストエフォート	—	UT-Ⅰ/Ⅰ(E)
	B	ワイヤレス	—	メインと共用
21	M	ベストエフォート(L)	—	UT-Ⅰ
	B	ベストエフォート(L)	—	メインと共用

カ オの表の用語のうち、次表左欄に示すものは、それぞれ、同表右欄に示す用語の略称として又は同表右欄に示す意味で使用しています。

上表における用語	本来の用語又は用語の意味
(ア) M	メイン契約
(イ) B	バックアップ契約
(ウ) ギャランティ	ギャランティアクセス
(エ) ギャランティ (C)	ギャランティ (センタエンド) アクセス
(オ) ギャランティ (F)	ギャランティ (フレキシブル) アクセス
(カ) バースト	バーストアクセス
(キ) ベストエフォート (H)	ベストエフォート (ハイグレード) アクセス
(ク) ベストエフォート (I)	ベストエフォート (IPoE) アクセス
(ケ) ベストエフォート	ベストエフォートアクセス
(コ) ベストエフォート (L)	ベストエフォート (ライト) アクセス
(サ) ワイヤレス	ワイヤレスアクセス

(シ) M	Mb/s
(ス) G	Gb/s
(セ) メイン以下	バックアップ契約の品目に係る符号伝送速度が、メイン契約の品目に係る符号伝送速度以下となること
(ソ) UT-I	Universal Oneターミナル I 型
(タ) UT-I (E)	Universal Oneターミナル I 型エントリー
(チ) UT-III	Universal Oneターミナル III型
(ツ) UT-P1	Universal Oneターミナル P 型-1
(テ) CT-I	Communication ターミナル I 型
(ト) 無	回線制御装置（料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定めるUniversal Oneターミナル等に限ります。以下この料金表別表において同じとします。）を利用しないこと
(ナ) メインと同一	バックアップ契約における回線制御装置の利用有無及び利用する場合の回線制御装置の種類等について、メイン契約と同一とすること
(ニ) メインと共用	メイン契約において利用する回線制御装置をバックアップ契約においても利用すること（メイン契約において回線制御装置を利用しない場合は、バックアップ契約においても利用しないものとします。）

キ カの(セ)の「メイン以下」に関し、メイン契約とバックアップ契約とで通信の区分が異なる場合は、次の例によります。他の品目の場合も同様とします。

(ア) 10Mbit/sのインタフェースの例

ギャランティアクセス 2Mb/s

>ギャランティ（センタエンド）アクセス 10Mb/s（最低伝送速度 1 Mb/s）

>バーストアクセス 10Mb/s（最低伝送速度 1 Mb/s）

>ギャランティアクセス 1 Mb/s

(イ) 100Mbit/sのインタフェースの例

ギャランティアクセス 20Mb/s

>ギャランティ（センタエンド）アクセス 100Mb/s（最低伝送速度 10Mb/s）

>バーストアクセス 100Mb/s（最低伝送速度 10Mb/s）

>ギャランティアクセス 10Mb/s

ク 当社は、Universal Oneターミナル III型について、技術上又は保守上困難ではない等、当社の業務の遂行に支障がなく、当社が認めた場合は、アからキまでの定めによらない条件により提供することがあります。

(2) レイヤーの区別がレイヤー 2 の場合

ア レイヤーの区別は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

イ 品目は、イーサタイプに限ります。

ウ 契約者回線等による区分は、ハウジング利用とハウジング利用以外のものとを組み合わせることはできません。

エ 契約者回線等に係る終端の場所は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

オ アからエまでに定めるほか、メイン契約とバックアップ契約との組合せについては、次表に掲げるところによります。

項番等		通信の区分	品目	回線制御装置
1	M	ギャランティ/ギャランティ (C)	1 M～100M	L2ADP-A/C/無
	B	ギャランティ/ギャランティ (C)	メイン以下	L2ADP-A/C/無
2	M	ギャランティ	200M～1 G	L2ADP-B/C/無
	B	ギャランティ/ギャランティ (C)	メイン以下 (1 M～100M)	L2ADP-A/C/無
3	M	ギャランティ	200M～1 G	L2ADP-B/C/無
	B	ギャランティ	メイン以下 (200M～1 G)	L2ADP-B/C/無
4	M	ギャランティ	2 G～10G	無
	B	ギャランティ/ギャランティ (C)	メイン以下	無
5	M	ギャランティ/ギャランティ (C)	2 M～100M	L2ADP-A/C/無
	B	バースト	メイン以下	L2ADP-A/C/無
6	M	ギャランティ	200M～1 G	L2ADP-B/C/無
	B	バースト	—	L2ADP-A/C/無
7	M	ギャランティ	2 G～10G	無
	B	バースト	—	無
8	M	ギャランティ/ギャランティ (C)	1 M～100M	L2ADP-A/C/無
	B	ベストエフォート	—	無
9	M	ギャランティ	200M～1 G	L2ADP-B/C/無
	B	ベストエフォート	—	無
10	M	ギャランティ	2 G～10G	無
	B	ベストエフォート	—	無
11	M	バースト	—	L2ADP-A/C/無
	B	ギャランティ/ギャランティ (C)	メイン以下	L2ADP-A/C/無
12	M	バースト	—	L2ADP-A/C/無
	B	バースト	メイン以下	L2ADP-A/C/無

項番等	通信の区分		品目	回線制御装置
13	M	バースト	—	L2ADP-A/C/無
	B	ベストエフォート	—	無

カ オの表の用語のうち、次表左欄に示すものは、それぞれ、同表右欄に示す用語の略称として又は同表右欄に示す意味で使用しています。

上表における用語	本来の用語又は用語の意味
(ア) M	メイン契約
(イ) B	バックアップ契約
(ウ) ギャランティ	ギャランティアクセス
(エ) ギャランティ(C)	ギャランティ(センタエンド)アクセス
(オ) バースト	バーストアクセス
(カ) ベストエフォート	ベストエフォートアクセス
(キ) M	Mb/s
(ク) G	Gb/s
(ケ) メイン以下	バックアップ契約の品目に係る符号伝送速度が、メイン契約の品目に係る符号伝送速度以下となること
(コ) L2ADP-A	Universal Oneターミナル L 2アダプター A型
(サ) L2ADP-B	Universal Oneターミナル L 2アダプター B型
(シ) L2ADP-C	Universal Oneターミナル L 2アダプター C型
(ス) 無	回線制御装置を利用しないこと

キ カの(ケ)の「メイン以下」に関し、メイン契約とバックアップ契約とで通信の区分が異なる場合は、次の例によります。他の品目の場合も同様とします。

(ア) 10Mbit/sのインタフェースの例

ギャランティアクセス 2Mb/s

＞ギャランティ(センタエンド)アクセス 10Mb/s(最低伝送速度 1Mb/s)

＞バーストアクセス 10Mb/s(最低伝送速度 1Mb/s)

＞ギャランティアクセス 1Mb/s

(イ) 100Mbit/sのインタフェースの例

ギャランティアクセス 20Mb/s

＞ギャランティ(センタエンド)アクセス 100Mb/s(最低伝送速度 10Mb/s)

＞バーストアクセス 100Mb/s(最低伝送速度 10Mb/s)

＞ギャランティアクセス 10Mb/s

ク オの表に定めるほか、回線制御装置については、次のとおりとします。

(ア) Universal Oneターミナル L 2アダプター C型とそれ以外の回線制御装置とを組み合わせることはできません。

(イ) メイン契約において回線制御装置を利用しない場合は、バックアップ契約においても利用しないものとします。

(ウ) 回線制御装置の利用区分(センター利用又は拠点利用)を拠点利用とす

る場合は、Universal Oneターミナル L 2 アダプター C型を利用することはできません。

- (エ) V L A N多重機能を利用する場合、V L A N多重機能の提供を受ける回線契約については、Universal Oneターミナル L 2 アダプター C型を利用するものとします。

2 セット割引

(1) 当社は、回線契約者が、次表に掲げるUniversal Oneサービスを合わせて利用する場合は、料金表第1表（料金）に規定する定額通信料（メイン契約に係るものに限ります。）の額から次表に規定する額を割引くセット割引を行います。

ア レイヤーの区別がレイヤー3の場合

メイン契約				バックアップ契約				セット割引額
通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	通信の区分	契約者回線等による区分	品目	回線制御装置	
ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1 Mb/s	UT-I	ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1 Mb/s	UT-I	27,800円 (30,580円)
		10Mb/s	UT-I			10Mb/s	UT-I	67,800円 (74,580円)
		100Mb/s	UT-I			100Mb/s	UT-I	147,800円 (162,580円)
	ハウジング	1 Mb/s	UT-I		ハウジング	1 Mb/s	UT-I	27,800円 (30,580円)
		10Mb/s	UT-I			10Mb/s	UT-I	67,800円 (74,580円)
		100Mb/s	UT-I			100Mb/s	UT-I	147,800円 (162,580円)
ギャランティ	NTTCom光又は東西ワイド	1 Mb/s	UT-I	ワイヤレス	—	—	—	5,600円 (6,160円)
		10Mb/s	UT-I		—	—	—	5,600円 (6,160円)
		100Mb/s	UT-I		—	—	—	5,600円 (6,160円)
バースト	—	10Mb/s	UT-I	ワイヤレス	—	—	—	5,600円 (6,160円)
	—	100Mb/s	UT-I		—	—	—	5,600円 (6,160円)
BEH	—	—	UT-P1	ワイヤレス	—	—	—	1,700円 (1,870円)
BEI	—	—	CT-I	ワイヤレス	—	—	—	1,700円 (1,870円)

メイン契約				バックアップ契約				セット割引額
通信の 区分	契約者 回線等 による 区分	品目	回線制 御装置	通信の 区分	契約者 回線等 による 区分	品目	回線制 御装置	
B E	—	—	UT- I 又は UT- I エント リー	ワイヤ レス	—	—	—	1,700円 (1,870円)

イ レイヤーの区別がレイヤー 2 の場合

メイン契約				バックアップ契約				セット割引額
通信の 区分	契約者 回線等 による 区分	品目	回線制 御装置	通信の 区分	契約者 回線等 による 区分	品目	回線制 御装置	
ギャラン ティ	NTTCom 光又は 東西ワ イド	1 Mb/s	L2ADP- A	ギャラン ティ	NTTCom 光又は 東西ワ イド	1 Mb/s	L2ADP- A	4,000円 (4,400円)
		10Mb/s	L2ADP- A			10Mb/s	L2ADP- A	4,000円 (4,400円)
		100Mb/ s	L2ADP- A			100Mb/ s	L2ADP- A	4,000円 (4,400円)
		1 Gb/s	L2ADP- B			1 Gb/s	L2ADP- B	10,000円 (11,000円)
	ハウジ ング	1 Mb/s	L2ADP- A		ハウジ ング	1 Mb/s	L2ADP- A	4,000円 (4,400円)
		10Mb/s	L2ADP- A			10Mb/s	L2ADP- A	4,000円 (4,400円)
		100Mb/ s	L2ADP- A			100Mb/ s	L2ADP- A	4,000円 (4,400円)
		1 Gb/s	L2ADP- B			1 Gb/s	L2ADP- B	10,000円 (11,000円)

(2) (1)の表における次の用語は、それぞれ右に示す用語の略称として使用しています。

ア	ギャランティ	: ギャランティアアクセス
イ	バースト	: バーストアクセス
ウ	BEH	: ベストエフォート (ハイグレード) アクセス
エ	BEI	: ベストエフォート (IPoE) アクセス
オ	BE	: ベストエフォートアクセス
カ	ワイヤレス	: ワイヤレスアクセス
キ	NTTCom光	: NTTCom光アクセス利用
ク	東西ワイド	: NTT東日本・西日本ワイド利用
ケ	ハウジング	: ハウジング利用
コ	UT-I	: Universal Oneターミナル I 型
サ	UT-I エントリー	: Universal Oneターミナル I 型エントリー
シ	UT-P 1	: Universal Oneターミナル P 型- 1
ス	CT-I	: Communication ターミナル I 型
セ	L2ADP-A	: Universal Oneターミナル L 2 アダプター A 型
ソ	L2ADP-B	: Universal Oneターミナル L 2 アダプター B 型

附 則（平成23年 5 月 6 日 B N S ネサ第100017号）
この約款は、平成23年 5 月10日から実施します。

附 則（平成23年 6 月29日 B N S ネサ第100065号）
この改正規定は、平成23年 6 月30日から実施します。

附 則（平成23年 7 月26日 B N S ネサ第100065-1号）
この改正規定は、平成23年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成23年 9 月29日 N S ク第100030号）
この改正規定は、平成23年 9 月30日から実施します。

附 則（平成23年10月18日 N S ク第100041号）
この改正規定は、平成23年10月20日から実施します。

附 則（平成23年12月22日 N S ク第100090号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類及び品目等については、左欄の契約に係る回線契約の種類及び品目等に相当するものとします。

Universal One契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー 2 に係るもの 通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの	Universal One契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー 2 に係るもの 通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの セッションに係る区別がシングルセッションに係るもの
--	---

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線制御装置とみなして取り扱います。

回線制御装置の種別がレイヤー 3 に係るもの 回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナルに係るもの	回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナルに係るもの I 型
---	--

附 則（平成24年 3 月28日 N S オ第100415号）
この改正規定は、平成24年 4 月 2 日から実施します。

附 則（平成24年 8 月 3 日 N S ク第200080号）
この改正規定は、平成24年 8 月 6 日から実施します。

附 則（平成24年 8 月 6 日 V V サ第200341号）

この改正規定は、平成24年8月6日から実施します。

附 則（平成24年8月28日 NSク第200090号）

この改正規定は、平成24年8月29日から実施します。

附 則（平成24年9月28日 NSク第200105号）

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

附 則（平成24年10月11日 NSク第200114号）

この改正規定は、平成24年10月12日から実施します。

附 則（平成24年10月11日 NSク第200114号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線制御装置とみなして取り扱います。

回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナルに係るもの Ⅱ型	回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナルに係るもの Ⅰ型
回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナル コールドスタンバイに係るもの Ⅱ型	回線制御装置の種類がUniversal Oneターミナル コールドスタンバイに係るもの Ⅰ型

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年11月27日 NSク第200134号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年12月20日 NSク第200154号）

この改正規定は、平成24年12月25日から実施します。

附 則（平成25年4月1日 NSク第200248号）

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則（平成25年5月16日 NSク第300036号）

この改正規定は、平成25年5月20日から実施します。

附 則（平成25年7月5日 NSク第300086号）

この改正規定は、平成25年7月8日から実施します。

附 則（平成25年7月5日 NSク第300087号）

この改正規定は、平成25年7月8日から実施します。

附 則（平成25年7月25日 NSク第300101号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱いします。

インターネット接続機能	インターネット接続機能 全拠点型
-------------	---------------------

附 則（平成25年8月6日 NSク第300112号）

この改正規定は、平成25年8月7日から実施します。

附 則（平成25年9月27日 NSク第300156号）

この改正規定は、平成25年9月30日から実施します。

附 則（平成25年10月28日 NSク第300184号）

この改正規定は、平成25年10月31日から実施します。

附 則（平成25年11月22日 NSク第300210号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則（平成25年12月5日 NSク第300220号）

この改正規定は、平成25年12月10日から実施します。

附 則（平成26年1月28日 NSク第300263号）

この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

附 則（平成26年2月3日 NSク第300274号）

この改正規定は、平成26年2月4日から実施します。

附 則（平成26年2月18日 NSク第300281号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年2月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱いします。

インターネット接続機能 VPN型	インターネット接続機能 VPN型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
---------------------	---

附 則（平成26年3月4日 NSク第300296号）

この改正規定は、平成26年3月7日から実施します。

附 則（平成26年3月17日 NSク第300318号）

この改正規定は、平成26年3月24日から実施します。

附 則（平成26年3月26日 NSク第300345号）

この改正規定は、平成26年3月31日から実施します。

附 則（平成26年3月17日 NSク第300320号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日以後におけるUniversal One契約の解除については、その解除に係るUniversal One契約者からの通知がこの改正規定実施前であっても、改正前の規定による廃止工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前のUniversal One契約の解除により生じた電気通信サービスの料金その他の債務（廃止工事費に係るものに限りません。）については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月25日 NSク第300337号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月28日 VVサ第301031号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年4月1日 NSク第400001号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年4月22日 NSク第400019号）

この改正規定は、平成26年4月25日から実施します。

附 則（平成26年5月29日 NSク第400052号）

この改正規定は、平成26年5月30日から実施します。

附 則（平成26年6月5日 NSク第400058号）

この改正規定は、平成26年6月6日から実施します。

附 則（平成26年6月10日 NSク第400064号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年6月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約

は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
 この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類及びUniversal Oneサービスの品目等については、左欄の契約に係る回線契約の種類及びUniversal Oneサービスの品目等に相当するものとします。

Universal One契約 レイヤーの区別がレイヤー 3 に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの 通信の区分がギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの 通信の区分がバーストアクセスに係るもの 通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの 通信の区分がベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの 通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの レイヤーの区別がレイヤー 2 に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの 通信の区分がギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの 通信の区分がバーストアクセスに係るもの 通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの レイヤーの区別がレイヤー 2 に係るもの 通信の区分がギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの	Universal One契約 Universal Oneサービスの種類がV P Nサービスに係るもの レイヤーの区別がレイヤー 3 に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの 通信の区分がギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの 通信の区分がバーストアクセスに係るもの 通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの 通信の区分がベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの 通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの レイヤーの区別がレイヤー 2 に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの 通信の区分がギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの 通信の区分がバーストアクセスに係るもの 通信の区分がベストエフォートアクセスに係るもの Universal Oneサービスの種類が専用サービスに係るもの レイヤーの区別がレイヤー 2 に係るもの 通信の区分がギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの
--	---

附 則（平成26年 6 月25日 NSク第400085号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成26年 6 月30日から実施します。
 （経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

代表契約に係るもの インターネット接続機能	代表契約に係るもの インターネット接続機能 ベストエフォート型
-------------------------------------	--

全拠点型	全拠点型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
V P N型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの 最大 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	V P N型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの 最大 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
回線契約に係るもの インターネット接続機能	回線契約に係るもの インターネット接続機能 ベストエフォート型
拠点型	拠点型 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

附 則（平成26年 6 月25日 NSク第400052-1号）

この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成26年 6 月25日 NSク第400086号）

この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成26年 7 月26日 NSク第400113号）

この改正規定は、平成26年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成26年 7 月30日 NSク第400117号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結しているUniversal One契約については、この改正規定実施の日において、そのUniversal One契約者から、当社が定めるカスタマポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなし、そのUniversal One契約者と当社との間でポータル契約を締結したものとします。この場合、そのUniversal One契約者と当社との間で成立するポータル契約は、そのUniversal One契約者に係るUniversal One契約が複数の場合であっても、1 契約とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の場合には、前項の規定を適用しません。
 - (1) この改正規定実施の際現に、そのUniversal One契約者と当社との間で、当社が定めるカスタマポータル規約に基づくポータル契約又は当社が定めるCustomer Portal Terms and Conditionsに基づくPortal Agreementを既に締結しているとき。
 - (2) そのUniversal One契約者から、前項の規定を適用しないでほしい旨の意思表示があったとき。

附 則（平成26年 7 月31日 NSク第400119号）

この改正規定は、平成26年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成26年 8 月20日 NSク第400126号）

この改正規定は、平成26年 8 月20日から実施します。

附 則（平成26年 9 月 5 日 NSク第400155号）

この改正規定は、平成26年 9 月16日から実施します。

附 則（平成26年10月29日 NSク第400272号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類については、左欄の契約に係る回線契約の種類に相当するものとします。

Universal One契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー 3 に係るもの 通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの	Universal One契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー 3 に係るもの 通信の区分がワイヤレスアクセスに係るもの 品目が 3 G タイプに係るもの
---	---

附 則（平成26年12月 8 日 NSク第400327号）
この改正規定は、平成26年12月10日から実施します。

附 則（平成26年12月12日 NSク第400336号）
この改正規定は、平成26年12月15日から実施します。

附 則（平成26年12月18日 NSク第400336-1号）
この改正規定は、平成26年12月26日から実施します。

附 則（平成26年12月22日 NSク第400363号）
この改正規定は、平成26年12月26日から実施します。

附 則（平成26年12月25日 NSク第400376号）
この改正規定は、平成27年 1 月 9 日から実施します。

附 則（平成27年 1 月 9 日 NSク第400394号）
この改正規定は、平成27年 1 月16日から実施します。

- 附 則**（平成27年 1 月28日 NSク第400410号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成27年 1 月30日から実施します。
（経過措置）
 - 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類については、左欄の契約に係る回線契約の種類に相当するものとします。

Universal One契約 専用契約 回線契約（100Gb/sの品目に係るものに限りします。）	Universal One契約 専用契約 回線契約（100Gb/sの品目に係るものに限りします。） サービスクラスに係る区別がシン
---	--

附 則（平成27年2月5日 NS才第400320号）

この改正規定は、平成27年2月5日から実施します。

ただし、この約款中、事務手数料に関する部分については、平成27年9月1日より実施します。

附 則（平成27年2月24日 NSク第400460号）

この改正規定は、平成27年2月27日から実施します。

附 則（平成27年3月25日 NSク第400537号）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則（平成27年4月7日 NSク第500002号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年4月15日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類及び区別等（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係る回線契約の種類及び区別等に相当するものとしします。

Universal One契約 専用契約 回線契約（10Gb/s及び100Gb/sの品目に係るものを除きます。） 回線契約（10Gb/s又は100Gb/sの品目に係るものに限りします。）	Universal One契約 専用契約 回線契約（10Gb/s及び100Gb/sの品目に係るものを除きます。） 伝送方式に係る区別がトランスポート型に係るもの 回線契約（10Gb/s又は100Gb/sの品目に係るものに限りします。） 伝送方式に係る区別が波長/SDH型に係るもの
--	---

附 則（平成27年4月9日 NSク第500005号）

この改正規定は、平成27年4月20日から実施します。

附 則（平成27年5月25日 NSテ第500028号）

この改正規定は、平成27年5月26日から実施します。

附 則（平成27年5月29日 NSク第500060号）

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附 則（平成27年6月10日 NSク第500074号）

この改正規定は、平成27年6月15日から実施します。

附 則（平成27年3月25日 NSク第400537号）

この改正規定は、平成27年6月22日から実施します。

附 則（平成27年7月14日 NSク第500112号）

この改正規定は、平成27年7月22日から実施します。

附 則（平成27年7月29日 NSク第500133号）

この改正規定は、平成27年7月31日から実施します。

附 則（平成27年8月24日 NSク第500152号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年8月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

BizCITY接続機能	クラウドコネクト機能 その他接続タイプ
-------------	------------------------

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年9月30日 NSク第500203号）

この改正規定は、平成27年9月30日から実施します。

附 則（平成27年10月5日 NSク第500208号）

この改正規定は、平成27年10月6日から実施します。

附 則（平成27年10月29日 NSク第500242号）

この改正規定は、平成27年10月30日から実施します。

附 則（平成27年11月5日 NSク第500246号）

この改正規定は、平成27年11月6日から実施します。

附 則（平成27年11月19日 NSク第500263号）

この改正規定は、平成27年11月20日から実施します。

ただし、この改正規定中、付加機能利用料（Universal One Virtual機能に係るものであって日本国内に設置される仮想サーバに係るもの及び機体認証機能に係るものに限り、）に係る部分については、平成28年2月1日より実施します。

附 則（平成27年12月17日 NSク第500310号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年12月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

V B B S機能 タイプ1 V B B S機能 タイプ2	セキュリティ機能 V B B Sタイプ セキュリティ機能 I W S a a Sタイプ
--	--

附 則（平成27年12月21日 NSク第500315号）
この改正規定は、平成27年12月24日から実施します。

附 則（平成27年12月24日 NSク第500320号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、当社の契約約款若しくは利用規約及び料金表（以下「旧約款」といいます。）に基づき締結した次に掲げる表の左欄の電気通信サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において解除し、次に掲げる表の右欄の電気通信サービスに係る契約に移行したものとします。

(1) Universal Oneサービスに係るもの

Universal Oneサービス契約約款	Universal Oneサービス契約約款（第1編）
Universal Oneサービス	Universal Oneサービス第1種

(2) IP伝送サービスに係るもの

IP伝送サービス契約約款	Universal Oneサービス契約約款（第2編）
IP伝送サービス	Universal Oneサービス第2種第1類

(3) IP伝送（イーサアクセス）サービスに係るもの

IP伝送（イーサアクセス）サービス契約約款	Universal Oneサービス契約約款（第3編）
IP伝送（イーサアクセス）サービス	Universal Oneサービス第2種第2類

(4) イーサネット通信サービスに係るもの

イーサネット通信サービス契約約款	Universal Oneサービス契約約款（第4編）
イーサネット通信サービス	Universal Oneサービス第3種第1類
第2種イーサネット通信網サービス	第2種イーサネット通信網サービス
第5種イーサネット通信網サービス	第5種イーサネット通信網サービス
第6種イーサネット通信網サービス	第6種イーサネット通信網サービス
第7種イーサネット通信網サービス	第7種イーサネット通信網サービス

(5) イーサネット伝送サービスに係るもの

イーサネット伝送サービス契約約款	Universal Oneサービス契約約款（第5編）
イーサネット伝送サービス	Universal Oneサービス第3種第2類

(6) クローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの

IP通信網サービス契約約款（共通編）及び別冊（クローズドコンピュータ通信網サービス）	Universal Oneサービス契約約款（第6編）
--	----------------------------

クローズドコンピュータ通信網サービス	Universal Oneサービス第4種
--------------------	----------------------

(7) Group-Etherサービスに係るもの

Group-Etherサービス利用規約	Universal Oneサービス契約約款（第7編）
Group-Etherサービス	Universal Oneサービス第5種

(8) 専用サービスに係るもの

専用サービス契約約款	Universal Oneサービス契約約款（第8編）
専用サービス	Universal Oneサービス第6種
高速デジタル伝送サービス	高速デジタル伝送サービス
超高速品目に係るもの	超高速品目に係るもの
イーサネット専用サービス	イーサネット専用サービス

3 削除

- 4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等は、この附則の2に掲げる表の右欄の電気通信サービスに係る契約において、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、旧約款により生じた支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、旧約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年1月14日 NSク第500334号）

この改正規定は、平成28年1月15日から実施します。

附 則（平成28年1月29日 NSオ第500294号）

この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

附 則（平成28年2月9日 NSク第500391号）

この改正規定は、平成28年2月10日から実施します。

附 則（平成28年2月23日 NSク第500416号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年2月25日から実施します。
（料金の適用）
- 2 削除

附 則（平成28年3月18日 NSオ第500352号）

この改正規定は、平成28年3月31日から実施します。

附 則（平成28年3月14日 NSク第500444号）

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

附 則（平成28年4月18日 NSク第00030187号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月20日から実施します。
（料金の適用）
- 2 平成28年4月20日から平成28年7月31日までの間に、カスタマポータルから付加

機能（クラウドコネクト機能（Amazon接続タイプに限ります。）に限ります。）の申込みがあった場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））2（工事費の額）に規定する付加機能工事費（代表契約に係るもの（クラウドコネクト機能に限ります。）に限ります。）を適用しません。

附 則（平成28年6月2日 NSク第00044129号）
この改正規定は、平成28年6月6日から実施します。

附 則（平成28年6月2日 NSク第00044135号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年6月6日から実施します。
（料金の適用）
- 2 NSク第500416号（平成28年2月23日）の附則の2を平成28年6月6日をもって削除します。
- 3 削除

附 則（平成28年6月28日 NSク第00055459号）
この改正規定は、平成28年6月30日から実施します。

附 則（平成28年6月24日 NSク第00054018号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線制御装置とみなして取り扱います。

回線制御装置の種別がクラウドWi-Fi アクセスポイントに係るもの	回線制御装置の種別がクラウドWi-Fi アクセスポイントに係るもの 回線制御装置の保守の区別が保守タ イプ2に係るもの
--------------------------------------	--

附 則（平成28年7月29日 NSク第00068924号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

クラウドコネクト機能 Microsoft接続タイプ Microsoft Peering機能	クラウドコネクト機能 Microsoft接続タイプ Microsoft Peering
---	---

（料金の適用）

- 3 NSク第00044135号（平成28年6月2日）の附則の3を平成28年8月1日をもって削除します。
- 4 削除

附 則（平成28年8月17日 NSク第00073920号）

この改正規定は、平成28年 8 月22日から実施します。

附 則（平成28年10月 4 日 NSク第00093916号）

この改正規定は、平成28年10月 6 日から実施します。

附 則（平成28年10月28日 NSク第00104775号）

この改正規定は、平成28年10月31日から実施します。

附 則（平成28年10月27日 NSオ第00103881号）

この改正規定は、平成28年11月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表通則14(4)エの備考 4 に係る部分については、平成29年 2 月 1 日より実施します。

附 則（平成28年11月28日 NSク第00115230号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年11月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類及び区別等（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係る回線契約の種類及び区別等に相当するものとします。

Universal One契約 V P N契約 回線契約 通信の区分がギャランティ（フレキシブル）アクセスに係るもの 契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用に係るもの	Universal One契約 V P N契約 回線契約 通信の区分がギャランティ（フレキシブル）アクセスに係るもの 契約者回線等による区分がN T T C o m光アクセス利用に係るもの 分散に係る区別が分散パターン1に係るもの
--	--

附 則（平成29年 1 月 6 日 NSク第00131048号）

この改正規定は、平成29年 1 月10日から実施します。

附 則（平成29年 2 月14日 NSク第00146473号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年 2 月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年 2 月27日 NSオ第00152724号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の附帯サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の附帯サービスとみなして取り扱います。

Universal Oneサービスに係るもの ボイスゲートウェイ等の提供等	Universal Oneサービスに係るもの B B ルーターの提供等
クローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供 端末設備の種類がボイスゲートウェイ型に係るもの 上記に付随する無線LANカードに係るもの	クローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供 端末設備の種類がB B ルーター型のホームゲートウェイに係るもの 端末設備の種類がB B ルーター型の無線LANカードに係るもの

附 則（平成29年3月9日 NSク第00158803号）

この改正規定は、平成29年3月10日から実施します。

附 則（平成29年3月28日 NSク第00171242号）

この改正規定は、平成29年3月30日から実施します。

附 則（平成29年3月28日 NSク第00171889号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 4 NSク第500320号（平成27年12月24日）の附則の3を削除します。

附 則（平成29年3月30日 NSク第00174547号）

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附 則（平成29年4月12日 NSク第00180495号）

この改正規定は、平成29年4月17日から実施します。

附 則（平成29年4月26日 NSク第00186270号）

この改正規定は、平成29年4月28日から実施します。

附 則（平成29年4月26日 NSク第00186268号）

この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成29年4月26日 NSク第00186269号）

この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成29年6月8日 NSク第00201791号）

この改正規定は、平成29年6月12日から実施します。

附 則（平成29年 6 月29日 NSオ第00210363号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年 6 月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年 6 月27日 NSク第00209468号）
この改正規定は、平成29年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成29年 7 月28日 NSク第00221493号）
この改正規定は、平成29年 8 月 3 日から実施します。

附 則（平成29年10月13日 NSク第00251158号）
この改正規定は、平成29年10月16日から実施します。

附 則（平成29年10月13日 NSク第00251267号）
この改正規定は、平成29年10月16日から実施します。

附 則（平成29年10月26日 NSオ第00256872号）
この改正規定は、平成29年10月30日から実施します。
ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に係る部分については、平成29年10月 1 日から適用します。

- 附 則（平成29年10月27日 NSク第00257554号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成29年11月 1 日から実施します。
（料金の適用）
 - 2 NSク第00068924号（平成28年 7 月29日）の附則の 4 を平成29年11月 1 日をもって削除します。
（経過措置）
 - 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（料金表第 1 表（料金）に規定するクラウドコネクト機能（Microsoft 接続タイプのものに限ります。）に限ります。）に係る付加機能利用料については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年11月 6 日 NSク第00260686号）
この改正規定は、平成29年11月 8 日から実施します。

附 則（平成29年11月30日 NSク第00269835号）
この改正規定は、平成29年12月 1 日から実施します。

- 附 則（平成29年12月19日 NSク第00277990号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成29年12月20日から実施します。
（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

クラウドコネクト接続機能 その他接続タイプ	クラウドコネクト接続機能 その他接続タイプ ベストエフォート型 最大100Mbit/sまでの符号伝送 が可能なもの
--------------------------	---

附 則（平成30年1月26日 NSク第00292263号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年3月9日 NSク第00312412号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年3月13日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクラウドコネクト接続機能のMicrosoft接続タイプのものに関する料金その他の提供条件（論理接続の区分に係るものであって、Private Peeringに係るものを除くものに限ります。）については、なお従前のとおりとします。

ただし、その代表契約者から、改正後の規定によりクラウドコネクト接続機能のMicrosoft接続タイプを利用する旨の意思表示があった場合は、改正後の規定を適用します。

附 則（平成30年3月26日 NSオ第00323192号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているIP伝送サービスの国際VPNサービス（当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスと接続するものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、国際VPN契約者が行うことのできる契約内容の変更の請求等は、その国際VPNサービスと接続する第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているIP伝送サービス

（当社の I P 通信網サービスとアクセス回線共用を行うものに限りします。）に関する料金その他の提供条件（アクセス回線共用に係るものに限りします。）については、当社の I P 通信網サービスとのアクセス回線共用が解消されるまでの間、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している高額利用割引（その高額利用指定回線群に当社の I P 通信網サービス契約約款に規定する第 3 種契約又は第 5 種契約を含むものに限りします。）に関する割引適用条件については、その高額利用指定回線群から全ての第 3 種契約又は第 5 種契約が除外されるまでの間、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年 3 月27日 NSク第00324604号）

この改正規定は、平成30年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成30年 3 月29日 NSク第00326869号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年 4 月 2 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、次表の右欄のサービスに移行したものとします。

Universal Oneサービス契約約款（第 1 編） クラウドコネクト接続サポートサービス	Network Support Services利用規約 クラウド
Universal Oneサービス契約約款（第 1 編） UTM機能サポートサービス	Network Support Services利用規約 セキュリティ タイプ 2
Universal Oneサービス契約約款（第 1 編）及びArcstar Universal Oneサービス サービス提供条件書 マネージドプロ	Network Support Services利用規約 セキュリティ タイプ 3

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している左欄のサービスに係る料金等は、この附則の 2 の表の右欄のサービスにおいて、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定により付加機能（インターネット接続機能（UTMタイプに限りします。）に限りします。）を利用している代表契約者は、この改正規定実施の日において、Network Support Services利用規約に定める契約条件等に同意したものとみなします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた支払い又は支払わなければならなかったサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、改正前の規定によりその事由が生じたサービスに関する

損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年4月17日 NSク第00334787号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、次表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

クラウドコネクト接続機能 Software-Defined Network Service 接続タイプ	クラウドコネクト接続機能 その他接続タイプ
---	--------------------------

附 則（平成30年5月23日 NSク第00347573号）
この改正規定は、平成30年5月28日から実施します。

附 則（平成30年6月25日 NSク第00360683号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年6月29日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

インターネット接続機能 UTMタイプ	インターネット接続機能 UTMタイプ vUTMプレミアム
-----------------------	------------------------------------

附 則（平成30年6月27日 NSク第00362027号）
この改正規定は、平成30年6月29日から実施します。

附 則（平成30年8月29日 NSク第00384147号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年9月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成30年6月29日からこの改正規定実施前に当社に申込みのあった、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスからベストエフォート（IPoE）アクセスへの移行については、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(4)欄のイ又はエに定める額の支払いを要しません。

附 則（平成30年9月26日 NSク第00395102号）
この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則（平成30年11月14日 NSク第00415228号）
この改正規定は、平成30年11月19日から実施します。

附 則（平成31年1月17日 NSク第00438938号）
この改正規定は、平成31年1月23日から実施します。

附 則（平成31年 1 月30 日 N S 才第00444658号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約に移行したものとします。

クローズドコンピュータ通信網契約 クローズドコンピュータ通信網サービスの種別がカテゴリー 2 に係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目等がクラス 1 のタイプ 2 のコース 1 のプラン 6 に係るもの 光アクセス回線が西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5－1 に係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目等がクラス 1 のタイプ 2 のコース 1 のプラン 6 に係るもの 光アクセス回線が西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5－2 に係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスの種別がカテゴリー 3 に係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目等がクラス 1 のタイプ 5 に係るもの	クローズドコンピュータ通信網契約 クローズドコンピュータ通信網サービスの種別がカテゴリー 2 に係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目等がクラス 1 のタイプ 2 のコース 1 のプラン N F に係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目等がクラス 1 のタイプ 2 のコース 1 のプラン N M に係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスの種別がカテゴリー 3 に係るもの クローズドコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目等がクラス 1 のタイプ N に係るもの
---	---

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成31年 2 月18 日 N S ク第00452520号）

この改正規定は、平成31年 2 月20日から実施します。

附 則（平成31年 3 月 4 日 N S ク第00460421号）

この改正規定は、平成31年 3 月 8 日から実施します。

附 則（平成31年 3 月 6 日 N S ク第00461677号）

この改正規定は、平成31年3月15日から実施します。

附 則（平成31年1月25日 NSク第00442890号）

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附 則（平成31年3月12日 NSク第00464624号）

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附 則（平成31年4月11日 NSク第00484889号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月17日から実施します。
ただし、この改正規定中、ハイブリッドライセンス機能の提供に関する部分については、令和元年5月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により付加機能のセキュリティ機能（Webセキュリティタイプ又はVBBSタイプに限ります。）を利用している代表契約者については、次表に定める付加機能利用料を適用します。

月額

区 分	単 位	料 金 額
Webセキュリティタイプ	1のIDごとに	400円（440円）
VBBSタイプ	1のIDごとに	250円（275円）
備考 1 本表の料金額を適用するセキュリティ機能には、次の条件があります。 （1） ID数の増減があった場合についても、本表の料金を適用します。 （2） Webセキュリティタイプについては、アドバンス機能及び固定アウトバウンドIP機能を提供しません。 2 本表の料金額及び備考1に定める事項を除いては、料金表第1表第1類（利用料金）第1（VPNサービスに係るもの）2-2-1-8（セキュリティ機能）の規定を適用します。		

附 則（平成31年4月18日 NSク第00487991号）

この改正規定は、平成31年4月26日から実施します。

附 則（平成31年4月11日 NSク第00484890号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年5月7日 NSク第00492385号）

この改正規定は、令和元年5月8日から実施します。

附 則（令和元年5月13日 NSク第00494640号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年5月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年6月24日 NSク第00511908号）
この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

- 附 則**（令和元年7月18日 NSオ第00521662号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、令和元年7月23日から実施し、7月利用料金から適用されます。
(経過措置)
 - 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年9月27日 NSク第00549402号）
この改正規定は、令和元年9月30日から実施します。

- 附 則**（令和元年8月23日 NSク第00534568号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 令和元年10月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく6.3%に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年9月27日 NSク第00549402号）
この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附 則（令和元年12月25日 NSク第00586025号）
この改正規定は、令和2年1月14日から実施します。

附 則（令和2年1月6日 NSク第00587610号）
この改正規定は、令和2年1月14日から実施します。

- 附 則**（令和2年1月22日 NSオ第00593449号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、令和2年2月1日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５－１のＩ型の100Mb/s品目のプラン３（プラン３－２）又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。）を契約者回線等としているUniversal Oneサービスについては、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、当社はその光アクセス回線をUniversal Oneサービスの契約者回線等として取り扱います。
- 3 前項に規定する取扱いについては、令和２年３月31日までとします。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和２年２月27日 ＮＳク第00609824号）

この改正規定は、令和２年３月２日から実施します。

ただし、次に掲げる規定については、令和２年３月31日から実施します。

- (1) Universal Oneサービス契約約款（第２編）の規定
- (2) Universal Oneサービス契約約款（第３編）の規定
- (3) Universal Oneサービス契約約款（第４編）の規定
- (4) Universal Oneサービス契約約款（第５編）の規定
- (5) Universal Oneサービス契約約款（第６編）の規定
- (6) Universal Oneサービス契約約款（第７編）の規定
- (7) Universal Oneサービス契約約款（第８編）の規定

附 則（令和２年３月９日 ＮＳク第00615132号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和２年３月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているワイヤレスアクセスの３Ｇタイプに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、回線契約者は、ＬＴＥタイプから３Ｇタイプへの変更となる場合を除き、契約内容の変更の請求等を行うことができます。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和２年３月25日 ＮＳク第00625664号）

この改正規定は、令和２年３月30日から実施します。

附 則（令和２年３月26日 ＮＳク第00627183号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和２年３月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

クラウドコネクタ接続機能 O r a c l e 接続タイプ	クラウドコネクタ接続機能 O r a c l e 接続タイプ Private Peering
-----------------------------------	--

附 則（令和２年３月２６日 ＮＳク第00627429号）
（実施期日）

- この改正規定は、令和２年３月３０日から実施します。
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。この場合、右欄の付加機能に係る区分（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の付加機能に係る区分に相当するものとします。

インターネット接続機能 (1) (2)以外のもの (2) U T Mタイプ v U T Mプレミアム (2) U T Mタイプ v U T Mスタンダード	インターネット接続機能 (1) G W型 (2) U T M型 v U T Mプレミアム ベストエフォート型のV P N型 の1 Gb/s (2) U T M型 v U T Mスタンダード ベストエフォート型の全拠点型 の1 Gb/s
--	--

附 則（令和元年12月25日 ＮＳク第00585837号）
この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。

附 則（令和２年３月31日 ＮＳク第00631575号）
この改正規定は、令和２年４月８日から実施します。

- 附 則（令和２年４月９日 ＤＰＳサ第00635095号）
（実施期日）
- この改正規定は、令和２年４月17日から実施します。
（経過措置）
 - この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

クラウドコネクタ接続機能 M i c r o s o f t 接続タイプ	クラウドコネクタ接続機能 M i c r o s o f t 接続タイプ Azure ExpressRoute利用
---	---

附 則（令和２年４月20日 ＤＰＳサ第00638228号）
この改正規定は、令和２年４月22日から実施します。

附 則（令和２年５月29日 ＤＰＳサ第00654374号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定適用前に、当社が販売した仮想化制御装置（当社が海外へ配送したものに限り。）のセンドバック保守は、令和2年6月30日をもって終了するものとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年5月29日 D P S 第00654529号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第4編）（以下「旧約款」といいます。）の規定に基づき締結している次表左欄の契約は、この改正規定実施の日において、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に定める同表右欄の契約に移行したものとします。

イーサネット通信サービス契約 第2種契約	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約 第5種契約	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約 第6種契約 通信の区別がグレード1に係るもの	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約 第6種契約 通信の区別がグレード2に係るもの	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がバーストアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約 第7種契約 通信の区別がグレード1に係るもの	Universal Oneサービス契約 回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がギャランティアクセスに係るもの
イーサネット通信サービス契約	Universal Oneサービス契約

第7種契約 通信の区別がグレード2に係るもの	回線契約 レイヤーの区別がレイヤー2に係るもの 通信の区分がバーストアクセスに係るもの
---------------------------	---

3 この改正規定実施の日において、この附則の2の表の左欄の契約に係る通信グループ代表者から、Universal Oneサービス契約約款（第1編）に規定する代表契約の申込みがあったものとみなし、その通信グループ代表者と当社との間で代表契約を締結したものとします。

ただし、その契約に係る通信グループとの間で通信することができる代表契約をすでに締結している場合は、この限りではありません。

4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。

ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。

- (1) 期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等
- (2) 料金等（特約を締結している場合は、その特約事項を含みます。）
- (3) 品目及び通信又は保守の態様による細目（この附則の2の表で定めるものを除きます。）
- (4) 付加機能
- (5) 附帯サービス
- (6) Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスに係る電気通信設備との間の通信
- (7) 故障通知時間SLAは適用しないこと

5 当社は、この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約においてイーサネット通信サービス契約者が付加機能（故障通知機能に限ります。）を利用していない場合については、この附則の2の表の右欄の契約において、そのUniversal Oneサービスがまったく利用できない状態であっても、その旨の通知を行いません。

ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット通信サービス接続機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス2のタイプ2に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

8 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

9 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年6月26日 D P S サ第00664193号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

セキュリティ機能 H E S タイプ	セキュリティ機能 メールセキュリティタイプ
-----------------------	--------------------------

附 則（令和 2 年 9 月 3 日 D P S サ第00685784号）
この改正規定は、令和 2 年 9 月 8 日から実施します。

附 則（令和 2 年 9 月 23 日 D P S サ第00692360号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 9 月 30 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

セキュリティ機能 I W S a a S タイプ	セキュリティ機能 W e b セキュリティタイプ
セキュリティ機能 I W S a a S タイプに追加可能な機能 ハイブリッドライセンス機能	セキュリティ機能 W e b セキュリティタイプに追加可能な機能 アドバンス機能

- 3 N S ク第00484889号（平成31年 4 月 11 日）の附則の 2 における「I W S a a S タイプ」を「W e b セキュリティタイプ」に改め、同附則の 2 の表の備考 1 (2) における「ハイブリッドライセンス機能を提供しません。」を「アドバンス機能及び固定アウトバウンド I P 機能を提供しません。」に改めます。

附 則（令和 2 年 10 月 27 日 D P S サ第00705645号）
この改正規定は、令和 2 年 10 月 29 日から実施します。
ただし、専用サービスに係るものは、令和 2 年 11 月 30 日から実施します。

附 則（令和 3 年 1 月 26 日 D P S サ第00736957号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 31 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 2 のクラス 1、クラス 2（タイプ 6 に係るものを除きます。）、クラス 4 又はクラス 8 に係るものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、クローズドコンピュータ通信網契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。
 - (1) 移転（同一の建物内の移転に限り。）
 - (2) I P アドレスの変更
 - (3) 氏名等の変更
- 4 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。
 - (1) 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。
 - (2) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和２年12月23日 ＤＰＳサ第00726925号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和３年２月１日から実施します。
（サービスの廃止）
- 2 当社は、令和３年２月１日付で、次に掲げるUniversal Oneサービス、クローズドコンピュータ通信網サービス及びGroup-Etherサービス（以下この附則において「Universal Oneサービス等」といいます。）を廃止します。
 - (1) Universal Oneサービス
 - ア レイヤー３ ベストエフォートアクセス フレッツ一括提供型 ベーシック
 - イ レイヤー３ ベストエフォートアクセス フレッツ別契約型 ベーシック
 - ウ レイヤー２ ベストエフォートアクセス フレッツ一括提供型 ベーシック
 - エ レイヤー２ ベストエフォートアクセス フレッツ別契約型 ベーシック
 - (2) クローズドコンピュータ通信網サービス
 - ア カテゴリー２ クラス１ タイプ２ プラン３
 - イ カテゴリー２ クラス４ プラン４
 - ウ カテゴリー３ クラス２ タイプ３
 - (3) Group-Etherサービス
 - ア カテゴリー１ クラス１ タイプ１ コース１
 - イ カテゴリー１ クラス２ タイプ１ コース１
 - ウ カテゴリー２ クラス１ タイプ１ コース１
 - エ カテゴリー２ クラス２ タイプ１ コース１
- （経過措置）
- 3 前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５－１のＩ型の100Mb/s品目のプラン２又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。）を契約者回線等としているUniversal Oneサービス等については、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、次のとおりとします。
 - (1) その光アクセス回線をUniversal Oneサービス等の契約者回線等として取り扱います。
 - (2) そのUniversal Oneサービス等に関する料金その他の提供条件について、なお従前のとおりとします。
 - (3) (2)の場合、Universal Oneサービス等に係る契約者は、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。
- 4 第２項及び第３項の規定にかかわらず、次に掲げるUniversal Oneサービス等については、当分の間、次に定めるところによりその提供を継続します。
 - (1) Universal Oneサービスは、次のサービスを対象とします。

対象プラン等	内 容
ベストエフォートアクセス フレッツ別契約型 ベーシック	Universal Oneサービス契約約款（第１編）別記３の(2)に掲げるアの(ウ)から(オ)まで並びにイの(イ)及び(ウ)に係る光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（プラン２として提供していたものに限り。）からの移行に係るもの

備考 レイヤー 3 及びレイヤー 2 の双方において対象とします。

(2) クローズドコンピュータ通信網サービスは、次のサービスを対象とします。

対象プラン等	内 容
カテゴリー 2 クラス 1 タイプ 2 プラン 3	Universal Oneサービス契約約款（第 6 編）に基づいて提供する プラン NF と同じ光アクセス回線を利用するものであって、東 日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款 及び料金表に規定するメニュー 5－1（プラン 2 として提供し ていたものに限り。）からの移行に係るもの

(3) Group-Etherサービスは、次のサービスを対象とします。

対象プラン等	内 容
クラス 2 タイプ 1 コース 1	Universal Oneサービス契約約款（第 7 編）に基づいて提供する コース 2 と同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日 本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及 び料金表に規定するメニュー 5－1（プラン 2 として提供して いたものに限り。）からの移行に係るもの
備考 カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 の双方において対象とします。	

(4) (1) から (3) までに掲げる Universal One サービス等については、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。

(5) (1) から (4) までに定める事項を除いては、この改正規定実施前において各対象プラン等に適用されていた料金その他の提供条件を適用します。

5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 2 月 18 日 D P S サ第 00745364 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 2 月 24 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（インターネット接続機能の U T M 型に係るものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 3 月 13 日 D P S サ第 00757858 号）

この改正規定は、令和 3 年 3 月 19 日から実施します。

附 則（令和 3 年 1 月 13 日 D P S サ第 00732029 号）

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日 D P S サ第 00761494 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（クラウ

ドコネクト接続機能（Microsoft 接続タイプの Azure Peering Service 利用に係るものに限ります。）に限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 5 月 20 日 D P S サ第 00786158 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 5 月 26 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表左欄の付加機能については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取扱いします。

クラウドコネクト接続機能 E C L 接続タイプ	クラウドコネクト接続機能 SDPF Cloud/Server 接続タイプ
-----------------------------	---

附 則（令和 3 年 6 月 15 日 D P S サ第 00794566 号）

この改正規定は、令和 3 年 6 月 18 日から実施します。

附 則（令和 3 年 6 月 17 日 D P S 企第 00795589 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 料金表第 1 表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第 1 類（利用料金）第 1（V P N サービスに係るもの）2－5（電話リレーサービス料）の備考欄の期間について、令和 3 年度においては、令和 3 年 7 月利用分から起算して適用するものとします。

附 則（令和 3 年 7 月 26 日 D P S サ第 00809355 号）

この改正規定は、令和 3 年 7 月 28 日から実施します。

附 則（令和 3 年 6 月 28 日 D P S サ第 00800331 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 10 月 27 日 D P S サ第 00841901 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 11 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している Universal One サービス等であって、次に掲げるものに関する料金その他の提供条件については、なお

従前のとおりとします。

(1) Universal Oneサービス

ア レイヤー2 ベストエフォートアクセス シングルセッション
(DSL回線に係る品目に限ります。)

イ レイヤー2 ベストエフォートアクセス デュアルセッション

(2) Group-Etherサービス

3 前項の場合において、Universal Oneサービス等に係る契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。

(1) 移転（同一の建物内の移転に限ります。)

(2) 氏名等の変更

4 当社は、Universal Oneサービス等に係る契約者から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。

(1) 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。

(2) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年11月18日 D P S 第00849608号）

この改正規定は、令和3年11月19日から実施します。

附 則（令和4年1月7日 D P S 第00867003号）

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則（令和4年2月24日 D P S 第00884557号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 D P S 第00800331号（令和3年6月28日）の附則の2の規定をこの改正規定実施の日をもって削除します。

3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年3月14日 D P S 第00893979号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

Universal One Virtual機能 仮想サーバに係るもの 日本国内に設置されるもの	Universal One Virtual機能 仮想サーバに係るもの vCore(i)
---	---

3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年4月27日 D P Sサ第00916684号）

この改正規定は、令和4年5月9日から実施します。

附 則（令和4年6月20日 D P Sサ第00933170号）

この改正規定は、令和4年6月29日から実施します。

附 則（令和4年6月8日 P S事推第00928389号）

この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

附 則（令和4年9月26日 C N S 1サ第00966360号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（クラウドコネクト接続機能であって、以下に掲げるものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
 - (1) その他接続タイプ
 - (2) Amazon接続タイプ
 - (3) Microsoft接続タイプ
 - (4) SDPF Cloud/Server接続タイプ
 - (5) c y b o z u . c o m接続タイプ
 - (6) Google接続タイプ
 - (7) I B M接続タイプ
 - (8) Oracle接続タイプ
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年11月30日 C N S 1サ第00989271号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年1月24日 C N S 1サ第01007985号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年2月4日から実施します。
（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、当社が販売した回線制御装置（その回線制御装置の保守サービスを含みます。以下この附則において同じとします。）に係る料金その他の取り扱いについては、当社がその回線制御装置の保守サービスの提供を終了するまでの間、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に当社が回線契約者（国際V P Nサービスに係る者に限ります。以下本附則において同じとします。）に回線制御装置の見積書を提示した場合であって、この改正規定実施後に、その回線契約者からその提示した見積書に係る回線制御装置を購入する旨の請求があったときは、当社は、その見積書が有効である場合に限り、その回線制御装置の販売等を行います。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。